

官報號外

號外 昭和十三年三月十七日

○第七十三回 帝國議會衆議院議事速記錄第二十九號

昭和十三年三月十六日(水曜日)

議事日程 第二十八號

第一 入營者職業保障法中改正法律案
(政府提出) 第一讀會

第二 東洋拓殖株式會社法中改正法律案
(政府提出)

第十三 刑事判決宣告猶豫ニ關スル法律案（一松定吉君外五名提出）

第一讀會

第十四 行政執行法中改正法律案（一
松定吉君外七名提出） 第一讀會

第十五 刑事訴訟法中改正法律案（內
藤正剛君外六名提出） 第一讀會

第十六 陪審法中改正法律案（内藤正
剛君外六名提出） 第一讀會

第十七 司法書士法中改正法律案（中
山福歲君外五名提出） 第二讀會

第三 青年禁酒法案（坂東幸太郎君外
第一讀會人續（委員長報告）
第十八名提出） 第一讀會

第四 護國共同組合法案（池田秀雄君
外一名提出） 第一讀會

第五 護國共同組合法案（篠原義政君

第二十 私生子ノ名稱ニ關スル法律案
(中山福蔵君外五名提出) 第一賣會

第六 酒造稅法中改正法律案（古島義 三司呈聞）

第二十一 理容師法案（中山福爾摩斯外
八名提出） 第一讀會

第七 入營者職業保障法中改正法律案 (錢昭晉次郎君外四名提出) 第一讀會

第二十二回
村嘉六君外十四名提出 第一讀會

第八 船員保險法案（米羅滿亮君外一名提出） 第一讀會

八名提出) 第一讀會

文一郎君外二十六名提出 第一讀會

第五名提出 第一讀會

十六名提出 第一讀會

第二十六 產師法案（野方次郎君外一 石是出）

第十二
刑法中改正法律案
（一）極定吉
君外六名提出
第一讀會

官報號外 昭和十三年三月十七日 衆議院議事速記錄第二十九號 議長ノ報告

○議長(小山松壽君) 是ヨリ會議ヲ開キマス

域ニ關スル規定其他若干ノ規定ニ付キ、修正削除ヲ爲サントスルモノデアリマスガ、簡單ニ右ニ關スル委員會ニ於ケル質疑應答ノ要點ダケヲ御報告致シタイト思ヒマス

先づ副總裁設置ノ趣旨、副總裁銓衡ノ方針等ニ付キ質問ガアリマシタガ、之ニ對シテ政府ヨリ副總裁設置ノ趣旨ハ、會社ノ營業ノ進展複雜化ニ伴ヒ、總裁ヲ輔佐シテ社務ノ統轄ニ當ラシメ、以テ會社ノ使命達成上遺憾ナカラシメントスルニアリ、副總裁ノ銓衡方針トシテハ、廣ク人材ヲ江湖ニ求メ、適材適所ノ方針ヲ以テ善處スル旨答辯ガアリマシタ

云フコトデアリマシタ、即チ其第一ハ、右ノ附帶決議ニ對シテ、當局ハ成文化シタル法律同様ニ之ヲ尊重スル覺悟アリヤ、其第二ハ、東洋拓殖株式會社ハ其國策會社タル本來ノ使命ニ鑑ミ、徒ニ營利本位ニ走ルコトナク、其投資會社ノ中既ニ獨立自營ノ出來ル優良會社ニ對シテハ、之ヲ民間ニ開放シテ、漸次其資金ヲ回収シテ、更ニ新規ノ國策的事業ニ投資セシムル必要ガアルト信ズル、政府ノ所見如何、其第三ハ、東洋拓殖株式會社ハ、北支開發會社、中支振興會社等トノ業務ノ範圍ヲ協定シテ無用ノ競争ヲ避クルヤウニ當局ノ嚴重ナル監督ヲ望ム、ヨリ、第一ノ附帶決議ニ對シテハ、其趣旨ヲ十分ニ尊重スベキ旨御言明ガアリマシタ、政府ノ所見如何、之ニ對シテ大谷拓務大臣同感デアルカラ、今後其方針デ東拓ヲ監督

ハ成文化シタル法律同様ニ尊重サレンコトヲ望ム旨希望ヲ述べラレマシタ、續イテ定義ノ附帶決議ノ附帶決議附ニテ原案ニ賛成スル者デアルケレドモ、此際特ニ三ツノ事項ニ關シ、拓務大臣ノ言明ヲ得テ置キタイト

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト呼フ者アリマセヌカ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス

レタル者、又ハ入營ヲ命ゼラル、コトアリ
ベキ者ニ對シ、其故ヲ以テ就職ニ付テ不利
益ナル取扱ヲ受ケシムルコトナク、且ツ退
營後ノ再雇傭ニ付キ後顧ノ憂ナカラシムル
爲メ、昭和六年四月一日公布セラレ、同年
十一月一日ヨリ施行セラレタノデアリマス、
爾來約七年ヲ經過シ、其間ニ於キマシテ本
法ノ趣旨へ漸次普及セラレ、相當ノ效果ヲ
挙ゲテ參ツタノデアリマスルガ、現下ノ情勢
ニ鑑ミマスレバ、尙ホ不十分ナ點ガアリ、殊
ニ今次ノ支那事變ニ伴フ召集解除者ノ就
職、近ク實施セラレマス在營年限延長等ニ
對處スルニハ、現行法ニ改正ヲ加フルノ必
要アリト認メラル、ノデアリマス、仍テ茲
ニ本改正法律案ヲ提出スルニ至ツタノデアリ
マス

フコトヲ考ヘルト同時ニ出征ヲ致シマシタ
シテ出来ルダケノ援護ヲ與ヘルト云フコト
ハ、否、救援ヲスルト云フコトハ、國家及
ビ國民ノ出征軍人ニ對スル最大ナル責務デ
アルト思フノデアリマス(拍手)斯ル觀點ニ
立チマシテ、私共ハ政府ガ出征軍人ニ付テ、
ソレハ、救援ノ方法ヲ講ゼラレ、銃後ノ立
法ヲサレルコトニ付キマシテハ、結構デア
ルト考ヘテ居ルノデアリマスガ、現ニ出征
ヲ致シマシテ名譽ノ戰傷ヲ受ケラレ、或ハ不幸
不幸病魔ニ冒サレマシテ、後送ノ已ムナキニ
ニ至シ多クノ同僚モアラレルノデアリマ
ス、是等名譽ノ戰傷ヲ受ケラレ、或ハ不幸
病魔ニ冒サレマシテ、後送ノ已ムナキニ
トシテ社會ニ立ツテ行ク場合ニ於キマシテ
ハ、是等ノ傷痍軍人ニ對シマシテハ、心ヨ
リ出來ル限リノ施設ヲ國家ハシナケレバナ
ラヌト思フノデアリマス、然ルニ會期アト
九日程ニ迫ツテ居ルノデアリマスルガ、政
府ニ於キマシテハ、傷兵保護院法案竝ニ傷
痍軍人保護法ヲ提出スルガ如ク言ハレテ
居ツタノデアリマスガ、未ダニ提案ガアリマ
セヌ、會期ハ既ニアト九日ニ迫ツテ居ルノ
デアリマス、而モ傷兵保護院法案ハ傷痍軍
人ノ待遇ニ關シ、或ハ此再教育問題ニ付
テ、重大ナル法案デアルト私共ハ考ヘテ居
財源問題ガ一致シナイト云フヤウナ話ヲ聞
クノデアリマスルガ、如何様ナ都合カマダ
提案ガナインデアリマスカ、聞ク所ニ依リ
マスナラハ、厚生省ト大藏省トノ間ニ於テ、
アルノデアリマスルガ、如何様ナ都合カマダ
提案ガナインデアリマスカ、聞ク所ニ依リ
マスナラハ、厚生省ト大藏省トノ間ニ於テ、
覺悟デ、傷兵保護院法案竝ニ傷痍軍人保護
法ノ如キハ提案サレテ然ルベキダト考ヘル
ハ、大藏省ニ於キマシテモ思切ッテ金ヲ出ス
カ、此點ヲ御聽シタイト思フノデアリマス

次ニ入營者職業保障法中改正法律案ニ於テ、五十人ノ工場ヲ三十人ニ改メ、或ハ勞務及ビ給與ノ規定ヲ、「少クトモ」ト云フ文、字ヲ入レマシテ、サウシテ出征前ニ取テ居リマシタ給與ヲ下ラナイヤウニ致シマシタコトハ、洵ニ結構デアルト私ハ思フノデアリマスルガ、此法律ハ刑罰規定ヲ持タナインドウカ、私ハ疑ハザルヲ得ナイノデアリマス、總チ資本家ノ道義心ニ溯ヘテ本法ヲ運用スルト云フヤウニ出來上テ居ルノデアリマスルガ、果シテ刑罰ヲ持タナイ法規ニ於テ、其運用ノ妙ヲ期スルカドウカ、私ハ疑ハザルヲ得ナイノデアリマス此點ニ付テ政府當局ノ所見ヲ私ハ承リタス、ト思ヒマス、國家ト民族ガ一大飛躍ヲ試ミル時ニ、アル時ニ、現在日本ノ國內ニ於キマシテモ、所有權ヲ権ニシテ現狀維持的所論ヲ立テ私共ハ聽クノデアリマス、是ハ議會ノ内ニ於テモ、議會ノ外ニ於テモ、或ハ電力法案、或ハ總動員法案ノ審議中ニモ、斯ウ云々タ所論ノ現レラ私共ハ聽クノデアリマス、少クトモ國家ト民族ガ一大飛躍ヲ試ミル時ニ當ツテ、國民ト致シマシテハ、之ニ對シテ後髮ヲ引クヤウナ行動、言論ガアツテヘ、断ジテナラナイト私ハ考ヘルノデアリマスガ、現ニ行ハレテ居リマスル所ノ議論ト云フモノハ、往々ニシテ資本家の根性ガ出テ參リマシテ、國家ト民族ノ飛躍ニ對シテ、後髮ヲ引クヤウナ傾向ガアルノデアリマスガ、此點カラ考ヘテ見マシテモ、或ル程度ノ刑罰法規ヲ持タナイ以上ニ於キマシテハ、本法ノ運用ノ上ニ於テ完全ヲ期セラレナイト云思フノデアリマスガ、政府ハ如何ヤウニ御考ニナシテ居ルカ同ヒタイ、第三點ハ本法案ハ原職ニ復歸スルト云フコトヲ原則トシテ居リマセヌノデアリマス、原職ニ復歸出處ナカツタ場合ニ於テハ、ソレドヽ職業紹介所ヲ經テ、或ハ地方行政官廳ノ手ヲ經テ云フヤウニ規定シテ居ルノデアリマスガ、少クトモ本法ハ原職ニ復歸スルト云フコトヲ原則トシテ立法シテ然ルベキト、私共ハ

ノコトデアリマスガ、厚生省ハ現在内務省ノ一部ト舊社會局跡ニ分離ヲサレテ居ルノデアリマス、厚生省ノ持ツ任務ト云フモノハ、戰後社會政策上ニ於テ、重大ナル任務ヲ私共ハ持ツ居ルト思フノデアリマスガ、一面ニ於テハ内務省ニ居候ヲシ、一面ニ於テ社會局跡ニト云ッタヤウナコトデ、分離シテ居ルト云フコトハ、事務ノ統一連絡ノ上ニ於テ、甚ダ支援ヲ來スデアラウト云フコトヲ考ヘルノデアリマスガ、事務統一ノコトニ付テ、ドウ云フヤウニ處置ヲ執ラレルノデアルカ、此點モ一點御聽シテ置キタイト思フノデアリマス、以上四點ニ付テ御答辯ヲ願ヒタト思ヒマス

○國務大臣侯爵木戸幸一君登壇

國務大臣木戸幸一君、淺沼サンニ御答致シマス、第一ノ御尋ハ、傷兵保護ニ關シマスル點デアリマスガ、傷兵保護ハ現下ノ時局ニ鑑ミマシテ、極メテ重要ナルコトハ申ス迄モナイノデアリマス、政府ニ於キマシテハ、十三年度ノ追加豫算トシテ、十分ナル施設ヲ爲スベク、目下各關係當局ト協議致シテ居リマスノデ、最近ノ機會ニ於テ提案シテ御協賛ヲ願フコトニナッテ居リマス、其對策ノ施行方法ト致シマシテ、法律ニ依リマシテ法人ヲ設ケテ、一つノ機關ヲ作ルト云フコトニ付キマシテモ、十分研究致シマシタガ、此點ニ付キマシテハ、新例デモアリマスシ、種々考究スペキ點ガアルノト、更ニ又傷兵ノ保護ハ、國家自ラガ其任ニ當ルベキデアッテ、他ニ之ヲ委シテ居ルト云フヤウナ印象ヲ與ヘマスルコトニ付キマシテハ、篤ト考慮致シマシテ、只今計畫致シテ居リマスノデ、厚生省ニ於キマシテ、一つノ外局的ノ機關ヲ設ケマシテ、

ウナ法律ト云フモノガドレダケアリマセウ
カ、此法律案ヲ拜見致シマスルト、「雇傭ス
ルコトヲ懲罰スルコトヲ得」、傭ヘト云フコト
ヲ会社ニ對シテ勸メルコトガ出來ルト云フ、
斯ウシタ生温イ規定ナノデアリマス、積極
的ノ規定ガナイ限りハ、斷ツタテ刑罰ニハ
觸レナイ、要スルニ是ハ政府モ聲明セラレ
タヤウニ、只管資本家ノ傭主ノ良心ノ判断
ニ俟ツ、斯ウ云フヤウナコトデアリマスル
ガ、又之ヲ強制規定ニスレバ、今ノ大臣ノ
御答辯デハ、或ハ兵役義務ヲ忌避スルヤウ
ナ逆效果ヲ生ズルカモ知レナイト云フヤウ
ナ御話デアル、兵役ノ義務ヲ忌避スルト云
フコトハ、兵役ニ服スル者ニ對スル十分ナ
ル保護ガアレバ、決シテ忌避ハ致サナイノ
デアル、十分ナル保護ト云ヘバ、丁度丁年
ニ達シマシテ、兵役年齢ニ達シマシテ、召
集セラレテ入營ラスル、サウシテ満期ニナッ
タ所ガ、元ノ職ニハ外ノ人ガ居ル、ソレヲ
法律ノ規定デ、元ノ地位ニ歸シテヤルト云
フコトガ、本當ニ兵役義務者ニ保護スル所
以デアリマシテ、之ヲ只管傭主ノ良心ニ俟
ツト云フヤウナ事柄ハ、決シテは兵役義
務者ヲ保護スル所以デハナイ、寧ロ制裁規
定ヲ置カナイコトガ、兵役義務ヲ忌避スル
所以ニナルト思フノデアリマス(拍手)此職
業保障法ト云モノハ、七年前ニ制定セラ
レタノデアリマス、而モ其當時ニ於テスラ、
ノナイ争ヲ屢々見タノデアリマス、七年以前
ノ時代ト只今トデハ、言フ迄モナク内外ノ
情勢ハスカカリ變ツテ居リマス、而モ今ハ戰
ナ、微弱ナル態度ニ何故政府ハ出ナケレバ
ナラナカッタノカ、即チ是ハ勞働者階級ニハ
極メテ冷淡デアッテ、資本家ヲ只管恐れルヤ
ニ俟ツ、斯ウ云フヤウナコトデアリマスル
ガ、又之ヲ強制規定ニスレバ、今ノ大臣ノ
御答辯デハ、或ハ兵役義務ヲ忌避スルヤウ
ナ逆效果ヲ生ズルカモ知レナイト云フヤウ
ナ御話デアル、兵役ノ義務ヲ忌避スルト云
フコトハ、兵役ニ服スル者ニ對スル十分ナ
ル保護ガアレバ、決シテ忌避ハ致サナイノ
デアル、十分ナル保護ト云ヘバ、丁度丁年
ニ達シマシテ、兵役年齢ニ達シマシテ、召
集セラレテ入營ラスル、サウシテ満期ニナッ
タ所ガ、元ノ職ニハ外ノ人ガ居ル、ソレヲ
法律ノ規定デ、元ノ地位ニ歸シテヤルト云
フコトガ、本當ニ兵役義務者ニ保護スル所
以デアリマシテ、之ヲ只管傭主ノ良心ニ俟
ツト云フヤウナ事柄ハ、決シテは兵役義
務者ヲ保護スル所以デハナイ、寧ロ制裁規
定ヲ置カナイコトガ、兵役義務ヲ忌避スル
所以ニナルト思フノデアリマス(拍手)此職
業保障法ト云モノハ、七年前ニ制定セラ
レタノデアリマス、而モ其當時ニ於テスラ、
ノナイ争ヲ屢々見タノデアリマス、七年以前
ノ時代ト只今トデハ、言フ迄モナク内外ノ
情勢ハスカカリ變ツテ居リマス、而モ今ハ戰
ナ、微弱ナル態度ニ何故政府ハ出ナケレバ
ナラナカッタノカ、即チ是ハ勞働者階級ニハ
極メテ冷淡デアッテ、資本家ヲ只管恐れルヤ
ニ俟ツ、斯ウ云フヤウナコトデアリマスル
ガ、又之ヲ強制規定ニスレバ、今ノ大臣ノ
御答辯デハ、或ハ兵役義務ヲ忌避スルヤウ
ナ逆效果ヲ生ズルカモ知レナイト云フヤウ
ナ御話デアル、兵役ノ義務ヲ忌避スルト云
フコトハ、兵役ニ服スル者ニ對スル十分ナ
ル保護ガアレバ、決シテ忌避ハ致サナイノ
デアル、十分ナル保護ト云ヘバ、丁度丁年
ニ達シマシテ、兵役年齢ニ達シマシテ、召
集セラレテ入營ラスル、サウシテ満期ニナッ
タ所ガ、元ノ職ニハ外ノ人ガ居ル、ソレヲ
法律ノ規定デ、元ノ地位ニ歸シテヤルト云
フコトガ、本當ニ兵役義務者ニ保護スル所
以デアリマシテ、之ヲ只管傭主ノ良心ニ俟
ツト云フヤウナ事柄ハ、決シテは兵役義
務者ヲ保護スル所以デハナイ、寧ロ制裁規
定ヲ置カナイコトガ、兵役義務ヲ忌避スル
所以ニナルト思フノデアリマス(拍手)此職
業保障法ト云モノハ、七年前ニ制定セラ
レタノデアリマス、而モ其當時ニ於テスラ、
ノナイ争ヲ屢々見タノデアリマス、七年以前
ノ時代ト只今トデハ、言フ迄モナク内外ノ
情勢ハスカカリ變ツテ居リマス、而モ今ハ戰
ナ、微弱ナル態度ニ何故政府ハ出ナケレバ
ナラナカッタノカ、即チ是ハ勞働者階級ニハ
極メテ冷淡デアッテ、資本家ヲ只管恐れルヤ
ニ俟ツ、斯ウ云フヤウナコトデアリマスル
ガ、又之ヲ強制規定ニスレバ、今ノ大臣ノ
御答辯デハ、或ハ兵役義務ヲ忌避スルヤウ
ナ逆效果ヲ生ズルカモ知レナイト云フヤウ
ナ御話デアル、兵役ノ義務ヲ忌避スルト云
フコトハ、兵役ニ服スル者ニ對スル十分ナ
ル保護ガアレバ、決シテ忌避ハ致サナイノ
デアル、十分ナル保護ト云ヘバ、丁度丁年
ニ達シマシテ、兵役年齢ニ達シマシテ、召
集セラレテ入營ラスル、サウシテ満期ニナッ
タ所ガ、元ノ職ニハ外ノ人ガ居ル、ソレヲ
法律ノ規定デ、元ノ地位ニ歸シテヤルト云
フコトガ、本當ニ兵役義務者ニ保護スル所
以デアリマシテ、之ヲ只管傭主ノ良心ニ俟
ツト云フヤウナ事柄ハ、決シテは兵役義
務者ヲ保護スル所以デハナイ、寧ロ制裁規
定ヲ置カナイコトガ、兵役義務ヲ忌避スル
所以ニナルト思フノデアリマス(拍手)
○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 三浦サンニ
御答ヲ致シマス、三浦サンハ御演説ノ劈頭
ニ於テ、物ノ利害ヲ先ニスルカ、人ノ利害
ヲ先ニスルカト云フ御趣旨ニ於キマシテ御
尋ねデアリマシタガ、社會ハ人アッテノ物デア
ルト云フコトハ、御話ノ通リデアリマス、
厚生省ガ出來マシテ、今後社會政策、社會
立法ヲ斷行シテ參リマスニ付キマシテハ、
國民生活ノ安定ト云フコトニ付キマシテ、
各般ノ社會立法、社會施設ヲ爲シテ行クコ
トハ勿論ノコトデアリマシテ、今後ハ此方
面ニ付テ十分努力スル考デ居ルノデアリマ
ス、只今提案ニナッテ居リマスル法律ニ付キ
マシテモ、何カ資本家ニ非常ニ遠慮致シマ
シテ、微溫的ナ法案ヲ提出シタカノ如ク御
話デアリマシタガ、左様ナ趣旨デハナイン
デアリマシテ、罰則ヲ設ケナカッタト云フコ
トニ付キマシテハ、先程モ淺沼サンニ御答
致シマシタ通リ、本法ノ立法ノ趣旨カラ致
シマシテ、圓滿ナル運用ヲ期スルガ爲ニモ、
亦本法ノ性質カラ考ヘマシテ、刑罰ヲ以テ
革新政策ヲ斷行スルト仰セラレテ居ルノデ
アリマス、何ヲ恐レテ斯ノ如ク資本家ノ意
度ヲ御執リニナルノデアルカ、此處ニモ現
思ヲ憚リ、斯ノ如キ戰時ニアッテモ、尙且
ツ元ノ地位ニ復職サセルコトヲ拒ム者ヲ罰
スルト云フ、制裁ヲ規定シ得ナイヤウナ態
度ヲ御執リニナルノデアルカ、此處ニモ現
内閣ガ他ノ社會立法ト同様ニ、如何ニ資本
家ヲ恐レテ民衆ニ對シテ冷淡デアルカト云
フ例證ガアルト私ハ思ヒマス、此點ニ於キ
マシテ、最モ社會立法ヲ必娶トスル現在ニ
於キマシテ、政府ハ果シテドノ程度ノ熱意
ト信念ヲ社會立法ニ對シテ御持チニナル
カ、此點ヲ御伺シタトイ存ジマス(拍手)
(國務大臣侯爵木戸幸一君登壇)

ガアルノデアリマシテ、其意味ニ於キマシテ罰則ヲ附ケナカツタノデアリマス、而シテ從來ノ例ニ依リマスト、現行法ニ於キマシテ保護ヲ受ケナイ者デ、尙且ツ再就職、再雇用セラレマシタ者ガ、二万五千人ノ中ニ一万六千人モアルノデアリマシテ、大體ニ於キマシテ本法ノ趣旨ハ、漸次雇用者竝ニ被傭者ノ間ニハ、徹底シツ、アルト考ヘテ居リマスノデ、今回ノヤウニ致シマシテ、更ニ職業紹介所長其他ガ是等就職ノ斡旋ヲ致シマシテ、法規的ニ優先シテ就職スルヤウニト云フコトヲ致シマスレバ、更ニ成績シテ、ノ擧ゲテ行クコトガ出来ルノデアリマシテ、大體ニ於キマシテ兵役義務ニ服シマシタ結果、非常ナル不利益ヲ來スコトハナイト者ヘテ居ル次第アリマス

○副議長(金光庸夫君) 是ニテ質疑ハ終了致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員会ノ選舉ニ付テ御諮り致シマス

○服部崎市君 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託サレンコトヲ望ミマス

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

第一讀會ノ續(委員長報告)
工作機械製造事業法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十三年三月十六日

衆議院議長 小山松壽殿

○森田福市君登壇

森田福市 委員長 森田 福市

〔森田福市君登壇〕

以下質疑ノ内容ニ付キ主ナルモノヲ申上
ゲタイト思ヒマス、委員會ノ大體ノ意向ト
致シマシテ、本案ノ内容ハ極メテ不徹底ナ
ルニ依リ、更ニ一層ノ擴大充實ノ要ヲ當局
ニ求メタノアリマスガ、先づ第一ニ中小
工作機械製造業者ニ對スル問題デアリマス、
此問題ニ關シマシテハ、委員會ニ於キマシ
テモ、最モ論議ガ集中セラレマシテ、各委
員ヨリ中小工作機械製造業者ニ對シ本法中
除外規定ヲ設ケタル理由、殊ニ第三條、第七
條、第十條及ビ第十二條ノ特典事項ノ適用
ヲ、一部ノ大會社ノミニ限ツク點ニ付キ、極
メテ重要ナル質問ヲ爲シ、更ニ當局ニ對シ、
前申述ベマシク點ノ中小製造者ヘノ適用ニ
付キ、熱心ニ質ス所ガアツタノデアリマス、
之ニ對シマシテ政府ハ、本法ノ第一ニ企圖
スル所ハ、生産能力ノ擴充ニアリ、先づ其
第一段階トシテ、大規模工場ニ助成ヲ爲シ
テ増産ヲ圖リ、中小業者ニ對シマシテハ大
企業者ヲ通ジ、或ハ間接的ニ、或ハ累次の
效果ヲ及ボシタキ旨、又中小業者ニハ別
ニ助成ノ用意アル旨ノ答辯ガアツクノデ

アリマス、其第二ノ問題ハ、工作機械ノ規格統一ニ關スルモノデアリマス、工作機械ノ製造ニ當リ、部分品規格ノ不統一ハ非常

置シテ規格ノ統一ヲ圖ル旨ノ答辯ガアリマシタ、第三ハ工場労働者及ビ熟練工ニ關スル問題デアリマス、現在ノ工場ニ於テ労働者殊ニ熟練工ガ不足ヲ來シテ居ルコトハ、是等ニ對スル保護政策ノ不備ニ基クモノデアル、仍テ政府ハ失業保險制度及ビ熟練工登錄制度ヲ確立サレテハ如何ト云フ質問ニ對シマシテ、政府當局ハ厚生省ト協議ノ上、熟練工養成其他ニ付キ善處スル旨ノ答辯ガアリマシタ、第四ハ不況時ニ於ケル工作機械製造問題デアリマス、不況時ニ於テ一番影響ヲ蒙ル者ハ、工作機械製造業者デアルカラ、是ガ對策如何ト云フ質問ニ對シマシテ、當局ハ不況時ニ於テモ或ル程度ノ生産力ヲ維持サセル爲メ、適當ニ補助スル旨ノ答辯ガアリマシタ、尙ほ詳細ハ速記録ニ依ッテ御諒承ヲ仰ヒタト存ジマス

課セス
附則

アルカト申セバ、申ス迄モナク、農村ノ收入ハ一元的デアツテ、米ヲ賣ルトカ麥ヲ賣ルトカ云フヨリ外ニハ、全ク絶無ナノデアリ

ノ支障トナリマスノデ、是ガ規格ノ統一ヲ

圖ルコトハ洵ニ重要ナル旨ノ質問ガアリ、

之ニ對シ政府當局ハ、近々機械試驗所ヲ設

置シテ規格ノ統一ヲ圖ル旨ノ答辯ガアリマ

シタ、第三ハ工場労働者及ビ熟練工ニ關スル問題デアリマス、現在ノ工場ニ於テ労働者殊ニ熟練工ガ不足ヲ來シテ居ルコトハ、

是等ニ對スル保護政策ノ不備ニ基クモノデ

アル、仍テ政府ハ失業保險制度及ビ熟練工

登錄制度ヲ確立サレテハ如何ト云フ質問ニ

對シマシテ、政府當局ハ厚生省ト協議ノ上、

熟練工養成其他ニ付キ善處スル旨ノ答辯ガ

アリマシタ、第四ハ不況時ニ於ケル工作機械製造問題デアリマス、不況時ニ於テ一番影響ヲ蒙ル者ハ、工作機械製造業者デアルカラ、是ガ對策如何ト云フ質問ニ對シマシテ、當局ハ不況時ニ於テモ或ル程度ノ生産力ヲ維持サセル爲メ、適當ニ補助スル旨ノ答辯ガアリマシタ、尙ほ詳細ハ速記録ニ依ッテ御諒承ヲ仰ヒタト存ジマス

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○副議長(金光庸夫君) 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレントコトヲ望ミマス

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○副議長(金光庸夫君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ

○副議長(金光庸夫君) 別ニ御發議モアリ

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○副議長(金光庸夫君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○副議長(金光庸夫君) 提出者古島義英君

○副議長(金光庸夫君) 領會

○副議長(金光庸夫君) 第一讀會

○副議長(金光庸夫君) 第二讀會

○副議長(金光庸夫君) 第三讀會

○副議長(金光庸夫君) 第四讀會

○副議長(金光庸夫君) 第五讀會

○副議長(金光庸夫君) 第六讀會

○副議長(金光庸夫君) 第七讀會

○副議長(金光庸夫君) 第八讀會

○副議長(金光庸夫君) 第九讀會

○副議長(金光庸夫君) 第十讀會

○副議長(金光庸夫君) 第十一讀會

○副議長(金光庸夫君) 第十二讀會

○副議長(金光庸夫君) 第十三讀會

○副議長(金光庸夫君) 第十四讀會

○副議長(金光庸夫君) 第十五讀會

○副議長(金光庸夫君) 第十六讀會

○副議長(金光庸夫君) 第十七讀會

○副議長(金光庸夫君) 第十八讀會

○副議長(金光庸夫君) 第十九讀會

○副議長(金光庸夫君) 第二十讀會

○副議長(金光庸夫君) 第二十一讀會

○副議長(金光庸夫君) 第二十二讀會

○副議長(金光庸夫君) 第二十三讀會

○副議長(金光庸夫君) 第二十四讀會

○副議長(金光庸夫君) 第二十五讀會

○副議長(金光庸夫君) 第二十六讀會

○副議長(金光庸夫君) 第二十七讀會

○副議長(金光庸夫君) 第二十八讀會

○副議長(金光庸夫君) 第二十九讀會

○副議長(金光庸夫君) 第三十讀會

○副議長(金光庸夫君) 第三十一讀會

○副議長(金光庸夫君) 第三十二讀會

○副議長(金光庸夫君) 第三十三讀會

○副議長(金光庸夫君) 第三十四讀會

○副議長(金光庸夫君) 第三十五讀會

○副議長(金光庸夫君) 第三十六讀會

○副議長(金光庸夫君) 第三十七讀會

○副議長(金光庸夫君) 第三十八讀會

○副議長(金光庸夫君) 第三十九讀會

○副議長(金光庸夫君) 第四十讀會

○副議長(金光庸夫君) 第四十一讀會

○副議長(金光庸夫君) 第四十二讀會

○副議長(金光庸夫君) 第四十三讀會

○副議長(金光庸夫君) 第四十四讀會

○副議長(金光庸夫君) 第四十五讀會

○副議長(金光庸夫君) 第四十六讀會

○副議長(金光庸夫君) 第四十七讀會

○副議長(金光庸夫君) 第四十八讀會

○副議長(金光庸夫君) 第四十九讀會

○副議長(金光庸夫君) 第五十讀會

○副議長(金光庸夫君) 第五十一讀會

○副議長(金光庸夫君) 第五十二讀會

○副議長(金光庸夫君) 第五十三讀會

○副議長(金光庸夫君) 第五十四讀會

○副議長(金光庸夫君) 第五十五讀會

○副議長(金光庸夫君) 第五十六讀會

○副議長(金光庸夫君) 第五十七讀會

○副議長(金光庸夫君) 第五十八讀會

○副議長(金光庸夫君) 第五十九讀會

○副議長(金光庸夫君) 第六十讀會

○副議長(金光庸夫君) 第六十一個讀會

○副議長(金光庸夫君) 第六十個讀會

○副議長(金光庸夫君) 第六十一個讀會

</div

テ、益、體力ヲ増進致シ、廣義國防ノ實ヲ擧
ゲシメテ、農民ヲシテ益、政府ノ有難サヲ感
ゼシメ、一層報國盡忠ノ實ヲ擧ガセタイ
ト思フノデアリマス（拍手）是レ本法案ヲ提出
スル理由デアリマス、農民ノ爲ニ一段ノ御
同情アル諸君ニ於カセラレテハ、御賛成ノ
上速ニ御協賛アランコトヲ切望致シマス
(拍手)

○服部崎市君 本案ハ政府提出、臨時通貨
法案外一件委員ニ併セ付託セラレンコトヲ
望ミマス

○副議長（金光庸夫君） 服部君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長（金光庸夫君） 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第
七、入營者職業保障法中改正法律案ノ第一
讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨聲明ヲ許シ
マス——贊成者川俣清音君

第七 入營者職業保障法中改正法律案
(淺沼稻次郎君外四名提出) 第一讀會

入營者職業保障法中改正法律案
入營者職業保障法中改正法律案
入營者職業保障法中左ノ通改正ス

第三條 但書ヲ左ノ如ク改ム
但シ被傭者ガ疾病又ハ傷痍ニ因リ入營
前ノ勞務ヲ與ヘ入營直前ト同等ノ給與
ヲ與フルコトヲ要ス
第五條中「五十人」ヲ「三十人」ニ改ム
第七條 第一條乃至第三條ノ規定ニ違反
シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又
ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス第四條ニ於
テ第一條及第三條ヲ準用スル場合亦同
ジ

○川俣清音君 簡單デアリマスカラ自席力
ヲ發言ヲ御許願ヒマス

○副議長（金光庸夫君） 許可致シマス

○副議長（金光庸夫君） 許可致シマス
入營者職業保障法中改正法律案ト同一趣旨
デアリマスノデ、本案ヲ撤回致シタイト思
ヒマス、政府提出ノ議案第五條ハ吾々ノ意
見ヲ容レテ、本法適用範圍ヲ三十三人ニ擴大
致シテ居リマスノハ、吾々ノ諒トスル所デ
ゴザイマスガ、他ノ點ニ付テ更ニ擴大強化

ノ必要ヲ認メル點モゴザイマスガ、是ハ委
員會ニ於テ修正意見ヲ述べ、御協賛ヲ仰グ
コトニ致シマシテ、本案ヲ撤回致シマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長（金光庸夫君） 御異議ガアリマセ
ヌカラ、本案ハ撤回ニ決シマシタ、日程第八、
船員保險法案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出
者ノ趣旨聲明ヲ許シマス——提出者米窪滿
亮君

第八 船員保險法案（米窪滿亮君外一
名提出） 第一讀會

船員保險法案
船員保險法案

第一章 總則

第一條 船員保險ニ於テハ保険者ガ被保
險者ノ疾病、負傷、廢疾、分娩、死亡

又ハ脱落及被保険者ニ依リテ生計ヲ維
持スル家族ノ疾病又ハ負傷、廢疾、分娩、死亡

ノ給付又ハ傷病手當金、廢疾手當金、
分娩費、出產手當金、埋葬料、遺族手
当金若ハ脱落手當金ノ支給ヲ爲スモノ
トス

第二條 本法ニ於テ報酬ト稱スルハ船員
ガ其ノ勞務ノ對價トシテ受クル賃金
給料又ハ俸給及之ニ準ズベキモノヲ謂

賃金、給料又ハ俸給ニ準ズベキモノノ
範圍及評價ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ
定ム

第三條 報酬ノ額ニ基キ保険料又ハ保險
給付ノ額ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報
酬ニ依リ之ヲ算定ス

第四條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依
ル徴収金ヲ徵収シ又ハ其ノ還付ヲ受クル
權利及療養ノ給付、分娩費、出產手當
金又ハ埋葬料ノ保險給付ヲ受クル權利
ハ一年、其ノ他ノ保險給付ヲ受クル權利
ハ五年ヲ經過シタルトキハ時效ニ因
リテ消滅ス

前項ノ時效ノ中斷、停止其ノ他ノ事項
ニ關シテハ民法ノ時效ニ關スル規定ヲ
準用ス

船員保險審査會ニ對スル審査ノ請求ハ
時效ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請
求ト看做ス

第五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命
令ニ規定スル期間ノ計算ニ付テハ民間
ノ期間ノ計算ニ關スル規定ヲ準用ス

第六條 船員保險ニ關スル書類ニハ印紙
稅ヲ課セズ

第七條 保険者又ハ保險給付ヲ受クベキ
者ハ被保険者、被保険者タリシ者其ノ
他本法ニ依リ保険給付ヲ受クル權利ヲ
有スル者ノ戸籍ニ關シ戸籍事務ヲ管掌
スル者又ハ其ノ代理人ニ對シ無償ニテ
證明ヲ求ムルコトヲ得

第八條 保險給付ヲ受クル權利ハ之ヲ讓
渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ

第九條 保險給付トシテ受クル金額ヲ標
準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セズ

第十條 船舶ガ沈没シ又ハ行方不明ト爲
リタル際現ニ其ノ船舶ニ乘組ミタル被
保険者又ハ其ノ船舶ニ乘組中被保険者
ノ資格ヲ喪失シ引續キ乗船シタル者ニ
シテ沈没ノ日又ハ最後ノ消息アリタル
日ヨリ三月間其ノ生死分明ナラザルト
キハ本法ノ適用ニ付テハ其ノ期間満了

ノ日ニ死亡シタルモノト推定ス被保險
者又ハ船舶ニ乗込中被保険者ノ資格ヲ
喪失シ引續キ乘船シタル者ガ船舶航行
中行方不明ト爲リタル場合ニ於テ最後
ノ消息アリタル日ヨリ三箇月間生死分
明ナラザルトキ亦同ジ

第十一條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依
ル徴収金ヲ滯納スル者アリタルトキハ
保険者ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベ
シ

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合
ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手
數料及滯納金ヲ徵収ス但シ被保険者ヨ
リ徵収スルコトヲ得ズ

第十二條 前條ノ規定ニ依ル督促ヲ受ケ
タル者其ノ指定ノ期限迄ニ保險料其ノ
他本法ノ規定ニ依ル徴収金ヲ納付セザ
ルトキハ保險者ハ國稅滯納處分ノ例ニ
依リ之ヲ處分シ又ハ滯納者若ハ其ノ者
ノ財產ノ在ル市町村ニ對シ之ガ處分ヲ
請求スルコトヲ得

保険者ガ前項ノ規定ニ依リ市町村ニ對
シ處分ノ請求ヲ爲シタルトキハ市町村
ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ
場合ニ於テハ保險者ハ徵収金額ノ百分
ノ四ヲ當該市町村ニ交付スベシ

前二項ノ規定ニ於テ町村トアルハ町村
制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズ
ベキモノトス

第十三條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依
ル徴収金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其
ノ他之ニ準ズベキモノノ徵収金ニ次ギ

他ノ公課ニ先ツモノトス

第十四條 國ノ雇傭スル船員ニ關シテハ
本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ規定

ヲ爲スコトヲ得

第十五條 日本国國籍ヲ有スル船舶ニ乘
組ム日本臣タル船員及豫備又ハ待命

中ニシテ報酬ヲ受クル船員ハ總テ本法

ノ被保險者トス但シ船員法第一條第一號乃至第三號ニ掲タル船舶ニ乗組ム船員又ハ母船式漁業ニ從事スル母船ニ乗組ム漁夫及雜夫ハ此ノ限ニ在ラズ
第十六條 前條但書ノ船員又ハ漁夫及雜夫ヨリ申請アリタルトキ主務大臣ハ之ヲ包括シテ本法ノ被保險者ト爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ被保險者ト爲ルベキ者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第十七條 第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ハ船員タル身分ヲ取得シタル日ヨリ、前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ本法ノ適用ヲ受クルニ至リタル日ヨリ其ノ資格第十八條 被保險者ハ死亡又ハ解雇セラレタル日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス但シ自己ノ責ニ因ルニ非ズシテ解雇セラレタル者ハ解雇ノ日ヨリ六月間第十五條ノ規定ニ依ル被保險者タル資格ヲ保有スレタル日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス但シ自己ノ責ニ因ルニ非ズシテ解雇セラレタル者ハ解雇ノ日ヨリ六月間第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲スコトヲ得

第三章 保険者 第一節 療養ノ給付及傷病手當 第二十六條 被保險者及被保險者ニ依リテ生計ヲ維持スル家族ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ療養ノ給付ヲ爲ス
前項ノ療養ノ給付ノ範囲ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第一項ノ場合ニ於テ療養上必要アリト認ムルトキハ被保險者ハ被保險者ヲ病院ニ收容スルコトヲ得

第二十七條 療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合又ハ被保險者ノ申請アリタル場合ニ於テハ被保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第二十八條 療養ノ給付ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付其ノ保険給付ヲ始メタル日ヨリ起算シ百八十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲サズ但シ其ノ疾病肺結核ナルトキハ一年、被保險者ノ業務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ナルトキハ其ノ治療スルニ至ル迄療養ノ給付ヲ爲スコトヲ要ス

第二十九條 被保險者商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負傷事故ノ生ジタル場所又ハ被保險者若ヘ被保險者タリシ者ノ療養ヲ爲ス場所ニ臨検セシムルコトヲ得

第二十四條 保険者ハ保險給付ヲ受クル者又ハ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ヲ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受クル者ノ診斷ヲ行フコトヲ得
第二十五條 被保險者又ハ被保險者タリシ者疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ保險給付ヲ爲スコト困難ナルトキハ被保險者ハ船舶所有者ヲシテ保険給付ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ船舶所有者ハ保險者ニ對シ保険給付ニ要シタル費用ノ償還ヲ請求スルコトヲ得

第三十條 被保險者ノ家族ニ對スル療養ノ給付ハ被保險者ニ對スル給付ノ二分ノ一ト爲スコトヲ得

第三十一條 被保險者其ノ資格ヲ喪失シタル際療養ノ給付ヲ受ケ又ハ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受クル場合ニ於テハ治療ノ給付ヲ繼續スルコトヲ得

第三十二條 被保險者療養ノ爲業務ニ服スルコト能ハザルトキハ其ノ期間傷病手當金トシテ一日ニ付報酬日額ノ百分百六十ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ業務上ノ事由ニ因ラザル疾病又ハ負傷ノ場合ニ於テハ勞務ニ服スルコト能ハザルニ至リタル日ヨリ起算シ第四日ヨリ之ヲ支給ス

第三十三條 第二十八條ノ期間ハ傷病手當金ノ支給ノ期間ニ付之ヲ準用ス
第二節 癡疾手當金

第三十四條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發シタル疾病治療シタルトキニ於テ療疾トナリタルトキハ廢疾手當金ヲ支給ス

第三十五條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テ發病又ハ負傷ノ日ヨリ起算シ三年ヲ経過スルモ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リテ發シタル疾病治療セザルトキハ廢疾手當金ヲ支給シテ療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ヲ停止スルコトヲ得

第三十六條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テ癡疾トナリタルトキハ廢疾手當金ヲ支給ス但シ其金額五十圓ニ滿タザルトキハ之ヲ五十圓トス

第三十七條 癡疾手當金ノ額ハ左ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ム
一 業務上ノ事由ニ因ラザル場合ニ於テハ報酬日額九十日分以上八百五十日分以下

二 業務上ノ事由ニ因ラザル場合ニ於テハ報酬日額六十日分以上六百日分以下

前項ノ療疾ノ程度及其ノ額ハ勅令ヲ以テ定ム
第三節 分娩費及出産手當金
第三十八條 被保險者分娩シタルトキハ分娩費トシテ金二十圓ヲ、出産手當金トシテ分娩前二十八日分娩後四十二日以内ニ於テ勞務ニ服セザリシ期間一日ニ付報酬日額ノ百分六十ニ相當スル金額ヲ支給ス

第三十九條 被保險者ハ必要アリト認メタルトキハ被保險者ヲ産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲スコトヲ得

第四十條 被保險者其ノ資格ヲ喪失シタル現ニ分娩ニ關スル給付ヲ受ケ又ハ被保險者タル資格ヲ喪失シタル後百八十日以内ニ分娩シタルトキハ分娩ニ關シ被保險者トシテ受クベカリシ保險給付ヲ受クルコトヲ得

第四十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬料トシテ死亡當時ノ報酬日額三十日分ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ其金額五十圓ニ満タザルトキハ之ヲ五十圓トス

一 被保險者死亡シタルトキ
二 被保險者タリシ者ニシテ療養ノ給付、傷病手當金又ハ分娩ニ關スル保險給付ヲ受クル者死亡シタルトキ

三 商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受クル者死亡シタルトキ

四 被保險者又ハ被保險者タリシ者ニシテ療養ノ給付、傷病手當金若ハ分娩ニ關スル給付ヲ受ケタル者若ハ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受ケザルニ至リタル者其ノ最後ノ給付又ハ治療若ハ看護ヲ受ケタル日ヨリ九十日以内ニ死亡シタルトキ第四十二條前條各號ノニ該當スル場合ニ於テハ被保險者タリシ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ對シ左ノ如ク遺族手當金ヲ支給ス

一 業務上ノ事由ニ因ルトキ 報酬日額六百日分

二 業務上ノ事由ニ因ラザルトキ 報酬日額四百日分

第三十三條 遺族手當金ノ支給ヲ受クベキ者ノ順位ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五節 脱退手當金

第四十四條 被保險者タル資格ヲ喪失シ者タリシトキハ左ノ如ク脱退手當金ヲ支給ス

一 被保險者タルコト三年ナルトキ 報酬日額四十五日分

三 被保險者タルコト五年以上十年未満ナルトキ 一年ヲ超ユル毎ニ第一號ノ額ニ報酬日額ノ三十日分ヲ加フ

四 被保險者タルコト十五年以上二十年未満ナルトキ 一年ヲ超ユル毎ニ第一號ノ額ニ報酬日額ノ四十五日分ヲ加フ

五 被保險者タルコト二十年以上ノトキ 六 被保險者タルコト二十年以上ノトキ キ 一年ヲ超ユル毎ニ第一號ノ額ニ

四 被保險者又ハ被保險者タリシ者ニシテ療養ノ給付、傷病手當金若ハ分娩ニ關スル給付ヲ受ケタル者若ハ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受ケザルニ至リタル者其ノ最後ノ給付又ハ治療若ハ看護ヲ受ケタル日ヨリ九十日以内ニ死亡シタルトキ第四十二條前條各號ノニ該當スル場合ニ於テハ被保險者タリシ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ對シ左ノ如ク遺族手當金ヲ支給ス

一 業務上ノ事由ニ因ルトキ 報酬日額六百日分

二 業務上ノ事由ニ因ラザルトキ 報酬日額四百日分

第三十三條 遺族手當金ノ支給ヲ受クベキ者ノ順位ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五節 脱退手當金

第四十四條 被保險者タル資格ヲ喪失シ者タリシトキハ左ノ如ク脱退手當金ヲ支給ス

一 被保險者タルコト三年ナルトキ 報酬日額四十五日分

三 被保險者タルコト五年以上十年未満ナルトキ 一年ヲ超ユル毎ニ第一號ノ額ニ報酬日額ノ三十日分ヲ加フ

四 被保險者タルコト十五年以上二十年未満ナルトキ 一年ヲ超ユル毎ニ第一號ノ額ニ報酬日額ノ四十五日分ヲ加フ

五 被保險者タルコト二十年以上ノトキ 六 被保險者タルコト二十年以上ノトキ キ 一年ヲ超ユル毎ニ第一號ノ額ニ

四 被保險者又ハ被保險者タリシ者ニシテ療養ノ給付、傷病手當金若ハ分娩ニ關スル給付ヲ受ケタル者若ハ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受ケザルニ至リタル者其ノ最後ノ給付又ハ治療若ハ看護ヲ受ケタル日ヨリ九十日以内ニ死亡シタルトキ第四十二條前條各號ノニ該當スル場合ニ於テハ被保險者タリシ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ對シ左ノ如ク遺族手當金ヲ支給ス

一 業務上ノ事由ニ因ルトキ 報酬日額六百日分

二 業務上ノ事由ニ因ラザルトキ 報酬日額四百日分

第三十三條 遺族手當金ノ支給ヲ受クベキ者ノ順位ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五節 脱退手當金

第四十四條 被保險者タル資格ヲ喪失シ者タリシトキハ左ノ如ク脱退手當金ヲ支給ス

一 被保險者タルコト三年ナルトキ 報酬日額四十五日分

三 被保險者タルコト五年以上十年未満ナルトキ 一年ヲ超ユル毎ニ第一號ノ額ニ報酬日額ノ三十日分ヲ加フ

四 被保險者タルコト十五年以上二十年未満ナルトキ 一年ヲ超ユル毎ニ第一號ノ額ニ報酬日額ノ四十五日分ヲ加フ

五 被保險者タルコト二十年以上ノトキ 六 被保險者タルコト二十年以上ノトキ キ 一年ヲ超ユル毎ニ第一號ノ額ニ

四 被保險者又ハ被保險者タリシ者ニシテ療養ノ給付、傷病手當金若ハ分娩ニ關スル給付ヲ受ケタル者若ハ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受ケザルニ至リタル者其ノ最後ノ給付又ハ治療若ハ看護ヲ受ケタル日ヨリ九十日以内ニ死亡シタルトキ第四十二條前條各號ノニ該當スル場合ニ於テハ被保險者タリシ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ對シ左ノ如ク遺族手當金ヲ支給ス

一 業務上ノ事由ニ因ルトキ 報酬日額六百日分

二 業務上ノ事由ニ因ラザルトキ 報酬日額四百日分

第三十三條 遺族手當金ノ支給ヲ受クベキ者ノ順位ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五節 脱退手當金

第四十四條 被保險者タル資格ヲ喪失シ者タリシトキハ左ノ如ク脱退手當金ヲ支給ス

一 被保險者タルコト三年ナルトキ 報酬日額四十五日分

三 被保險者タルコト五年以上十年未満ナルトキ 一年ヲ超ユル毎ニ第一號ノ額ニ報酬日額ノ三十日分ヲ加フ

四 被保險者タルコト十五年以上二十年未満ナルトキ 一年ヲ超ユル毎ニ第一號ノ額ニ報酬日額ノ四十五日分ヲ加フ

五 被保險者タルコト二十年以上ノトキ 六 被保險者タルコト二十年以上ノトキ キ 一年ヲ超ユル毎ニ第一號ノ額ニ

二 監獄、留置場又ハ労役場ニ拘禁文書置セラレタルトキ

三 被保險者ハ船員保険事業ニ充ツル爲保険料ヲ徵収ス

四 被保險者ハ重ねテ療養ノ給付ヲ爲サズ

五 費用ノ負擔

六 報酬日額ノ六十五日分ヲ加フ

七 第五章 費用ノ負擔

八 公共團體ノ負擔ニ於テ療養ヲ受クル者ニ對シテハ重ねテ療養ノ給付ヲ爲サズ

九 第五十二條 保険者ハ船員保険事業ニ充ツル爲保険料ヲ徵収ス

十 第五十三條 保険料ハ被保險者及被保險者ヲ雇傭スル船舶所有者各十分ノ四、國庫十分ノ二ヲ負擔スルモノトス但シ前條ノ期間内ニ再び資格ヲ取得シタル者ニ對スル脱退手當金ノ計算標準ハ再び其ノ資格ヲ取得セルトキニ通算セル期間ヲ基礎トスルモノトス

十一 第五十四条 事故多キ船舶ニ乗込ム被保險者ヲ雇傭スル船舶所有者各十分ノ四、國庫十分ノ二ヲ負擔スルモノトス

十二 第五十五条 事故多キ船舶ニ乗込ム被保險者ヲ雇傭スル船舶所有者各十分ノ四、國庫十分ノ二ヲ負擔スルモノトス

十三 第五十六条 船舶所有者ハ其ノ雇傭スル被保險者ノ負擔スベキ保険料ヲ納付スル義務ヲ負フ

十四 第五十七条 船舶所有者ハ其ノ雇傭スル被保險者ノ負擔スベキ保険料ヲ納付スル義務ヲ負フ

十五 第五十八条 本法ニ規定スルモノノ外保険料ノ納付ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

十六 第五十九條 本法ニ規定スルモノノ外保険料ノ納付ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

十七 第六十條 前條ノ規定ニ依ル訴願ノ提起アリタルトキハ主務大臣ハ船員保険審査會ノ審査會ノ審査ヲ經テ裁決ヲ爲スベシ

十八 第六十二条 審査ノ請求、訴ノ提起又ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ之ヲ爲スベシ

十九 第六十三条 正當ノ理由ナクシテ第二十

二十 第六十四条 第二十二條ノ規定ニ依ル保

二十一 第六十五条 船舶所有者營業ニ關シ成年者下同一ノ能力ヲ有セザル未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

二十二 第六十六条 船舶所有者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

二十三 第六十七条 船舶所有者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

二十四 第六十八条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

二十五 第六十九條 本法ニ規定スルモノノ外保険料ノ納付ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

二十六 第七十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

二十七 第七十二条 船員保険審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ通常裁判所ニ訴ノ提起スルコトヲ得

二十八 第七十三条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

二十九 第七十四条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

三十 第七十五条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

三十 一 第七十六条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

三十 二 第七十七条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

三十 三 第七十八条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

三十 四 第七十九條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

三十 五 第八十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

三十 六 第八十二条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

三十 七 第八十三条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

三十 八 第八十四条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

三十 九 第八十五条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

四十 第八十六条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

四十 一 第八十七条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

四十 二 第八十八条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

四十 三 第八十九條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

四十 四 第九十条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

四十 五 第九十二条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

四十 六 第九十三条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

四十 七 第九十五条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

四十 八 第九十六条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

四十 九 第九十七条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

五十 第九十八条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

五十一 第九十九條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

五十二 第一百条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

五十三 第一百一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

五十四 第一百二条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

五十五 第一百三条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

五十六 第一百四条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

五十七 第一百五条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

五十八 第一百六条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

五十九 第一百七条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

六十 第一百八条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

六十一 第一百九条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

六十二 第一百十条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

六十三 第一百十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

六十四 第一百十二条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

六十五 第一百十三条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

六十六 第一百十四条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

六十七 第一百十五条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

六十八 第一百十六条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

六十九 第一百十七条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

七十 第一百十八条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

七十一 第一百十九条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

七十二 第一百二十条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

七十三 第一百二十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

七十四 第一百二十二条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

七十五 第一百二十三条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

七十六 第一百二十四条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

七十七 第一百二十五条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

七十八 第一百二十六条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

七十九 第一百二十七条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

八十 第一百二十八条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

八十一 第一百二十九条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

八十二 第一百三十条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

八十三 第一百三十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

八十四 第一百三十二条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

八十五 第一百三十三条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

八十六 第一百三十四条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

八十七 第一百三十五条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

八十八 第一百三十六条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

八十九 第一百三十七条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

九〇 第一百三十八条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

九一 第一百三十九条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

九二 第一百四十条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

九三 第一百四十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

九四 第一百四十二条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

九五 第一百四十三条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

九六 第一百四十四条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

九七 第一百四十五条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

九八 第一百四十六条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

九九 第一百四十七条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一〇〇 第一百四十八条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一〇一 第一百四十九条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一〇二 第一百五十条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一〇三 第一百五一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一〇四 第一百五十二条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一〇五 第一百五十三条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一〇六 第一百五十四条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一〇七 第一百五十五条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一〇八 第一百五十六条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一〇九 第一百五十七条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一〇 第一百五十八条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一一 第一百五十九条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一二 第一百六十条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一三 第一百六十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一四 第一百六十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一五 第一百六十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一六 第一百六十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一七 第一百六十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一八 第一百六十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一九 第一百六十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一〇 第一百六十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一一 第一百六十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一二 第一百六十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一三 第一百六十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一四 第一百六十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一五 第一百六十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一六 第一百六十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一七 第一百六十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一八 第一百六十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一九 第一百六十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一〇 第一百六十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一一 第一百六十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一二 第一百六十一条 本法施行ノ期日ハ

トガ、社會ノ關心事トナックコトニ付テハ、既ニ遞信省ガ四十五議會ニ之ヲ提案セントシテ立案ヲシタ、其長イ歴史ニ見マシテモ明ナノデアリマス、其後此法案ニ關係ノアル所管ノ事務ガ内務省社會局ニ移サレマシテ、社會局ハ參與會議或ハ勞働保險調查會等ノ議ヲ經マシテ、第五十九議會ニ提案サレタノデアリマスルガ、是ハ委員會ニ於テ審議未了ニナツタノデアリマス、今日此事務ガ厚生省ニ移サレマシテ、厚生省ハ昨年來此法案ヲ議會ニ提出スペク、ソレゞノ機關ニ掛ケテ審議中ニアリマスルガ、豫算ガ伴フ關係上、本議會ニ提案サレナイト云フコトハ、三十万ノ海員ノ爲ニ極メテ遺憾ナコトデアリマス、船員ガ板子一枚下ハ地獄デアルト云フ、最モ危險ナル作業ニ從事シテ居ルコトハ、私ガ申上グル迄モナイノデアリマス、而モ今日我ガ政府ノ國策デアル所ノ海外收支ノ適合、輸出入ノ「バランス」ヲ取ル爲ニ貿易外ノ收入ヲ圖ルト云フ、其重要ナル海運產業ノ原動力トナッテ働イテ居ル者ハ船員デアル、而モ今次ノ事變ニ於テ、船員ハ澤山ナ御用船ノ乗組員ニナツテ、彈丸雨飛ノ間ニ其生命ノ危険ヲ曝シテ居ル、斯ウ云フ極メテ重要ル產業ニ從事シテ居ル勞働者ニ對シマシテ、未ダ我國政府ハ此種ノ保護立法ヲ制定シテ居ラナイコトハ洩れ遺憾ナアル（拍手）然ルニ一方陸上ノ勞働者ニ對シマシテハ、或ハ工場法、或ハ鑄夫勞役扶助規則、或ハ健康保險法乃至ハ本年漸ク本議會ヲ通リマシタ國民健康保險法等ノ有ユル法規ガアリマシテ、尙ホは勿論最善デアルトハ言ヒマセヌガ、少クトモ船員ニ比べレバ相當ノ保護立法ガ行ハレテ居ル、然ルニ先程申上ガマシタヤウナ、重要ナル産業ニ從事シテ居ル所ノ船員ニ對シテハ、此種ノ社會保險ハ勿論ノコト、其他ノソシノ絶大ナル御支持ニ依ヅテ、第七十一議會ノアノ臨時議會ニ、緊急上程サレマシタ船

員法ノ改正ハ、ドウ云フ譯デアルカ、遞信省ノ方デ審議シテ居ルノカ、法制局ノ方ニマダ引掛け居ルノカ、緊急事項トシテ臨時議會ニ提出サレマシタ船員法ノ改正ガ、此通常議會ノ開カレテ居ル今日ニ於テ、今尙ホ制定實施サレナイト云フコトハ、政府當局ガ如何ニ重要產業ニ從事シテ居ル勞働者ニ對スル理解ガ足ラナイカト云フコトヲ物語ルモノデアリマス、是ニ於テ私ハ此船員保險法ト云フ、極メテ重要ナル社會保險ノ法案ヲ提出シタ次第アリマス
如何ニ船員ガ海上ニ於テ危險ナル業務ニ從事シナガラ、而モソレヲ使ッテ居ル船主或ハ監督スル政府ニ依ッテ酬ヒラレル所ガ少イカト云フ、一ツノ例ヲ申上ガタイト思ヒマス、是ハ昨年ノ九月十二日ニ七尾ニ船籍ノアル第一能州丸ト云フ船ガ、北海道ニ於テ沈没シタノデゴザイマス、サウシテ船長、機關長、水夫長外四名ガ、是ガ爲ニ殉職死亡ヲシタノデアリマス、之ニ對シテ船主ハ船長、機關長ニ對シテ、死亡手當、葬祭料、慰勞金、手當等、僅ニ一人三百圓ト云フ所ノ涙金ヲ出シタ、サウシテ其他ノ者ニ對シテハ、僅ニ一人當リ七十圓乃至百五十圓ト云フ、零碎ナル手當ヲ出シタノデアリマシテ、此問題ニ付テ家族ト船主ノ間ニ争ガ起リマシテ、四箇月ト云フモノハ何等其交渉ガ進捗セヌ、是ニ於テ高級船員ノ團體デアル海員協會ニ持ッテ來マシテ、昨年ノ押詰シタ十二月ノ終リニ漸ク解決シタノデアリマスガ、其解決ヲスルマデニ、船員ハ非常に常時局デアルカラ、國內相剋摩擦ヲ防グト云フコトデ、自重シテ居リマシタガ、船主ガドウシテモ言フコトヲ聞カナイ、而モ船員ヲ保護スル規定ガ今日ノ如ク不完全デアルカラ、遂ニ爭議ガ勃發シテ、此會社ノ他ノ船ガ止シタ、是ニ於テ初メテ内務省關係ノ官憲ガ出テ調停ニ立入りマシテ、漸ク船長、機關長ガ六百六十圓、ソレカラ火夫長ガ五百圓ト云々タ程度ニ、其涙金ガ増額サレテ解

決シタ譯デアリマス、若シ此船員保険法ガ
制定サレタナラバ、サウシタ不祥事件ハ起
ラズ、斯ウシタ所謂國內産業上ニ於ケル相
剋摩擦ガ起ラズ、圓滿ニ解決シタノデアリ
マス、此意味ニ於キマシテモ、此船員保険
法ガ必要デアルコトハ、私ガ多ク申上ゲル
必要ハナインデアリマス
ソコデ茲ニ上程サレマシタ船員保険法ノ
詳細ニ付キマシテハ、私他ノ機會ニ其説明
ヲスルコトニ致シマシテ、其主ナル點ヲ申
上ゲマスルナラバ、保険者ハ國家デアリマ
ス、サウシテ被保險者ハ原則トシテ船員法
ノ第一條第一項ノ第一號、乃至第三號ニ該
當スル者ヲ除イタ他ノ船員及び其家族ハ、
之ヲ全部強制被保險者ト致シマシテ、其他
ノ者ニ付テハ任意包括被保險者トスルノデ
アリマス、サウシテ此被保險者ノ受ケル療
養ノ範圍ハ、療養ノ給付又ハ傷病手當金、
癆疾手當金、分娩費、出產手當金、埋葬料、
遺族手當金若ハ脱退手當金ノ支給ヲスベ
シ、斯ウ云フコトデアリマス、六十六條ニ
瓦ル長文ノ法案デアリマスルカラ、其要旨
ダケヲ簡單ニ申上ゲタ次第デアリマス、何
卒御審議ノ上速ニ御協賛セラレンコトヲ御
願致シマス(拍手)

○副議長（金光庸夫君） 休憩前ニ引續キ會
議ヲ開キマス

午後四時四十七分開議

○副議長（金光庸夫君） トセラレンコトヲ望ミマス

○副議長（金光庸夫君） 服部君提出ノ動議
ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長（金光庸夫君） 御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程第九及ビ第十ハ後廻シト致
シマス、日程第十一、傷痍軍人竝戰公傷病死者
遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル
法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨
旨辯明ヲ許シマス——提出者江藤源九郎君
第十一 傷痍軍人竝戰公傷病死者遺族
等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル
法律案（江藤源九郎君提出） 第一讀會
傷痍軍人竝戰公傷病死者遺族等ノ鐵道
船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案

第一條 本法ニ於テ鐵道トハ國有鐵道（連
絡航路ヲ含ム）、一般交通ノ用ニ供スル
ル地方鐵道及軌道竝南滿洲鐵道株式會
社所屬ノ鐵道ヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ船舶トハ一般交通ノ
用ニ供スル爲航路ヲ定メ定期ニ航行シ
テ旅客ヲ運送スル船舶ニシテ命令ヲ以
テ指定スルモノヲ謂フ

第三條 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族ハ
命令ノ定ムル所ニ依リ鐵道ニ在リテハ
無賃、船舶ニ在リテハ旅客運賃ノ五割
引ニテ乗車船スルコトヲ得

第四條 傷痍軍人ニシテ傷痍、疾病又ハ
老齡ノ爲附添ヲ要スル者ハ命令ノ定ム
ル所ニ依リ附添人一名ニ限り本人相當
ノ等級ニ從ヒ無賃又ハ旅客運賃割引ニ
テ之ヲ同伴スルコトヲ得

第五條 戰公傷病死者遺族ニシテ疾病又

ハ老幼齡ノ爲他人ノ附添ヲ要スル者ハ

命令ノ定ムル所ニ依リ附添人一名ニ限

リ本人相當ノ等級ニ從ヒ無貨又ハ旅客
運賃割引ニテ之ヲ同伴スルコトヲ得

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
○江藤源九郎君 自席ヨリ發言ヲ御許ヲ願

ヒマス

○副議長(金光庸夫君) 許可致シマス

○江藤源九郎君 本案ハ傷痍軍人竝ニ戰公
傷病死者遺族ヲ優遇スル目的ヲ以テ、鐵道
及ビ船舶等ニ無貨又ハ割引運賃ヲ以テ乗車
船セシムルコトヲ、法律ヲ以テ規定セント
スルモノデアリマス、本案ヲ實行致シマス
ルコトニ依リマシテ、政府及ビ鐵道船舶營
業者ノ受ク負擔ハ、敢テ大ナラザルノミ
ナラズ、却テ實質的ニ於テハ寧ロ好影響ヲ
來スト思フノデアリマス、殊ニ本案ニ依ル
特典ハ、犠牲者ニ對スル有ユル待遇施設中
最モ普遍的デアリマシテ、且ツ傷痍軍人等
ヲシテ、國家社會ヨリ與ヘラル、優遇ヲ直
感セシメ、延イテ一般ノ國防思想上ニ資ス
ル所ガ大ナルモノガアルト思フノデアリマ
ス、且ツ本案ト其内容ニ於テ殆ド同一デア
リマス法律案ガ、既ニ數回本院ヲ通過致シテ
居ルノデアリマス、サウ云フ次第デアリマ
スカラ、何卒速ニ本案ノ通過致シマスルヤ
ウニ、御贊成アランコトヲ御願致シマス(拍
手)

○服部崎市君 本案ハ政府提出、入營者職
業保障法中改正法律案委員ニ併セ付託セラ
レンコトヲ望ミマス
○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第
十二乃至十六ハ、便宜上一括議題ト爲スニ
御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程第十一、刑法中改正法律案、
日程第十三、刑事判決宣告猶豫ニ關スル
法律案、日程第十四、行政執行法中改正法
律案、日程第十五、刑事訴訟法中改正法律
案、日程第十六、陪審法中改正法律案、右
者ノ趣旨聲明ヲ許シマス——提出者一松定
吉君

五案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、提出
者ノ趣旨聲明ヲ許シマス——提出者一松定
吉君

第十二 刑法中改正法律案(一松定吉
君外六名提出) 第一讀會

第十三 刑事判決宣告猶豫ニ關スル法
律案(一松定吉君外五名提出)

第十四 行政執行法中改正法律案(一
松定吉君外七名提出) 第一讀會

第十五 刑事訴訟法中改正法律案(内
藤正剛君外六名提出) 第一讀會

第十六 陪審法中改正法律案(内藤正
剛君外六名提出) 第一讀會

刑法中左ノ通改正ス

刑法中改正法律案

第二十五條ノ二 左ニ記載シタル者罰金
ノ言渡ヲ受ケタルトキハ情狀ニ因リ裁
判確定ノ日ヨリ一年以上三年以下ノ期
間内其執行ヲ猶豫スルコトヲ得

一 前ニ罰金以上ノ刑ニ處セラレタル
コトナキ者

二 前ニ罰金以上ノ刑ニ處セラレタル
ノ免除ヲ得タル日ヨリ五年以内ニ罰

タル罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
ニ依リ公判ニ付セラレタルトキ

一 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ勾留セラレタル被告人ニ對シテハ
放免ノ言渡アリタルモノトス

二 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
ノ請求ニ因リ判決宣告猶豫ノ言渡ヲ取
消スコトヲ得

一 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

二 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

三 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

四 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

五 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

六 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

七 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

八 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

九 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

十 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

十一 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

十二 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

十三 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

十四 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

十五 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

十六 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

十七 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

十八 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

十九 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

二十 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

二十一 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

二十二 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

二十三 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

二十四 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

二十五 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

二十六 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

二十七 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

二十八 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

二十九 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

三十 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

三十一 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

三十二 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

三十三 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

三十四 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

三十五 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

三十六 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

三十七 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

三十八 被告人カ宣告猶豫ノ期間内ニ犯シ
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

第二十六條ノ二 左ニ記載シタル場合ニ
於テハ罰金ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消ス
可シ

一 猶豫ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ罰金以
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
キ

二 猶豫ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

三 第二十五條ノ二第二號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

四 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

五 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

六 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

七 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

八 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

九 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

十 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

十一 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

十二 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

十三 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

十四 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

十五 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

十六 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

十七 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

十八 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

十九 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

二十 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

二十一 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

二十二 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

二十三 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

二十四 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

二十五 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

二十六 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

二十七 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

二十八 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

二十九 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

三十 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

三十一 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

三十二 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

三十三 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

三十四 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

三十五 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

三十六 第二十六條ノ二第一號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

ルトキハ被告人ニ對シ免訴ノ言渡アリ
タルモノト看做ス

キハ私訴ニ付テハ其ノ裁判所ノ民事部
ニ移ス言渡アリタルモノトス

第八條 本法ニ依ル即時抗告ニ付テハ刑
事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

行政執行法中改正法律案

第一條 第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ檢束ハ翌日ノ日後迄シ之ヲ繼
續スルコトヲ得ス但シ泥醉者、瘋癲者、
自殺ヲ企ツル者其ノ他救護ヲ要スル者
ニ對シテハ遲滯ナク之ヲ保護者又ハ引
取人ニ通知シ其ノ出頭スル迄檢束ヲ繼
續スルコトヲ得

第一項ノ假置ハ三十日以内ニ於テ其
期間ヲ定ムヘシ

刑事訴訟法中改正法律案

第五十六條ノ二 被告人、被疑者、證人、
鑑定人、通事又ハ翻譯人ヲ訊問スル場
合ニ於テは等關係者ノ請求アリタルト
キハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記
ノ方法ニ依ルヘシ

前項ノ場合ニ於テハ裁判所書記ヲシテ
速記ヲ翻譯セシメタル後之ヲ供述者ニ
讀聞カサシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閱
覽セシムヘシ

速記ノ爲ニ要スル費用ハ請求者ノ負擔
トシ其ノ金額ヲ豫納セシムヘシ

前項ノ費用ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ
之ヲ定ム

第三百三條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
豫審判事ハ豫審ノ進行ヲ妨ケサル限り
前項ノ許可ヲ拒ムコトヲ得ス

第六條 判決宣告猶豫ノ言渡ヲ取消サ
ルコトナクシテ猶豫ノ期間ヲ經過シタ
ルコトナクシテ猶豫ノ言渡ヲ爲スヘシ

第六條 判決宣告猶豫ノ言渡ヲ取消サ
ルコトナクシテ猶豫ノ言渡ヲ爲スヘシ

第六條 判決宣告猶豫ノ

ル意味ニ於キマシテ、調ヲ受ケル人ガ、ド
ウカ速記ニ依ツテ下サイト云フ申立ヲシタ
時ニハ、調ヲ致シマスル人ハ、其申立ニ依ツ
テ直チニ速記ノ方法ニ依ツテ調書ヲ取ラナ
ケレバナラズ、サウ致シマシテ、其速記ヲ
翻譯シタ後ニ於テ、調ベラレタ人ニ讀ミ聞
ケテ、其通り間違ヒガナイト云フコトヲ確
メタ後ニ署名捺印ヲシテ、之ヲ調書ニ連
綴シテ裁判ノ資料ニ供スル、斯様ニ致シマ
スレバ、其調書ノ神聖ニ對シテ疑フ容ル、
餘地ガナインミナラズ、調ベタ人ニ對シテ
ノ囂々タル非難ヲ除去スルコトガ出來マス
ルカラ、是非斯様ナ取扱ヲ致シタイトイ
ノガ、本案提出ノ理由デアリマス

○服部崎市君　日程第十二乃至第十六ノ五案ハ、一括シテ議長指名十八名ノ委員ニ付託サレンコトヲ望ミマス

○副議長(金光庸夫君)　服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(金光庸夫君)　御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○服部崎市君　議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際政府提出、職業紹介法改正法律案ヲ議題ト爲シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進スラレンコトヲ望ミマス

○副議長(金光庸夫君)　服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(金光庸夫君)　御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、職業紹介法改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長服部岩吉君

職業紹介法改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

一職業紹介法改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十三年三月十六日

委員長　服部　岩吉

附帶決議

衆議院議長小山松壽殿

一 第二十一條ニ依ル有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行フ業者ニ對シテハ一般家庭竝ニ小商工業使用人及之ニ類スル者ノ職業紹介ハ其ノ營業ヲ壓迫セサル様嚴正ナル處置ヲ執ルヘシ
〔服部岩吉君登壇〕

○服部岩吉君　只今日程ニ上リマシタ所ノ職業紹介法改正法律案ニ關スル審議ノ經過

竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、本案ニ關シ
マシテハ、委員各位ヨリ全體的ニ又逐條的
ニ、本法ノ目標、運用ノ組織竝ニ運用方針、
民間營利職業紹介業ニ對スル規制ノ方針等
ニ付キ、仔細ニ瓦リ質疑應答ガ行ハレ、又
熱心ナ御意見ガ開陳サレタノデアリマス、
詳細ノ點ハ速記録デ御覽願フコトト致シマ
シテ、以下主ナル事項ニ付テ申上ゲルコト
ト致シマス。

第一ニ、本法ノ主眼トスル所何レニアル
カ、政府ハ本法ニ依リ勞務統制ヲ行フ肚方
アルノデハナイカト云フ點ニ付テ質問ガ
アツタノデアリマスガ、政府ハ之ニ對シテ職
業紹介ノ機能ハ、何處マデモ個人ノ自由意
思ノ上ニ立ツテ、之ヲ斡旋シ指導スルモノデ
アツテ、其機能ヲ通ジテ勞務ノ配置ガ適正ニ
ナルヤウニ、又勞務ノ需要ト供給トガ圓滑
ニ結合セラル、ヤウニ配慮スルモノデアル
カラ、勞務統制ヲ行フモノデナイト云フ答
辯ガアツタノデアリマス。

第二ハ、勞務ノ適正ナル配置ヲ圖ラント
スルナラバ、勞働條件ヲ適當ナラシメ、雇
ハレタ者方安ンジテ勤績シ得ルヤウニセネ
バ不徹底デアル、職業紹介所ハ勞働條件ニ
干與スルカドウカト云フ質問ガアツタノ
デアリマスガ、政府ハ職業紹介所ハ國家
ノ行ハンストスル諸政策ニ順應シツ、一
方ニ於テハ求職者ノ資質能力等ヲ考ヘ、
之ヲ成ベク適職ニ就カシメルト共ニ、之ヲ求
供給致シマシテ、勞務ノ配置ノ適正ヲ圖ル
ムル側ニ對シテハ、成ベク適材ヲ圓滑ニ
トハヤルガ、ソレ以上ノ立入ッタ干渉ヲ爲
モノデナイト云フ答辯デアリマシタ

第三ハ、職業紹介所ヲ國營トシ、勞務ノ
需給ヲ調整シテモ、將來產業界ノ不況ニ因
リ、多數ノ失業者ヲ出スヤウナ場合ノ對策
トシテハ不十分デハナイカ、之ニ付テ失業

保険等ヲ準備スル考ハナイカト云フ質問ガ
アツタノデアリマス、之ニ對シテ政府ハ、將
來失業者ガ多數出ルヤウナ事態ガ生ジタ場
合ニハ、職業紹介事業ヲ運用スルダケデハ
對處シ得ナイコトハ言フ迄モナイガ、其場
カラ、今直チニ之ヲ實施スル考ハナイト云
フ答辯デアツタノデアリマス

第四ニ、職業紹介所職員ニ付テ、特別ノ
養成施設ヲ設ケル必要ガアリハセヌカ、現
在ノ市町村紹介所職員ヲ如何ニ處理スル力
ノ點ニ關スル質問ガアツタノデアリマスガ、
政府ハ職員養成施設ニ付テハ特ニ其必要ヲ
認メ、常設ノ養成施設ニ付テモ研究スルト
云フ答辯ガアツタノデアリマス、現在ノ市町
村紹介所職員ニ付テハ、不利益ニナラヌ程
度ノ待遇ヲ以テ、原則トシテ全部國ノ職業
紹介所職員ニ採用スル方針デアルト云フ旨
ノ答辯ガアツタノデアリマス

第五ニ、職業紹介所ニ置ク聯絡委員ノ身
分及ビ資格ニ付テノ質問ガアツタノデアリ
マスガ、聯絡委員ハ名譽職デアリマスガ、
法律上認メラレタ機闘デアリ、公務員タル
身分ヲ有スルトノ答辯ガアツタノデアリマ
ス、小學校長、青年團長、在鄉軍人會長、
方面委員等ノ適任者ヲ、地方長官ニ於テ任
命スルト云フ答辯ガアツタノデアリマス

第六ニ、藝術酌婦其他之ニ類スルモノノ
職業紹介ヲ、本法カラ除外スルコトニ付テ、
保護ニ付テ、政府ハ如何ニ考慮スルカト云
フ質問ガアツタノデアリマスカ、之ニ對シテ
政府ハ、現在ノ人事周旋業取締規則ノ改正
等ニ依リ善處スル旨ノ答辯ガアツタノデア
リマス

ノ新訂ノ記入又カ、既設ノ業者ノ有線ヲ認メルト云フ原案ニ對シマシテ、政府ハ一體營利業者ヲ保護セントスルノデアルカ、或ハ自然消滅セシムル方針デアルカ、補償金ヲ出シテ廢業セシムル者ハナイカ、船員職業紹介法ノ如ク、年限ヲ限ッテ存續セシムベキデハナイカ、第十五條ニ依リ本法ノ適用ヲ除外サレルモノノ中ニ、戸内使用人、徒弟等ヲ含メテハドウカ、又事業ノ相續承継ヲ認メルナラバ、營業譲渡ヲモ認メテ然ルベキデハナイカト云フヤウナ、種々ノ質問ガアツタノデアリマスガ、之ニ對シテ政府カラ、營利業者ニ對スル態度ハ從來通りデ、特ニ保護ヲ加ヘルノデモナケレバ、又特ニ壓迫ヲ加ヘル考モナイ、補償金ヲ與ヘテ今直チニ廢業セシムルト云フ必要ヲ認メナイ、船員紹介業者ノ場合ト異リ、民間營利業者ハ相當ノ活動ヲシテ、社會的ニモ役立ツテ居ルカラ、年限ヲ限ルコトハ考ヘテ居ナイ、戸内使用人等ハ、現在モ市町村紹介所デ取扱ツテ居ルカラ、之ヲ取扱範圍カラ除外スルコトハ出來ナイ、又營業譲渡ハ、新設ヲ認メヌ立前カラ、之ヲ認メルコトモ出來ナイシ、又左様ナモノハ所謂利權ニナルヤウナ關係モアルカラシテ、サウ云フモノハ出來ナイト云フ答辯ガアツタノデアリマス

案ニモ賛成スルノ意思ヲ表示サレク
ノデアリマス、又第一議員俱樂部小池委
員ヨリモ原案ニ賛成シ、同時ニ片岡君ノ提
議ニハ遺憾ナガラ賛成ノ意ヲ表スルコトハ
出来ナイ、外ニ五點ノ希望條項ヲ附シテ原
案ニ賛成スル、第二控室ノ椎尾委員ハ原案
ニ賛成シ、且ツ片岡君ノ附帶決議ニモ賛成
スル、而シテ米窪君ノ希望條項ニモ同意ヲ
表スル、ソレカラ三浦委員ヨリモ、椎尾君
同様ノ意見ノ發表ガアリマシテ、討論ハ終
了致シマシタ、而シテ採決ニ入りマシタ結
果、原案ハ滿場一致ヲ以テ可決致シ、尙ホ
片岡君提出ノ附帶決議ハ、大多數ヲ以テ可
決サレタノデアリマス、尙ホ此機會ニ特ニ
大黨ノ方ノ希望條項ヲ朗讀致シテ置キマ
ス

司法書士法中改正法律案
第四條 司法書士タルニハ検定委員ノ考
試ヲ受ケ所屬地方裁判所長ノ認可ヲ受
クルコトヲ要ス
前項ノ考試ニ關スル事項ハ司法大臣之
ヲ定ム
第十條ノ二 司法書士ハ其ノ事務取扱ノ
統一及改善ヲ圖ル爲其ノ所屬地方裁判
所每ニ司法書士會ヲ設ケ地方裁判所長
ノ認可ヲ受クヘシ
第十條ノ三 司法書士ハ其ノ所屬地方裁
判所ノ司法書士會ニ加入シタル後ニ非
サレハ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ス
第十一條中「品位ヲ失墜スヘキ行爲」ノ下
ニ「若ハ司法書士會ノ會則ニ違反シタル
行爲」ヲ加フ
第十二條 司法書士ニ非スシテ司法書士
ノ業務ヲ行ヒタル者ハ五百圓以下ノ罰
金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際現ニ司法書士タル者ハ本法
ニ依ル司法書士ト看做ス
各地方裁判所ノ所屬司法書士ハ本法施行ノ
日ヨリ三月内ニ司法書士會設立ノ爲會則
ヲ定メ所屬地方裁判所長ノ認可ヲ受クヘ
シ
第十條ノ三ノ規定ハ本法施行ノ日ヨリ四
月間之ヲ適用セス

司法書士法中改正法律案
第四條 司法書士タルニハ検定委員ノ考
試ヲ受ケ所屬地方裁判所長ノ認可ヲ受
クルコトヲ要ス
前項ノ考試ニ關スル事項ハ司法大臣之
ヲ定ム
第十條ノ二 司法書士ハ其ノ事務取扱ノ
統一及改善ヲ圖ル爲其ノ所屬地方裁判
所每ニ司法書士會設立ノ爲會則
ヲ定メ所屬地方裁判所長ノ認可ヲ受
クルコトヲ要ス
前項ノ考試ニ關スル事項ハ司法大臣之
ヲ定ム

所毎ニ司法書士會ヲ設ケ地方裁判所長ノ認可ヲ受クヘシ
第十條ノ三 司法書士ハ其ノ所屬地方裁判所ノ司法書士會ニ加入シタル後ニ非サレハ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ス
第十一條中「品位ヲ失墜スヘキ行爲」ノ下ニ「若ハ司法書士會ノ會則ニ違反シタル行爲ヲ加フ
第十二條 司法書士ニ非スシテ司法書士ノ業務ヲ行ヒタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際現ニ司法書士タル者ハ本法ニ依ル司法書士ト看做ス
各地方裁判所所属司法書士ハ本法施行ノ日ヨリ四月間之ヲ適用セス
○一 松定吉君 只今上程セラレマシタ日程第十七、司法書士法中改正法律案ハ、御承知ノ如ク司法代書人ト稱セラレテ居リマシタノヲ、前年當院ニ於キマシテ司法書士ト名稱ヲ變ヘタノデアリマス、其司法書士ニ關シマシテ、ソレ等ノ人々ノ地位ヲ向上シ、其職務ノ執行ニ世人ノ信用ヲ高メシメルト云フ意味ニ於キマシテ、此司法書士タル資格ヲ獲得スルニハ検定委員ヲ設ケテ試験ヲスル、斯ウ云フコトヲ定メマシテ、一面ニハ司法書士會ト云フ會ヲ拵ヘテ、地方裁判所長ガ之ヲ監督ヲスル、サウシテオ互ニ切磋琢磨シテ品位ヲ向上セシメ、一面ニハ司法書士ニアラザル所ノ非司法書士ヲ取締ル、斯ウ云フ意味ノ必要ヲ感ジマシテ、本案ヲ提出シタ次第アリマス、何卒御賛成ヲ御願致シマス
○副議長(金光庸夫君) 提出者立川平君 本案ノ趣旨辯明者ハ議席ニ居ラレマ

○服部崎市君 日程第十七及ビ第十八ノ兩案ヲ一括シテ、一松定吉君外六名提出、刑法中改正法律案外四件ノ委員ニ併セ付託セラレントヲ望ミマス
○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第十九乃至第二十二ハ便宜上一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第十九、行政書士法案、日程第二十、私生子ノ名稱ニ關スル法律案、日程第二十一、理容師法案、日程第二十二、公證人法中改正法律案、右四案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者一松定吉君
○副議長(金光庸夫君) 申聞之ヲ、前年當院ニ於キマシテ司法書士ト名稱ヲ變ヘタノデアリマス、其司法書士ニ關シマシテ、ソレ等ノ人々ノ地位ヲ向上シ、其職務ノ執行ニ世人ノ信用ヲ高メシメルト云フ意味ニ於キマシテ、此司法書士タル資格ヲ獲得スルニハ検定委員ヲ設ケテ試験ヲスル、斯ウ云フコトヲ定メマシテ、一面ニハ司法書士會ト云フ會ヲ拵ヘテ、地方裁判所長ガ之ヲ監督ヲスル、サウシテオ互ニ切磋琢磨シテ品位ヲ向上セシメ、一面ニハ司法書士ニアラザル所ノ非司法書士ヲ取締ル、斯ウ云フ意味ノ必要ヲ感ジマシテ、本案ヲ提出シタ次第アリマス、何卒御賛成ヲ御願致シマス
○副議長(金光庸夫君) 提出者立川平君 本案ノ趣旨辯明者ハ議席ニ居ラレマ

第三條 左ノ各號ノニ該當スル者ハ行政書士タル資格ヲ有セス
一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
二 破産者ニシテ復權ヲ得サル者
三 行政書士ノ業務禁止ノ處分ヲ受ケタル者
第四條 行政書士ハ行政書士名簿ニ登錄
一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
二 破産者ニシテ復權ヲ得サル者
三 行政書士ノ業務禁止ノ處分ヲ受ケタル者
第五條 行政書士ハ地方長官ノ監督ヲ受
第六條 行政書士ハ地方長官ノ定ムル報酬ヲ受
第七條 行政書士ハ相當ノ事由アルニ非
第八條 行政書士業務上ノ義務ニ違反シタルトキハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得
一 業務ノ停止
二 業務ノ禁止
三 百圓以下ノ過料
非訟事件手續法第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ノ處分ニ付之ヲ準用ス
第九條 行政書士ハ道府縣每ニ行政書士會ヲ設立スヘシ
第十條 行政書士會ニ關スル規定ハ内務大臣之ヲ定ム
第十一條 行政書士ハ行政書士會ニ加入シタル後ニ非サレハ業務ヲ行フコトヲ得ス
第十二條 行政書士タル資格ヲ有セスニ以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 行政書士タルノ資格ヲ有スルモ其ノ登録ヲ受ケシテ行政書士ノ業務ヲ行ヒタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス
二 中等學校卒業以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ行政書士試験ニ合格シタル者
行政書士試験ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第三條 左ノ各號ノニ該當スル者ハ行
政書士タル資格ヲ有セス
一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
二 破産者ニシテ復權ヲ得サル者
三 行政書士ノ業務禁止ノ處分ヲ受ケタル者
第四條 行政書士ハ行政書士名簿ニ登錄
一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
二 破産者ニシテ復權ヲ得サル者
三 行政書士ノ業務禁止ノ處分ヲ受ケタル者
第五條 行政書士ハ地方長官ノ監督ヲ受
第六條 行政書士ハ地方長官ノ定ムル報酬ヲ受
第七條 行政書士ハ相當ノ事由アルニ非
第八條 行政書士業務上ノ義務ニ違反シタルトキハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得
一 業務ノ停止
二 業務ノ禁止
三 百圓以下ノ過料
非訟事件手續法第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ノ處分ニ付之ヲ準用ス
第九條 行政書士ハ道府縣每ニ行政書士會ヲ設立スヘシ
第十條 行政書士會ニ關スル規定ハ内務大臣之ヲ定ム
第十一條 行政書士ハ行政書士會ニ加入シタル後ニ非サレハ業務ヲ行フコトヲ得ス
第十二條 行政書士タル資格ヲ有セスニ以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一條 理容師法案
第一條 理容師八頭髮、鬚髮ノ剪剃、結

髮、美毛術、美爪術又ハ美顔術ヲ爲ス

コトヲ業トスルモノトス

第二條 理容師カラムトスル者ハ理容師

試験ニ合格シ行政官廳ノ免許ヲ受クル

コトヲ要理容師試験及免許ニ關スル

事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 左ノ各號ノニ該當スル者ニハ理

容師ノ免許ヲ與ヘサルコトアルヘシ

一 精神病者、癲癇病者又ハ結核、癩、

「トラホーム」其ノ他ノ傳染性疾患ア

ル者

二 其ノ他不適當ト認メタル者

第四條 理容師營業所ヲ開設セムトスル

トキハ行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ

前項ニ規定スルモノノ外營業所ニ關ス

ル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 理容師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ

家族其ノ他ノ者ヲシテ業務ニ從事セシ

ムルコトヲ得

第六條 精神病者、癲癇病者又ハ結核、

アル者ハ作業ニ從事シ又ハ從事セシム

ルコトヲ得ス

第七條 行政官廳ハ當該官吏ヲシテ隨時

營業所ヲ臨檢セシムルコトヲ得

理容師ハ前項ノ臨檢ヲ拒ムコトヲ得ス

第八條 行政官廳必要アリト認ムルトキ

ハ理容師又ハ從業者ニ對シ醫師ノ診斷

書ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第九條 行政官廳ハ衛生上其ノ他必要ア

リト認ムルトキハ理容師ニ對シ命令ヲ

發スルコトヲ得

第十條 行政官廳ハ左ノ各號ノニ該當

スルトキハ營業ノ許可ヲ取消シ又ハ其

ノ停止ヲ命スルコトヲ得

一 他人ニ名義ヲ貸スノ事實アリト認

メタルトキ

二 衛生、風俗其ノ他公安ヲ害シ又ハ
害スルノ虞アリト認メタルトキ

三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令

ニ違反シタルトキ

第十一條 理容師ハ理容術ノ改良發達ヲ

圖ル爲命令ノ定ムル所ニ依リ警察官署

ノ管轄區域ニ理容師組合ヲ設立スヘ

シ但シ理容師組合ニ屬スル理容師ノ數

多キトキハ同一警察官署ノ管轄區域内

ニ二以上ノ理容師組合ヲ設立スルコト

ヲ得

第十二條 理容師組合ハ命令ノ定ムル所

ニ依リ道府縣理容師組合聯合會ヲ設立

スヘシ

道府縣理容師組合聯合會ハ日本理容聯

盟ヲ設クトコトヲ得

第十三條 理容師組合、道府縣理容師組

合聯合會及日本理容聯盟ノ設立手續

機關ノ組織及監督其ノ他必要ナル事項

ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 理容師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ

家庭其ノ他ノ者ヲシテ業務ニ從事セシ

ムルコトヲ得

第六條 精神病者、癲癇病者又ハ結核、

アル者ハ作業ニ從事シ又ハ從事セシム

ルコトヲ得ス

第七條 行政官廳ハ當該官吏ヲシテ隨時

營業所ヲ臨檢セシムルコトヲ得

理容師ハ前項ノ臨檢ヲ拒ムコトヲ得ス

第八條 行政官廳必要アリト認ムルトキ

ハ理容師又ハ從業者ニ對シ醫師ノ診斷

書ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第九條 行政官廳ハ衛生上其ノ他必要ア

リト認ムルトキハ理容師ニ對シ命令ヲ

發スルコトヲ得

第十條 行政官廳ハ左ノ各號ノニ該當

スルトキハ營業ノ許可ヲ取消シ又ハ其

ノ停止ヲ命スルコトヲ得

一 他人ニ名義ヲ貸スノ事實アリト認

メタルトキ

二 衛生、風俗其ノ他公安ヲ害シ又ハ
害スルノ虞アリト認メタルトキ

三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令

ニ違反シタルトキ

公證人法中改正法律案

公證人法中左ノ通改正ス

「公證人法」ヲ「公證士法」ニ改ム

同法中「公證人」ヲ「公證士」ニ改ム

第二十八條第二項中「市區町村長」ノ下ニ
「若ハ登記官吏」ヲ加フ

第三十二條第二項中「市區町村長」ノ下ニ
「又ハ登記官吏」ヲ加フ

第三十六條第六號中「市區町村長」ノ下ニ
「若ハ登記官吏」ヲ加フ

第四十一條第一項中「市區町村長」ノ下ニ
「登記官吏」ヲ加フ

トモ名前ニ依ツテ憂鬱ヲ感ズルコトヲ除去

セシメタイト云フノガ、提案ノ趣旨デアリ

マス

第二十一ノ理容師法案、是ハ昨年本院ニ

提案ヲ致シタ法案デゴザイマシテ、即チ通

俗ノ言葉デ言ヒマスルナラバ、床屋サン、

髮結サン、美容師、斯ウ云フヤウナ業務ニ

從事シテ居リマスル人ガ、衛生思想ノ發達

ヲシテ居ル今日、之ヲ一つノ團體的法規ノ

下ニ於テ活動出來ル組織體ト致シマシテ、

國民保健上重要ナ任務ヲ遂行セシムル必要

上、組合制度ト云フモノヲ公認ヲシテヤリ

タイ、サウシテ相當ノ資格ヲ與ヘテ、ソレ

等ノ待遇ヲ良クシテヤリ、一面ニハ人格ノ

ト云フ意味ニ於テ、中等學校卒業以上ノ學

果、行政代書人ヲモ、ソレト均衡ヲ保ツ意

味ニ於テ、行政書士ト云フ名前ニ變ヘルト

云フコトト、同ジク是等ノ人ノ品位ヲ向上

シテ、サウシテ依頼者ノ信用ヲ高メシマル

デアリマシテ、本案ハ只今申上ガマシタ司

法代書人ヲ司法書士ト名前ヲ變ヘマシタ

シテ、サウシテ依頼者ノ信用ヲ高メシマル

ト云フ意味ニ於テ、中等學校卒業以上ノ學

力ヲ有スル人ノ中カラ行政書士ト云フ名前ニ變ヘルト

云フコト等ヲ定メタノデアリマス

ト、及ビ行政書士會ヲ組織シテ、内務大臣

ガ之ヲ地方長官ニ命ジテ監督ヲセシムルト

テ、ソレニ合格シタル者ヲ採用スルト云フコ

ト云フ意味ニ於テ、此「士」ト云フ文字ヲ使ヒ、

ト云フヤウニ、此「士」ト云フ文字ヲ使ヒ、

向ニ資スルト云フ意味ヲ以テ、本案ヲ提

案致シタノデアリマス

日程第二十二ハ公證人法中改正法律案デ

アリマシテ、既ニ護士、辨理士、計理士、

ト云フヤウニ、此「士」ト云フ文字ヲ使ヒ、

而モ代書人デサヘモ司法書士、行政書士ト

云フ名前ヲ使フト云フ状況ニアリマスル

ト云フヤウニ、此「士」ト云フ文字ヲ使ヒ、

諸君ヲ、公證人ト云フ名前デハ、餘リニ輕

蔑モ意味ヲ含ムノデハナカラウカト云フ虞

モアリマスルノデ、權衡上之ヲ公證人ト云

フ名前ニ改メルト云フノガ一ツ、今一ツハ

公正證書ヲ作成致シマストキニ、其嘱託人

ノ氏名ヲ知ラズ、又面識ナイトキニハ、人

違ヒデナイト云フコトヲ證明スル爲ニ、市

區町長ノ印鑑證明書ヲ提出セシムル現行

法デハ、商業登記ヲ爲シタル法人ノ代表者

ニ交付スル所ノ登記官吏ノ印鑑證明書ヲ除

外シテ居リマスコトハ、甚ダ權衡ヲ失シマ

スル嫌ガアリマスルカラ、登記官吏ノ印鑑

證明書ヲ、市區町村長ノ印鑑證明書ト同一

ニ取扱フノガ便利デアルト考ヘマシテ、此

二ツノ改正ヲ主ト致シマシテ本案ヲ提出致

シタノデアリマス、何卒御協賛アランコト

長男某、母某ノ長女某ト云フヤウニ戸籍

ニ記載ヲシテ、ソレ等ノ人ヲシテ幾分ナリ

害スルノ虞アリト認メタルトキ

二 衛生、風俗其ノ他公安ヲ害シ又ハ

害スルノ虞アリト認メタルトキ

三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令

○服部崎市君 日程第十九ハ、一松定吉君
外六名提出、刑法中改正法律案外四件委員
ニ、日程第二十及ビ第二十一ノ兩案ハ、一括
シテ、八木逸郎君提出、民族優生保護法案
委員ニ、日程第二十二ハ、中野治介君外一
名提出、計理士法中改正法律案委員ニ併セ
付託セラレントコトヲ望ミマス

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第
二十三、建築士法案ノ第一讀會ヲ開キマス、
提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者手
代木隆吉君

第二十三 建築士法案 (野村嘉六君外
八名提出) 第一讀會

建築士法案

第一條 建築士ハ建築士ノ稱號ヲ用ヒテ
當事者ノ委嘱ニ因リ建築ニ關スル設
計、工事監督、調査又ハ鑑定ヲ業トス
ルモノトス

第二條 左ノ條件ヲ具フル者ハ建築士タ
ル資格ヲ有ス

一 帝國臣民又ハ主務大臣ノ定ムル所
ニ依リ外國ノ國籍ヲ有スル者ニシテ
私法上ノ能力者タルコト

二 建築士試験ニ合格シ一年六月以上
了建築ノ設計監督ニ關スル實務修習ヲ
了ヘタルコト

前項第二號ノ建築士試験及實務修習ニ
關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 左ノ各號ノ一一該當スル者ハ前
條第一項第二號ノ規定ニ拘ラズ建築士
タル資格ヲ有ス

一 建築學ヲ修メタル工學博士

二 帝國大學、大學令ニ依ル大學、專
門學校令ニ依ル専門學校又ハ主務大

臣ニ於テ之ト同様以上ト認ムル學校ニ於テ建築ニ關スル諸學科ヲ修メ定期ノ課業ヲ卒ヘタル者ニシテ一年以上建築ノ設計監督ニ關スル實務ニ從事シタル者

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ建築士タル資格ヲ有セス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ二年未満ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ起算シ三年ヲ經過シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

二 前號ニ該當スル者ヲ除クノ外第十三條又ハ第十四條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者但シ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ起算シ三年ヲ經過シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

三 破産者ニシテ復權ヲ得サル者

四 建築士ノ業務ノ停止ノ期間中其ノ業務ヲ廢止シ未タ其ノ期間ノ經過セサル者

五 建築士ノ業務ノ禁止ノ處分ヲ受ケタル者但シ其ノ處分ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三年ヲ經過シ主務大臣ニ於テ改悛ノ情顯著ナリト認メタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 建築士タラムトスル者ハ建築士登録簿ニ登録ヲ受クルコトヲ要ス建築士ノ登録ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 建築士ノ登録ヲ受ケムトスル者ハ登録料トシテ二十圓ヲ納付スヘシ

第七條 建築士ハ誠實公正ニ其ノ業務ヲ行フヘシ

第八條 建築士ハ其ノ業務ニ關シ委嘱者以外ノ者ヨリ贈與其ノ他ノ利益ヲ受クルコトヲ得ス

第九條 建築士ハ自ラ左ノ營業ヲ爲シ又

八左ノ營業ヲ爲ス者ノ使用人タルコト
ヲ得ス

一 建築土木ニ關スル請負業

二 建築材料ニ關スル商工業

三 土地家屋ニ關スル代理業

第十條 建築士ハ主務大臣ノ監督ニ屬ス

第十一條 建築士本法ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行爲ヲ爲員會ノ議決ニ依リ之ヲ懲戒スルコトヲ得

建築士懲戒委員會ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 建築士ノ懲戒處分ハ左ノ四種

一 謙責

二 千圓以下ノ過料

三 一年以内建築士ノ業務ノ停止

四 建築士ノ業務ノ禁止

前項第二號ノ過料ヲ完納セサルトキハ主務大臣ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス

非訟事件手續法第二百八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル執行ニ付之ヲ準用ス

第十三條 建築士又ハ建築士タリシ者故ナク其ノ業務上知得タル事項ニシテ委嘱者ニ必要ナル祕密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第十四條 建築士タル資格ヲ有スルモ其建築士ノ稱號ヲ用ヒ建築士ノ業務ヲ行ヒタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 建築士タル登録ヲ受ケシシテ建築士ノ稱號ヲ用ヒ建築士ノ業務ヲ行ヒタル者ハ十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第一百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用

附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ二年ノ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ二年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス
本法施行ノ際迄引續キ一年以上建築ニ關スル設計監督ノ業務又ハ職務ニ從事シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ一年以内ニ出願シタルトキニ限リ第二條第一項第二號ノ規定ニ拘ラズ建築士試驗委員ノ銓衡ヲ經テ建築士タルコトヲ得
帝國大學、大學令ニ依ル大學、專門學校令ニ依ル専門學校又ハ主務大臣ニ於テ之ト同等以上ト認ムル學校ニ於テ土木ニ關スル諸學科ヲ修メ定規ノ課業ヲ卒ヘタル者ニシテ引續キ三年以上建築ノ設計監督ニ關スル業務又ハ職務ニ從事シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ五年以内ニ出願シタルトキニ限リ第二條第一項第二號ノ規定ニ拘ラズ建築士試驗委員ノ銓衡ヲ經テ建築士タルコトヲ得
○手代木隆吉君 只今上程ニナリマシタ建築士法案提出ノ理由ヲ辯明致シマス、本法案ハ本院ニ於テ前後二回成立ヲ致シテ居ル所ノ法案デアリマシテ、輓近世運ノ進展ニ伴ヒマシテ、公私ノ建築事業ハ漸ク隆昌ヲ見ルニ至リマシタ、其處理經營ニ際シマシテ、複雜ナル事情ト機微ナル事態ノ發生スルコト、亦往年ノ比デハアリマセヌ、國民日常ノ生活ト密接ナル關係ヲ有シ、且ツ其財產ノ要素デアリマス所ノ建築ノ計畫及び監督ハ、適當ノ教養ト技能ト經驗トヲ要スルコトハ勿論デアリマス、隨テ之ヲ業トスル者ノ職責ヲ明ニ致シ、以テ諸般ノ弊害ヲ未然ニ防ギ、併セテ建築物ノ安固ト精華トヲ期セナケレバナラヌト思フノデアリマス、仍テ速ニ建築士法ヲ制定致シ、現行ノ建築物取締ニ關スル法規ト相俟ツテ、國民ノ利益ヲ保護シ、國家ノ福祉ヲ増進セントスルモ

第十條 第二條ノ免許ヲ受ケシテ助産ノ業ヲ爲シタル者又ハ第四條乃至第七條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ料ニ處ス業務停止中ノ產師ニシテ助産ノ業ヲ爲シタル者亦同シ

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
産婆規則ハ之ヲ廢止ス
本法施行前產婆名簿ニ登録セラレタル者ハ本法ニ依リ產師ノ免許ヲ受ケタル者ト看做ス

本法施行前地方長官ヨリ業務ノ地域及期限ヲ定メテ假ニ產婆ノ業ヲ免許セラレタル者ハ本法ニ依リ產師ノ免許ヲ受ケタル者ト看做ス

二對シテハ產師ノ免許ヲ爲スコトヲ得ス
墮胎ノ罪其ノ他業務ニ關スル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ對シテハ產師ノ免許ヲ爲ササルコトアルヘシ

第四條 產師ハ妊娠、產婦、婦婦又ハ胎兒、生兒ニ異常アリト認ムルトキハ直ニ醫師ノ診療ヲ請ハシムヘシ自ラ其ノ處置ヲ爲スコトヲ得ス但シ臨時應急ノ處置ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 產師ハ妊娠又ハ檢案セシムテ死產證書又ハ死胎檢案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第六條 產師ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス業務上技能、經歷又ハ命令ノ定ムル事項ノ廣告ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 產師ハ產簿ヲ備ハ十箇年間之ヲ保存スヘシ

第八條 產師ハ產師會ヲ設立スヘシ

第九條 產師第三條第一項ニ該當スルトキハ其ノ免許ヲ取消スヘシ

產師墮胎ノ罪其ノ他業務ニ關スル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ業務ヲ停止スルコトアルヘシ其ノ免許ヲ再免許スヘシ

第三項ノ處分ハ内務大臣之ヲ行フ但シ前二項ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ處分ハ内務大臣之ヲ行フ但シ前二項ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ爲スコトヲ得

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
產婆規則ハ之ヲ廢止ス
本法施行前產婆名簿ニ登録セラレタル者ハ本法ニ依リ產師ノ免許ヲ受ケタル者ト看做ス

本法施行前地方長官ヨリ業務ノ地域及期限ヲ定メテ假ニ產婆ノ業ヲ免許セラレタル者ハ本法ニ依リ產師ノ免許ヲ受ケタル者ト看做ス

セラレンコトヲ希望致シマス(拍手)

○副議長(金光庸夫君) 提出者、田中養達君——本案ノ趣旨辯明者ハ議席ニ居ラレマセヌ、仍テ此趣旨辯明ヲ省略セラレタモノ

ト認メマス——提出者野方次郎君

〔議席ニ居リマセヌ「ト呼フ者アリ」〕

○副議長(金光庸夫君) 本案ノ趣旨辯明者モ、其趣旨辯明ヲ省略シタモノト認メマス

○服部崎市君 日程第二十四乃至二十六ノ三案ハ一括シテ八木逸郎君提出、民族優生保護法案委員ニ併セ付託サレンコトヲ望ミマス

ルコトヲ得
本法施行ノ際從前ノ規定ニ依リ產婆名簿ニ登録ヲ受クル資格ヲ有スル者及本法施行後五箇年以内ニ從前ノ規定ニ依リ產婆名簿ニ登録ヲ受クル資格ヲ得タル者ハ第二條ノ規定ニ拘ラス產師ノ免許ヲ受クル

行後五箇年以内ニ從前ノ規定ニ依リ產婆名簿ニ登録ヲ受クル資格ヲ得タル者ハ第二條ノ規定ニ拘ラス產師ノ免許ヲ受クル

コトヲ得
本法施行ノ際從前ノ規定ニ依リ產婆名簿ニ登録ヲ受クル資格ヲ得タル者ハ第二條ノ規定ニ拘ラス產師ノ免許ヲ受クル

六八一

ハ市町村長ノ許可ヲ得テ之ヲ爲スコト
ヲ得
第六條 世襲財産ハ第一條第二項ノ登記
前ニ其ノ目的物ニ付生シタル債權ヲ除
キ其ノ他ノ債權ニ依リ之ヲ差押フルコ
トヲ得ス

第七條 世襲財產ノ果實ハ收穫後十五日
以内ニ市町村長ニ届出ツルコトヲ得
前項ノ届出アリタル場合ハ届出ノ範圍
内ニ於テ世襲財產設定者及其ノ家族ノ
次期收穫期マテ必要ナル食料ニ相當ス
ルモノハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第八條 世襲財產ハ之ヲ讓渡若ハ賃貸ヲ
爲シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス但シ
正當ノ事由アルトキハ賃貸ニ限り市町
村長ノ許可ヲ得テ之ヲ爲スコトヲ得
第九條 世襲財產ハ之ヲ分割相續ヲ爲ス
第十條 世襲財產存置ノ必要ナキニ至リ
タルトキハ世襲財產設定者ハ地方長官
ノ許可ヲ得テ之ヲ廢止スルコトヲ得
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○林平馬君 此席ヨリ申上ダマス

○副議長(金光庸夫君) 許可致シマス

○林平馬君 只今上程サレマシタ農家世襲
財產法案ノ理由ヲ簡單ニ申上ダマス
農村ニ對シテ質實剛健ナル國民精神ノ母體
タル役割ト、頑強健全ナル民族體位ノ維持
増進ノ役割ヲ期待スル爲ニハ、總テノ農
民ヲシテ自作農即チ獨立農民クラシムルコ
トニアリト信ジマス、然ルニ農村ノ現狀ヲ
見ルニ、一度負債ヲ作レバ恰モ吸血鬼ニ取
付カレタ如ク、次第ニ其獨立性ヲ奪ハレ、
年ト共ニ衰弱ト苦惱ト加ヘ、是方償還ハ
殆ド不可能トナリ、其悲慘ナル狀態ハ正ニ
言語ニ絶ヌモノガアルノアリマス、隨
テ農村ノ此一大任務モ到底期待シ得ザルニ
ニ堪ヘザル次第アリマス、故ニ農村ノ負

債ヲ整理スルト共ニ、一面土地ト農民トノ
不可分性ヲ確保スルコトハ、蓋シ農村對策
ノ根本デアルト信ズル者デアリマス(拍手)
即チ本法案ハ農家ニ最小限度ノ安全地帶ヲ
與ヘ、以テ農村ノ安住ヲ確保セントスルモ
ノデアリマス、詳細ハ委員會ニ於テ御説明
申上ダマスガ、何卒御審議ノ上速ニ御協賛
ヲ賜ハランコトヲ切望スル次第ゴザイマ
(拍手)

○服部崎市君 本案ハ政府提出、農業保險
法案委員ニ併セ付託サレンコトヲ望ミマス
○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第
二十八、検査計理士法案ノ第一讀會ヲ開キ
マス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提
出者森田重次郎君

○副議長(金光庸夫君) 検査計理士法案
第一條 検査計理士ハ検査計理士ノ稱號
ヲ用ヒテ會計ニ關スル検査、鑑定又ハ
證明ヲ爲スコトヲ業トスルモノトス

第二條 左ノ條件ヲ具フル者ハ検査計理
士タル資格ヲ有ス

一 帝國臣民又ハ主務大臣ノ定ム所
ニ依リ外國ノ國籍ヲ有スル者ニシテ
私法上ノ能力者タルコト

二 検査計理士試補トシテ二年以上ノ
實務修習ヲ爲シ且考試ヲ經タルコト

第三條 検査計理士試補タルニハ成規ノ
事項ハ主務大臣之ヲ定ム

試験ニ合格スルコトヲ要ス
前項ノ試験ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ
之ヲ定ム

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ檢
査計理士タル資格ヲ有セス
一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但
シ二年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラ
レタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ若ハ
其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタ
ル日ヨリ起算シ三年ヲ經過シタル者
又ハ陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ一
年未滿ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ此
ノ限ニ在ラス

二 前號ニ該當スル者ヲ除クノ外本法
辯護士法、辦理士法又ハ計理士法ニ
依リ刑ニ處セラレタル者但シ刑ノ執
行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコト
ナキニ至リタル日ヨリ起算シ三年ヲ
經過シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

三 懲戒處分ニ依リ免官若ハ免職セラ
レタル者、辯護士法ニ依リ除名セラ
レタル者又ハ本法、辦理士法若ハ計
理士法ニ依リ業務ヲ禁止セラレタル
者但シ免官、免職、除名又ハ業務禁
止ノ處分ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三
年ヲ經過シ主務大臣ニ於テ改悛ノ情
顯著ナリト認メタル者ハ此ノ限ニ在
ラス

四 破産者ニシテ復權ヲ得サル者
第五條 檢査計理士クラムトスル者ハ檢
查計理士登錄簿ニ登錄ヲ受クルコトヲ
要ス
検査計理士ノ登錄ニ關スル事項ハ勅令
ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 檢査計理士ノ登錄ヲ受ケムトス
ル者ハ登錄料トシテ二十圓ヲ納付スル
コトヲ要ス

第七條 檢査計理士ハ報酬アル公務ヲ兼
ヌルコトヲ得ス但シ帝國議會若ハ地方
議會ノ議員ト爲リ又ハ公務所ヨリ特ニ
任命セラレ若ハ囑託セラレタル職務ヲ
執行スルハ此ノ限ニ在ラス

第八條 前條ノ規定ハ實務修習中ノ検査
計理士試補ニ適用ス

第九條 檢査計理士ハ左ニ掲タル事項ニ
付第三者ニ對シテ證明ト爲ルヘキ業務
ヲ行フコトヲ得ス

第十條 檢査計理士又ハ検査計理士タリ
シ者ハ其ノ業務上知得シタル祕密ヲ保
持スル權利ヲ有シ義務ヲ負フ但シ他ノ
法令ニ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ
在ラス

第十一條 檢査計理士ハ主務大臣ノ監督
ニ屬ス

第十二條 檢査計理士本法ノ規定ニ違反
シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行爲
若ハ業務上不正ノ行爲ヲ爲シタルトキ
ハ主務大臣ハ検査計理士懲戒委員會ノ
議決ニ依リ之ヲ懲戒スルコトヲ得
検査計理士懲戒委員會ニ關スル事項ハ
勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 檢査計理士ノ懲戒處分ハ左ノ
四種トス

一 賛責

二 千圓以下ノ過料

三 一年以内検査計理士ノ業務ノ停止

四 檢査計理士ノ業務ノ禁止

前項第二號ノ過料ヲ完納セサルトキハ

主務大臣ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス
非訟事件手續法第二百八條ノ規定ハ前
項ノ規定ニ依ル執行ニ付之ヲ準用ス
第十四條 檢査計理士又ハ検査計理士タ
リシ者故ナク其ノ業務上取扱ヒタル事
項ニ付知得シタル祕密ヲ漏泄シ又ハ竊
用シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千
圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス
第十五條 檢査計理士タル資格ヲ有セズ
シテ検査計理士ノ業務ヲ行ヒタル者ハ
六月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ
處ス
第十六條 檢査計理士タル資格ヲ有スル
モ其ノ登録ヲ受ケヌシテ検査計理士ノ
業務ヲ行ヒタル者八十圓以上二百圓以
下ノ過料ニ處ス
非訟事件手續法第二百六條乃至第二百
八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用
ス
附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六
號布告刑法ノ二年ノ禁錮以上ノ刑ニ處セ
ラレタル者ハ二年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ
刑ニ處セラレタル者ト看做ス
五年以上引継キ計理士法ニ依リ會計ニ關
スル検査、鑑定又ハ證明ノ業務ニ從事シ其
ノ業績ヲ證スル足る書類ヲ添附シテ出願
シ検査計理士試驗委員ノ銓衡ヲ經クル者
ハ當分ノ内第一條第一項第二號及第三條
ノ規定ニ拘ラス検査計理士タルコトヲ得
○森田重次郎君 自席カラ申上ガルコトヲ
御許可願ヒマス
○副議長(金光庸夫君) 許可致シマス
○森田重次郎君 只今上程致サレマシタ檢
查計理士法案提出ノ理由ヲ説明致シマス、
昭和二年計理士法實施後、既ニ十一年ノ星
霜ヲ閑シテ居ルノニアリマシテ、其間本法
ノ根本的缺陷カラ來リマスル計理士登録數

ニ躍進的増加ヲ見マシテ、計理士總數八千
ニ垂ント致シテ居ルノデアリマス、此空前
ノ異數ノ激増ニ依リマシテ、計理士界ハ玉
石混淆ノ状態ヲ呈シマシテ、其弊モ亦漸次
大ナラントスルニ至ツテ居ルノデアリマス、
斯ウ云フヤウナ傾向ニアリマシタノデ、計
理士法改正ノ聲ガ朝野ニ起リマシテ、第五
十六回帝國議會以來、數次改正建議案又ハ
改正法律案ノ提案ガアツタノデアリマスル
ガ、第六十五回帝國議會ニ於テ、検査計理
士法制定建議ガ採擇ヲ見ルニ至ツタ次第
アリマス、而シテ本制度ノ改正ニハ、現行
法ニ依ル有資格者及ビ有資格學校、茲ニ現
在登錄致シテ居リマスル計理士整理其他ニ
關シマシテ、各方面ニ色々複雜ニシテ多岐
ニ至ル困難ナ事情ガ多々存在シテ居ルノデ
アリマス、サウ云フヤウナコトデアリマシ
テ、其施行後十一年ニ及ンダ今日、部分的
ナル改正ヲ致シテ居リマシテハ、到底此缺
陷ヲ救濟スルコトガ出來ナイノデアリマス、徒ニ
ソコデドウ致シマシテモ、是ハ根本的ナル
改正ヲスルヨリ外ニ仕方ガナイノデ、今日
マダ此儘ニ致シテ居リマスルナラバ、徒ニ
他日ニ悔ヲ貽スヤウナコトニナルト思フノ
デアリマス、惟フニ産業日本ノ轉換期ニ伴
フ統制經濟ノ進展、竝ニ商法其他經濟法規
ノ根本的改正實施ニ關聯シ、本制度ノ改善
ニ俟ツベキモノ多々益アルト思フノデアリ
マス、仍テ吾々ハ會計ニ關スル検査、鑑定
法ヲ制定致シマシテ、有能適格ナル計理士
ニ向上ノ進路ヲ開キ、計理士界ノ分化發展
ヲ促進シ、時勢ノ推移ニ順應セシメタイト
思フノデアリマス、是ガ本案ヲ提出致シマ
シタ理由デアリマス、何卒速ニ御協贊アラ
ンコトヲ御願致シマス(拍手)

○副議長（金光庸夫君） 服部君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許
シマス——提出者高橋義次君
第二十九 裁判所構成法中改正法律案
（高橋義次君外六名提出） 第一讀會
裁判所構成法中改正法律案
裁判所構成法中左ノ通改正ス
第三十二條中「且豫備判事ハ如何ナル事
情アルモ二人以上其ノ部ニ列席スルコト
ヲ得ス」ヲ削ル
第三十六條第二號但書ヲ削ル
第五十七條 判事又ハ檢事ニ任セラルル
ニハ十年以上辯護士トシテ其ノ職務ニ
從事シタルコトヲ要ス
朝鮮辯護士、臺灣辯護士及關東州辯護
士ハ前項ノ適用ニ付テハ之ヲ辯護士ト
看做ス
判事又ハ檢事ニ任セラレタル者カ辯護
士ノ職務ニ從事シタル期間ハ他ノ法令
ノ適用ニ付テハ其ノ在官期間ニ通算ス
第五十八條 削除
第六十條 削除
第六十一條 削除
第六十二條 削除
第六十三條第一項ヲ削ル
第六十四條 判事又ハ檢事差支アリテ職
務ニ從事スルコト能ハサルトキハ司法
大臣ハ之ニ豫備判事又ハ豫備檢事ヲ代
理セシムルコトヲ得
第六十五條 削除

第六十六條 農護士タルコトヲ得サル者
ハ判事又ハ檢事タルコトヲ得ス

第六十九條 削除

第七十條 削除

第七十一條 削除

第七十二條 削除

第一百二十二條第一項中「又ハ法律ニ從ヒ其
ノ職務ヲ行フ試補」ヲ削リ同條第三項中
「又ハ其ノ命ヲ受ケタル試補」ヲ削ル

第一百二十一條第一項但書中「及試補」ヲ削
ル

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ司法官試補タル者ハ從
前ノ規定ニ依リ判事及檢事ニ任セラルル
コトヲ得

本法施行ノ際現ニ判事又ハ檢事タル者竝
前項ノ規定ニ依リ任セラレタル判事及檢
事ニハ仍從前ノ規定ヲ適用ス

○高橋義次君　自席ヨリ發言ノ御許ヲ願ヒ
マス

○副議長(金光庸夫君)　許可致シマス

○高橋義次君　司法部機構ニ對スル抜本的
ナ改革ノ要望ハ、今ヤ澎湃タル舉世一致ノ
大キナ叫デアルトモ申サナケレバナリマセ
ヌ、國家ノ治亂興廢ハ、裁判が能ク國民ノ
信賴ヲ繫グカ否カニ懸ツテ存スルコトハ、蓋
シ古クシテ而モ新ナル格言デアリマス、裁
判ガ常ニ複雜ナ事案ヲ糺シ、錯綜セル人
情ニ合シ、當事者ヲ信服セシメ、延イテハ
一世ヲ指導スル爲ニハ、一二裁判官ニ人其
當ヲ得ナケレバナリマセヌ、裁判官ハ單ニ
法律學ニ通曉セルノ一能ヲ以テノミデハ、
未ダ其適材ヲ斷ズル譯ニハ行キマセヌ、活
社會ノ實情ニ精通シ、人情ノ機微ヲ知リ、所
謂世ノ表裏甘苦ノ質體ヲ辨ヘタル練達堪能
ノ圓熟セル人物タルベキコト、蓋シ絕對ノ
必要條件ナリト申サナケレバナリマセヌ、
近時神聖ナルベキ裁判ノ事、動モスレバ

ヲ要ス

シタル愛國航空獎券ノ全部ニ付抽籤ヲ

往々ニシテ或ハ公正妥當ヲ缺如シ、或ハ敏速
運行ノ機宜ヲ失シ、且ツ到ル處ニ人權蹂躪
ノ聲アルヲ聞キ、果テハ司法部ニ對スル怨
嗟呴嗟ノ聲サヘモ野ニ満チツ、アルノ實情
ヲ目撃シ、邦家ノ爲眞ニ痛嘆ニ堪ヘザル
モノガアリマス、思フニ司法ハ護國ノ最後
ノ鍵デアラネバナリマセヌ、光榮アル我等
ノ帝國ニ百ノ戰捷、千ノ善政又茲ニアルモ、
吾等ノ同胞中無辜ノ冤罪ニ泣ク憐ムベキ唯
一人ノ存スルモノアラバ、爲ニ其榮光ハ舉
ゲテ失ハルベキデアリマス(拍手)其弊竄ハ
斷ジテ根絶セネバナリマセヌ、制度ノ罪固
ヨリ是レアリ、機構ノ不備亦然リ、然レド
モ其弊竄ノ中核トシテ指摘スベキモノ、實
ニ裁判官ニ其人ヲ得ルト否トノ一點ニ存ス
ト謂ハネバナリマセヌ、然ルニ現行司法制
度ニ依レバ、僅ニ三箇年ノ法律課程ヲ修了
シ、而モ其齡漸クニシテ二十有四、五歳、
次イデ司法試補トシテ机上ノ實務修習ニ
アルコト一年有半ノミ、斯クシテ身ハ直チ
ニ司直ノ高官ニ任ゼラル、ノデアリマス、
社會人トシテノ教養ノ餘地ハ一日モナイ、
世ノ經驗ハ寸毫モナイ、如何ニシテカ複雜
極マリナキ社會的經驗ノ豈カナ人達ノ間ニ
處シテ、能ク剣切妥當ナ審理ヤ裁判ガ期シ
テ行ハレ得ルデアリマセウカ、裁判ガ其具
體性ヲ離レテ、概念的ナモノニナリアルコ
ト洵ニ故ナキニアラスト申サネバナリマセ
ヌ、思フニ此制度ハ遠ク明治二十三年ノ創
始ニ係リ、爾來星霜茲ニ五十年、而モ世ハ
清新ノ氣ニ漲リ、革新ノ叫ビ熾シナルノ秋
ニ際シ、獨リ司法部ノミガ傳統ト舊套トニ
徒ラナル膠著ラ爲スベキデハアリマセヌ、
他面辯護士ハ司法科試験ニ合格シ、辯護士
試補トシテ一年半ノ實務修習ヲ了ヘ、一定
ノ考試ヲ經テ其資格ヲ得、活社會ニ處シテ
有エル階級、種類ノ人物ニ接シ、其實情ヲ體
得シ、法廷ニ起シテ裁判ニ關與スル者ア、真
ニ裁判官トシテノ素質ヲ具備セルモノデア
リマス、茲ニ裁判官ハ、相當年限辯護士ノ

職務ニ在リシ優秀ナル者ノミヨリ採用スル
ノ制度ハ、司法官養成ノ制度トシテ眞ニ理
想的ナリト申サナケレバナリマセヌ、所謂
法曹一元制度ト稱シ、其實現ハ早クヨリ在
野法曹界ノ輿論トナリ、昭和十一年十一月
一日全國辯護士大會ニ於テハ、滿場一致ヲ

以テ是ガ決定ヲ見テ居ルノデアリマス、幸
ニ各位ノ御協賛ニ依リ速ニ本法案ノ實現ヲ
見ルニ至リマスルナラバ、法治立憲國ノ體
面ヲ確立シ、民權確保ノ實績ヲ全ウスルニ
至ルベキコト、蓋シ寸毫ノ疑ヲ容レザル所
デアリマス、偏ニ各位ノ御協賛ヲ仰グ次第
デアリマス(拍手)

第六條 抽籤ノ日ヨリ二年ヲ經過スルト
キハ當籤獎券ノ所有者ハ當籤金ノ支拂
ヲ請求スルコトヲ得ス

第七條 愛國航空獎券ヲ發行セムトスル
トキハ少クトモ發行日ノ二週間前ニ發
行總數、發行ノ日時、抽籤ノ日時、當
籤券數並當籤金額及其ノ等級ヲ命令ノ
定ムル所ニ依リ公表スヘシ

抽籤終リタルトキハ命令ノ定ムル所ニ
依リ其ノ結果ヲ公表スヘシ

第八條 第一條ノ法人ノ理事及監事ハ愛
國航空獎券ヲ所有スルコトヲ得ス

第九條 第一條ノ法人愛國航空獎券ヲ發
行シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ
其ノ收得金額ノ六十分ノ三十七以内ニ
相當スル額ヲ政府又ハ政府ノ指定ス
ル者ニ納付スヘシ

前項ノ納付金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依
リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ其ノ先取
特權ノ順位ハ國稅ニ次クモノトス

第十條 第一條ノ法人ハ國稅滯納處分ノ例ニ依
リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ其ノ先取
特權ノ順位ハ國稅ニ次クモノトス

第一條 航空事業ノ振興及航空思想ノ普
及ヲ圖ルコトヲ目的トスル法人ニシテ
主務大臣ノ認可ヲ受ケタル者ハ本法ニ
依ル愛國航空獎券ヲ發行スルコトヲ得
第一條ノ法人ハ國稅滯納處分ノ例ニ依
リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ其ノ先取
特權ノ順位ハ國稅ニ次クモノトス

第十六條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ
三年以下ノ懲役若ハ五千圓以下ノ罰金
ニ處シ又ハ其ノ刑ヲ併科ス

第一條ノ法人ニ非スシテ類似ノ獎
券ヲ發賣シタル者

第十七條 第一條ノ法人ノ役員カ其ノ職
務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若
ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ
處ス因リテ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當
ノ行爲ヲ爲ササルトキハ五年以下ノ懲
役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之
ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收
スルコト能ハサルトキハ其ノ金額ヲ追
徴ス

第十八條 第一條ノ法人ノ役員ニ對シ賄
賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二
年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處
ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキ
リ其ノ最高額ヲ超過スルトキハ政府ハ
其ノ超過額ヲ政府又ハ政府ノ指定スル
者ニ納付セシムルコトヲ得

第十九條 前二條ノ納付金ハ之ヲ航空事
業ノ振興ニ必要ナル經費ニ充ツルコト
ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキ
リ其ノ最高額ヲ超過スルトキハ政府ハ
其ノ超過額ヲ政府又ハ政府ノ指定スル
者ニ納付セシムルコトヲ得

第二條 愛國航空獎券ハ富籤式ニ依リ券
面金額三圓トシ毎年四回券面金額ヲ以
テ發行セラレルモノトス

第三條 第一條ノ法人ハ前條ニ依リ發行
ス

第十九條 第八條ノ規定ニ違反シタル者

ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 第一條ノ法人ノ役員カ抽籤ニ

關シ不正ノ行爲アリタルトキハ二年以

下ノ懲役ニ處ス因リテ財産上不法ノ利

益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得シメタル

トキハ五年以下ノ懲役ニ處シ其ノ利益

ニ相當スル金額ヲ追徴ス

第二十一條 第一條ノ法人ノ役員ニシテ

左ノ各號ノ一二該當スル者ハ千圓以下

ノ過料ニ處ス

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令

ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クヘキ場

合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケサル者

二 第七條及第十條第一項ノ規定ニ違

反シタル者

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○安藤孝三君 簡單デゴザイマスカラ、自

席カラ發言ヲ御許願ヒマス

○副議長(金光庸夫君) 許可致シマス

○安藤孝三君 本法案ハ、世界列強ニ落伍

セル我ガ民衆航空事業ヲ、國防上速ニ振興

センガ爲ニ、目下我國ノ如キ財政困難ナル

事情ニアル場合ニハ、之ニ必要ナル資金全部

ヲ國庫ノ支出ニ仰グコトハ、不可能デゴザ

イマスニ依リテ、茲ニ表題ノ如キ航空獎券ヲ

發行致シマシテ、所要ノ資金ヲ捻出セント

スルモノデアリマス、詳シコトハ委員會ニ

ニ於テ御説明致シマスガ、競馬法ダケガ許

可ニナツテ居リマシテ、航空獎券法ガ許可ニ

ナラナイト云フノハ、洵ニ遺憾デアリマス、

日支事變ノ實情ニ鑑ミマシテモ、馬ハ泥濘

膝ヲ沒シテ、自動車ナドノ動ケナイヤウナ

所マデ行シテ、大變活躍シテ居リマス、將又

飛行機モ支那ノ彼ノ地デ働イテ居リマスコ

トハ、私ガ申上ゲル迄モアリマセヌ、即チ

是ハ車ノ兩輪ノヤウナモノデアルト私ハ思

ヒマスルカラ、競馬法同様皆サンノ御協賛

ヲ經テ、速ニ御通過アランコトヲ御願スル
次第デアリマス(拍手)

○服部崎市君 本案ハ政府提出、航空機製
造事業法案委員ニ併セ付託セラレンコトヲ
望ミマス

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
ト爲スニ御異議アリマセヌカ

昭和八年法律第五十四號中改正法律案

第一條 但書中「爲斯場合」ノ下ニ「又ハ辯

護士事務所ノ事務員ノ爲斯場合」ヲ加フ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○清瀬一郎君 此席ヨリ御許ヲ願ヒマス

○副議長(金光庸夫君) 許可致シマス

○清瀬一郎君 只今御上程ニナリマシタ辯

護士法中改正法律案ハ、院内ノ政友、民政

及ビ私共ノ團體ノ法曹ノ有志カラ、提出サレ

タモノデアリマスガ、此趣旨ハニゾゴザイ

マシテ第一ハ辯護士ニハ素質優良ナル者ヲ

取入レルト云フ意味ヲ以チマシテ、從來行

政裁判所ノ評定官又ハ陸海軍ノ法務官等

ヲ、無試験デ採用致シテ居リマシタガ、司

法科試験ノ科目ニ屬スル法律學ヲ修メタル

法學博士ヲ、辯護士ニ採用スルト云フコト

デアリマス、其二ハ、只今デハ辯護士ハ所

屬辯護士會ノ地域内ニハ、一箇所ノ本事務

所以外ニハ、如何ナル名義ヲ以テスルモ事

務所ヲ設置スルコトハ出來ヌヤウニナッテ

居リマスガ、ソレデハ餘リニモ窮屈デアリ

マスカラ、更ニ一箇所ノ出張所ヲ設ケ得ル

ヤウニスル必要ガアルト思フノデアリマス、

無論茲ニ私ガ申上ゲル出張所ナルモノハ、

所デハナインデアリマシテ、眞實ナル事務

所ノ意味デアリマス、是ハニツ設ケテモ宜

シイコトトスル案デアリマス、何卒御贊成

アランコトヲ切ニ御願致シマス

昭和八年法律第五十四號中改正法律案ノ

趣旨ヲ説明致シマス、昭和八年法律第五十

四號ト云フノハ、所謂三百取締法デアリマ

シテ、現行法ハ辯護士ニアラザレバ、訴訟

事務ニ關係スルコトガ出來ナイト云フコト

ニナツテ居リマスカラ、其精神ハ明カデアリ

マスケレドモ、辯護士事務員ハ訴訟ノ代理

ハ出來ナイ、辯護士ニ代ヅ裁判所、登記所ニ

リ軍用候補馬ノ資格判定ヲ爲ス爲道府

アリマスガ、辯護士會方規則ニ依テ認可シマシタ正シイ辯護士事務員ハ、ヤハリ相當ノ範圍内ニ於テ、訴訟事務ニ關與シ得ルヤウニスルコトガ至當デアルト思フノデアリマス、何卒御贊成ヲ願ヒマス(拍手)

縣每ニ馬ノ検査ヲ行フモノトス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ地方長官ニ委任シテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第三條 前條ノ検査ニ合格シタル馬ニハ軀肢ノ一部ニ烙印シテ表示シ且命令ノ定ムル所ニ依リ馬籍簿ニ記載スルモノトス

第四條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村ヲ區域トシ軍用候補馬ノ調教鍛錬ヲ行フモノトス

第五條 馬ヲ主トスル畜産組合聯合會又ハ之ニ準スル畜産組合ハ調教鍛錬ヲ加ヘタル軍用候補馬ノ能力ヲ検定シ且馬事思想ヲ普及スル爲主務大臣ノ許可ヲ得テ其ノ府縣内一箇所ニ限リ優勝馬投票券ヲ發賣スル競馬ヲ開催スルコトヲ得

第六條 競馬ノ開催ハ競馬場毎ニ年二回ヲ超ユルコトヲ得ス但シ命令ノ定ムル場合ニ限り主務大臣ノ許可ヲ得テ年三回開催スルコトヲ得

第七條 競馬ニ出場スル馬ハ其ノ府縣(北海道ニ在リテハ各區)内ニ於テ三箇月以上飼養シタル軍用候補馬タルコトヲ要ス但シ出場馬ノ三分ノ一ハ此ノ限ニ

第八條 競馬開催者ハ當該競馬ニ於テ毎季其ノ府縣(北海道ニ在リテハ各區)内ニ飼養セラル新馬十五頭以上ノ出馬登錄ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ新馬トハ競馬法又ハ本法ニ依ル競馬ニ出走登録シタルコトナキ馬ヲ謂フ

第九條 競馬開催者ハ入場者ニ對シ券面金額一圓以上五圓以下ノ優勝馬投票券ヲ券面金額ヲ以テ發賣スルコトヲ得
優勝馬投票券ノ發賣ニ付テハ競馬法第
四條第二項第三項及第五條ノ規定ヲ準

第八條 前條ノ検査ニ合格シタル馬ニハ軀肢ノ一部ニ烙印シテ表示シ且命令ノ定ムル所ニ依リ馬籍簿ニ記載スルモノトス

第四條 第一項及第三項ノ規定ヲ準用ス
リ市町村ヲ區域トシ軍用候補馬ノ調教鍛錬ヲ行フモノトス

第五條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ馬籍簿ニ記載スルモノトス

第九條 投票的中者ニ對シテハ競馬法第
六條第一項及第三項ノ規定ヲ準用ス
第十條 競馬開催者ハ優勝馬投票券ノ賣得金ノ額ニ對シ百分ノ二十ヲ超エサル金額ヲ賣得歩合金トシテ收得スルコトヲ得

第十一條 優勝馬投票券ヲ發賣シタルトキハ命令ノ定ムル割合ヲ以テ賣得金ノ額ノ百分ノ四以内ニ相當スル金額ヲ政府ニ納付スヘシ

前項ノ納付金ニ相當スル金額ハ馬ノ改良増殖、利用増進及馬事思想ノ普及ノ爲必要ナル經費ニ充ツルコトヲ要ス

前二項ノ規定ノ適用及課稅ニ付テハ競馬法第八條第三項第五項第六項及第十六條第一項ノ規定ヲ準用ス

第十二條 本法競馬ニ關スル開催執務委員、調教師、騎手ノ養成、馬名登錄其ノ他競馬ノ統制改善ニ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 競馬場ノ設備ノ變更、競馬施行ノ方法ノ役員若ハ開催執務委員ノ行爲カ法令若ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スル虞アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ徵役若ハ二千圓以下ノ罰金ニ處シ又ハ其ノ刑ヲ併科ス

第五條ノ許可ヲ受ケシテ優勝馬

投票券ヲ發賣スル競馬ヲ開催シタル者ニテ優勝馬投票券ヲ發賣シタル者

三 本法ニ依ル競馬ノ競争ニ關シ業トシテ多數ノ者ニ對シ財物ヲ以テ賭事ヲ爲シタル者

四 開催執務委員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者

第五條 馬ヲ主トスル畜産組合聯合會又ハ之ニ準スル畜産組合ハ調教鍛錬ヲ加ヘタル軍用候補馬ノ能力ヲ検定シ且馬事思想ヲ普及スル爲主務大臣ノ許可ヲ得テ其ノ府縣内一箇所ニ限リ優勝馬投票券ヲ發賣スル競馬ヲ開催スルコトヲ得

第六條 競馬ノ開催ハ競馬場毎ニ年二回ヲ超ユルコトヲ得ス但シ命令ノ定ムル場合ニ限り主務大臣ノ許可ヲ得テ年三回開催スルコトヲ得

第七條 競馬ニ出場スル馬ハ其ノ府縣(北海道ニ在リテハ各區)内ニ於テ三箇月以上飼養シタル軍用候補馬タルコトヲ要ス但シ出場馬ノ三分ノ一ハ此ノ限ニ

第八條 競馬開催者ハ當該競馬ニ於テ毎季其ノ府縣(北海道ニ在リテハ各區)内ニ飼養セラル新馬十五頭以上ノ出馬登錄ヲ爲スコトヲ要ス

第九條 前項ノ新馬トハ競馬法又ハ本法ニ依ル競馬ニ出走登録シタルコトナキ馬ヲ謂フ

第十條 競馬開催者ハ入場者ニ對シ券面金額一圓以上五圓以下ノ優勝馬投票券ヲ券面金額ヲ以テ發賣スルコトヲ得

第十一條 前項第三項及第五條ノ規定ヲ準用ス

第十二條 本法ニ於テ軍用候補馬トハ馬ノ體型、能力力軍用ニ適シ得ヘキ馬ヲ謂フ

第十三條 國有ノ馬、競馬法ニ依ル競馬ニ出走スル馬及種牡馬ニ付テハ本法ヲ適用セラル

第十四條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ軍用候補馬ノ資格判定ヲ爲ス爲道府縣每ニ馬ノ検査ヲ行フモノトス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ地方長官ニ委任シテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第三條 前條ノ検査ニ合格シタル馬ニハ軀肢ノ一部ニ烙印シテ表示シ且命令ノ定ムル所ニ依リ馬籍簿ニ記載スルモノトス

第四條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村ヲ區域トシ軍用候補馬ノ調教鍛錬ヲ行フモノトス

第五條 馬ヲ主トスル畜産組合聯合會又ハ之ニ準スル畜産組合ハ調教鍛錬ヲ加ヘタル軍用候補馬ノ能力ヲ検定シ且馬事思想ヲ普及スル爲主務大臣ノ許可ヲ得テ其ノ府縣内一箇所ニ限リ優勝馬投票券ヲ發賣スル競馬ヲ開催スルコトヲ得

第六條 競馬ノ開催ハ競馬場毎ニ年二回ヲ超ユルコトヲ得ス但シ命令ノ定ムル場合ニ限り主務大臣ノ許可ヲ得テ年三回開催スルコトヲ得

第七條 競馬ニ出場スル馬ハ其ノ府縣(北海道ニ在リテハ各區)内ニ於テ三箇月以上飼養シタル軍用候補馬タルコトヲ要ス但シ出場馬ノ三分ノ一ハ此ノ限ニ

第八條 競馬開催者ハ當該競馬ニ於テ毎季其ノ府縣(北海道ニ在リテハ各區)内ニ飼養セラル新馬十五頭以上ノ出馬登錄ヲ爲スコトヲ要ス

第九條 前項ノ新馬トハ競馬法又ハ本法ニ依ル競馬ニ出走登録シタルコトナキ馬ヲ謂フ

第十條 競馬開催者ハ入場者ニ對シ券面金額一圓以上五圓以下ノ優勝馬投票券ヲ券面金額ヲ以テ發賣スルコトヲ得

第十一條 優勝馬投票券ノ發賣ニ付テハ競馬法第

第十二條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ軍用候補馬ノ資格判定ヲ爲ス爲道府

縣每ニ馬ノ検査ヲ行フモノトス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ地方長官ニ委任シテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第九條 投票的中者ニ對シテハ競馬法第

六條第一項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第三十七 金錢債務臨時調停法廢止法

律案(服部英明君外二名提出)

第一讀會

ハ組合ノ通知ニ依リ組合員トナルモノ
トス

組合員ノ業ヲ營マサルトキハ組合員

タル資格ヲ失フ

同一ノ業ヲ營ム者ハ營業所ヲ設ケサル

者ト雖當該組合及組合聯合會ノ統制ニ

服スヘキモノトス

第十條ノ五 行政官廳當該商工業ノ統制

ヲ圖リ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ期ス

ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ同業

組合及同業組合聯合會ニ對シ組合員ノ

營業ノ統制ニ關シ必要ナル命令ヲ發ス

ルコトヲ得

第十條ノ六 行政官廳當該商工業ノ統制

ヲ圖リ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ期ス

ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ同業

組合及同業組合聯合會ニ對シ組合員ノ

命スルコトヲ得

第十條ノ七 行政官廳當該商工業ノ統制

ヲ圖リ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ期ス

ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ命令

ノ定ムル所ニ依リ地圖及組合員タル資

格ヲ定メ重要ナル統制事業ヲ行フ同業

組合ノ設立ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設立ヲ命セラレタル

者行政官廳ノ指定スル期限迄ニ設立ノ

認可ヲ申請セサルトキハ行政官廳ハ定

款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處

分ヲ爲スコトヲ得

第十條ノ八 第十條ノ五及第十條ノ七ノ

規定ニ依ル命令アリタル場合特ニ必要

アリト認ムルトキハ地區内ニ於テ當該

商業ヲ營マムトスル者ヲシテ命令ノ

定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受ケ

會ノ經費又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル

トキハ同業組合組長又ハ同業組合聯合

アリマス、以上簡單デアリマスガ、重要物
產同業組合法中改正法律案ノ趣旨辯明ニ充
てマス、詳細ハ委員會ニ於テ述べルコトニ
致シマス、何卒速ニ御審議、御賛成アラン
コトヲ御願致シマス(拍手)。會組長ノ請求ニ因リ市町村ハ市町村稅
ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ
同業組合又ハ同業組合聯合會ハ其ノ徵
收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スヘ
シ市町村前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ三
十日以内ニ其ノ處分ニ著手セス又ハ九
日以内ニ之ヲ結了セサルトキハ同業
組合組長又ハ同業組合聯合會組長ハ地
方長官ノ認可ヲ得テ之ヲ處分スルコト
ヲ得此ノ場合ニ於テハ市町村制第百十一
條第一項及第四項ノ規定ヲ準用ス前二項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ
順位ハ市町村其ノ他ニ準スヘキモノ
ノ徵收金ニ次キ其ノ時效ニ付テハ市町
村稅ノ例ニ依ル經費ノ分賦又ハ過怠金ノ徵收ニ關シテ
ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ異議ノ申立、
訴願及行政訴訟ヲ爲スコトヲ得○副議長(金光庸夫君) 御異議ナント認メ
カラ發言ヲ御許願ヒマス

○副議長(金光庸夫君) 許可致シマス

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナント認メ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕○副議長(金光庸夫君) 御異議ナント認メ
付託セラレンコトヲ望ミマス○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ○副議長(金光庸夫君) 御異議ナント認メ
付託セラレンコトヲ望ミマス○副議長(金光庸夫君) 御異議ナント認メ
付託セラレンコトヲ望ミマス本法ハ昭和十三年九月三十日ヨリ之ヲ施
行ス

金錢債務臨時調停法廢止法律案

第一讀會

第三十七 金錢債務臨時調停法廢止法

律案(服部英明君外二名提出)

第一讀會

議アリマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長（小山松壽君）御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ変更セラレマシタ、國家總動員法案、第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長小川郷太郎君

國家總動員法案（政府提出）
第一讀會，續

第一讀會ノ續（委員長報告）

報告書

一國家總顧員決策（政府批文）
右八本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十三年三月十六日
委員長

衆議院議長小山松壽殿

卷之三

本法ノ如キ廣汎ナル委任立法ノ全般
異例ニ屬ス政府ハ將來努メテ其ノ立法
化ヲ圖ルト共ニ官吏制度ノ改革ヲ斷行
シ又之ガ運用ニ當リテハ憲法ノ精神ニ
悖ラザルベキハ勿論國民愛國心ノ自主
的發露ヲ基調トシ苟モ本法ヲ濫用シテ

二 本法ノ制定ト共ニ政府ハ進ンデ世界 ニヨリモ見ニテ萬々進ニシテ眞

ノ平和ヲ實現シ文運ノ進歩ニ貢獻スル
爲速ニ外交機能ヲ刷新シ新ニ對外國策

ヲ確立スベシ

小川鄉太郎君 委員會ニ於ケル經過、結

末ヲ御報告申上ゲマス、本案ハ憲法行ハレ

ノ以來、稀ニ見ル劃期的ノ立法デアリマシ

委員會ニ於キマシテモ、二月ノ二十六

中丸元 今日ニ至リマシテ十四回ニ亘リ
深夜ニ入ルヲ辭シマセヌデ、熱心ニ

貴重ニ審議ヲシタノデアリマス、其質問應

古ヲシ上ダタイト思フノデアリマス
合ハ非常ニ多岐ニ瓦リマシタガ、私ハ茲ニ
共重要ナルモノニ付キマシテ、少シク御報

第一ハ憲法第三十一條ト本案トノ關係デ
アリマス、憲法三十一条ハ非常大權デアリ
マスガ、之ニ依ッテ戰時ノ規定ヲ十分ニ爲シ
得ラレルノニ、此法案ヲ提出セラレルト云
フコトハ憲法違反デハナイカ、斯ウ云フヤ
ウナ趣旨デ質問ガアリマシタ、尙ホ他ノ言
葉ヲ用ヒテ——他ノ方面カラ見マシテ、憲法
三十一條ノ發動ヲ避ケル爲ニ立法セント
スルノデハナイカ、非常大權ノ行ハル、コ
トヲ豫メ想定シテ、備ヘ置クト云フ趣旨デ
立法スルノデハナイカ、ソレハ憲法違反、
大權干犯ニナルノデハナイカ、斯ウ云フヤ
ウナ趣旨ガ繰返サレマシテ質問セラレタノ
デアリマス、之ニ對シマシテ政府ハ、戰時
ニ於キマシテハ非常大權ノミガ働クト前提
スルト云フコトハ正シクナイ、戰時モ平時
モ同ジク臣民ノ權利自由ヲ制限スルニハ法
律ニ依ルベキモノデアル、憲法三十一條ニ
ハ憲法第二章ニ掲ゲタル條規ハ戰時又ハ國
家事變ノ場合ニ於テ 天皇大權ノ施行ヲ妨
グルコトナシト書イテアル、其妨グルコト
ナイト云フコトハ、是デモ宜シイ、隨テ法
律ヲ以テ規律スルト云フコトハ決シテ惡ク
ナイノデアル、斯ウ云フ風ニ答ヘラレテ居
ルノデアリマス、デ憲法三十一条ハ既存法
令ニ拘ラズ行ハレルノデアリマシテ、本法
ガ制定セラレテモ非常大權ノ發動ハ妨ダラ
レナイノデアル、本法ヲ制定シテ、戰時總
動員ヲ行フニ際シ、如何ナル形ニ於テ國家
權力ガ發動スルカト云フ大綱ヲ國民ニ知ラ
シメテ、戰時ニ國民ガ迷フコトナク、同じ
方向ニ働くト云フ覺悟ト準備ヲ致サシムル
ト云フコトガ、非常大權ニ依ルヨリモ寧ロ
立憲的デハナイカ、サウ云フ風ニ考ヘテ提
案シタモノデアルト說明セラレ、尙ホ先例
モ幾ツモアルト云フコトヲ辯明サレテ居
タノデアリマス

員會ヲ通ジマシテ幾回トナク繰返サレタノ
法ハ憲法違反デハナイト云フヤウナ質問
ニ對シマシテ、政府ハ委任命令ト云フモノ
ハ法律ノ内容ヲ成スモノデアル、隨テ是ハ
憲法違反デハナイ、斯ウ云フ 説明ヲ貫カレ
テ居ラレタノデアリマス

更ニ憲法三十一條デ大權命令、即チ形ハ
勅令デアリマスガ、勅令デ規定セラレルニ
拘ラズ、法律ニ依ッテ勅令ニ委任スルト云フ
コトハ憲法違反デアル、斯ウ云フヤウナ意
見ヲ以テノ質問ガアリマシタガ、政府ハ初
メト同ジヤウニ憲法三十一條ノ非常大權ヲ
發動スルモ一ツノ行キ方デアルガ、政府ハ
寧ロ普通ノ立法手段ニ依ッテ戰時ニ對處スル
コトガ憲法精神ニ合致スル、次ニ此法律ニ
ハ立法事項ニ付テ法律ト同様ノ效力ヲ有ス
ル勅令ガ公布セラレナイト十分ニ効カヌ介
ガアル、其際憲法三十一條ノ發動ヲ仰ギハ
適當デナイ、此法律自體ノ系統デ形ヲ整ヘ
委任命令ニ依ルコトガ宜シ、斯ウ云フヤ
ウナ御答デアッタヤウデアリマス

更ニ之ヲ政治論、憲法ノ運用ト云フ上カ
ラ見マシテ、廣汎ナル委任ト云フコトハ如
何ニモ當ヲ得ナイ、少クトモ憲法ノ精神ニ
副ハナイノデハナイカ、白紙委任狀ヲ出セ
ト云フコトト同ジヂヤナイカ、何ヲヤラレ
ルカ分ラナイ、ソコデ非常ナ不安ガ起ルノ
デアル、斯ウ云フ質問ガアリマシタガ、政
府ハ之ニ對シマシテ、此法案各條ニ依ッテ臣
民ニ義務ヲ負ハスノデアル、義務ノ本體ハ
本條ニ依ッテ定マルノデアル、義務ヲ負ハス
手段方法ヲ勅令ニ讓ッタノデアル、勅令ハ其
義務以上ニ出ナイノデアル、寧ロ本條ノ義
務ヲ狹ヌルコトニナルノデ、決シテ此勅令
委任ト云フモノガ不安ヲ來スベキモノデハ
ナイ、而モ憲法第二章ノ立法事項ガ、殆ド此
法律ニ依ヅテ皆含メラレテ居ルト云フヤ
ウナコトデアレバ、ソレハサウデナイノデ
アル、事項カラ言ヒマスト、勞務、物資、

情報ト云フヤウナモノニ限ラレテ居ル、臣ノノ申デモ、關係スル所ハ大體ニ憲法七十條所有權ノ條文デアル、ソレカラ言論ニ關スル條文、即チ二十九條等二三ノ條文ニ觸レルガ、アトノ憲法第二章ノ條章ニハ殆ド觸レテ居ナイノデアル、而モ又はハ戰時ニ際シテ、國民總動員上必要ナル時ニ限ラレテ居ル、平時其他ノ場合ニハ適用サレルモノデハナイノデアル、斯ウ云フヤウナ説明デアリマス、而モ先例ガアル、先例ト言フガ、コンナ廣汎ナ先例ガアルカト云フヤウナ質問ニ對シマシテ、本案ニ規定シテ居ルモノハ、現行法ノ色々々ナモノヲ集メテ綜合單一化シタノデアル、新シク加ハッタ規定ト云フモノハ、五條、六條、七條、十四條、十七條、十八條、二十條位ノモノニデアル、サウ云フコトヲ規定スルノカ、勅令ノ要綱トナルヤウナモノヲ出スコトヲ要求シタガ、政府ノ方デハ其要綱ヲ示サレタノデアリマス、其要綱ニ付テ其內容ヲ立法化スル、即チ此法律ノ中ヘ、サウ云フ要綱ニ書カレテ居ルヤウナ條項ヲ入レテシマツタラ、ドウカト云フヤウナ質問モアリマシタガ、政府ハ其要綱ノ中ニハ種々難多ナモノガアル、法規命令ニ關スルモノモアリ、執行命令ニ關スルモノモアルノダト云フコトヲ答ヘタ、何ニシテモ勅令ヲ法文化シテ行クト云フコトハ出來ナイ、ナゼ出來ナイカト云ヘバ、戰爭八千變萬化スルモノデ、之ニ即應シテ行カナケレバナラナイ、然ルニ今日ニ於キマシテ、其千變萬化ニ應ジテ立法スルコトガ中々容易デナイ、第一ニ戰ノ規模ニ依テ違フノデアル、第一ニハ相手國ニ依シテ違フノデアル、サウ云フモノニ對應シテ今日カラ豫メ決メテ法文ノ中ヘ定メルト云フコト

ハ出來ナイ、又對外關係ノ上カラ申シマシテモ、法律ニ細カク規定シテ置クト云フコトハ、總動員計畫ヲ外國ニ窺ヒ知ラシムルコトニナル、ソレハ避ケナケレバナラナイ、斯ウ言ハレルノデアリマス、尙ホ此勅令ニ委任シテ居ルト申シマシテモ、其勅令ガ一ツノ箇條ニ於テ必ず一本ト限ラナイ、今想定シ得ラレモノヲ一本出し、ソレカラ又必要ニ應ジテ、同ジ條文ニ基イタ第二ノ勅令モ出テ來ルノデアル、ソレヲ今日カラ總テ立法化シテ、此法文ノ中ニ勅令ノ内容ニナルベキモノヲ皆現ハス譯ニ行カヌ、斯ウ云フヤウナ答辯テアリマシタ斯ノ如ク法理論、憲法ノ運用論、憲法ノ精神論デ、質問者ト政府ノ方トノ間ニ幾多ノ議論ガ上下セラレマシタ、併シ尙其政府ノ答辯ニ依ツテモ、委員ノ方デハ十分ニ水解出來マセヌデ、斯ウ云フヤウナ法律案ヲ提出スルニハ、何カ背後ニ一種ノ思想ガアルノデハナイカ、即チ獨裁政治ノヤウナ考ガアルノデハナイカ、ソレカラ出發シテ斯ウ云フ法律案ガ提出サレルコトニナッタノデハナイカト云フヤウナ質問ガアツクノデアリマス、「ナチス」ノ授權立法ト云フモノト同巧異曲デハナイカ、殊ニ過去數年來ノ我國ニ行ハレタ暗流ニ顧ミテ見マスト、試ニ人心不安ノ環境デアル、ソコニ此法律案ガ出タノデアル、何カソコニ關係ガアルノデハナイカ、サウ云フヤウナ意味ノ質問ガアリマシタ、尙ホ他方面カラ言フト、現内閣ハ或ハ此法律ヲ運用スルニ於テ誤リナイカモ知ラヌガ、是カラ後ニ來ル内閣ト云フモノハ、ドンナモノデアルカモ分ラヌ、最惡ノ内閣ガ出來タナラバ、此法律ニ依ツテ立憲政治ヲ破壞スルコトニナルノデハナイカ、斯ウ云フヤウナ議論ヲ以テ政府ニ迫ラレタノデアリマス、政府ハ之ニ對シマシテ、立憲政治ト云フコトニ關聯致シマシテ、近衛首相モ、廣田外相モ、末次内相モ、皆口ヲ捕ヘテ憲法ハ儼存シテ居ルノデアル、此憲

法ノ條章ヲ遵守シテ政治ヲ行ハウト思フ、尙ホ是カラ後ニ惡イ内閣ガ出來テ、此法律ニ依ツテ憲法政治ヲ破壊スルモノガアルカコトニナル、ソレハ避ケナケレバナラナイ、斯ウ言ハレルノデアリマス、尙ホ此勅令ニ委任シテ居ルト申シマシテモ、其勅令ガ一ツノ箇條ニ於テ必ず一本ト限ラナイ、今想定シ得ラレモノヲ一本出し、ソレカラ又必要ニ應ジテ、同ジ條文ニ基イタ第二ノ勅令モ出テ來ルノデアル、ソレヲ今日カラ總テ立法化シテ、此法文ノ中ニ勅令ノ内容ニナルベキモノヲ皆現ハス譯ニ行カヌ、斯ウ云フヤウナ答辯テアリマシタ斯ノ如ク法理論、憲法ノ運用論、憲法ノ精神論デ、質問者ト政府ノ方トノ間ニ幾多ノ議論ガ上下セラレマシタ、併シ尙其政府ノ答辯ニ依ツテモ、委員ノ方デハ十分ニ水解出來マセヌデ、斯ウ云フヤウナ法律案ヲ提出スルニハ、何カ背後ニ一種ノ思想ガアルノデハナイカ、即チ獨裁政治ノヤウナ考ガアルノデハナイカ、ソレカラ出發シテ斯ウ云フ法律案ガ提出サレルコトニナッタノデハナイカト云フヤウナ質問ガアツクノデアリマス、「ナチス」ノ授權立法ト云フモノト同巧異曲デハナイカ、殊ニ過去數年來ノ我國ニ行ハレタ暗流ニ顧ミテ見マスト、試ニ人心不安ノ環境デアル、ソコニ此法律案ガ出タノデアル、何カソコニ關係ガアルノデハナイカ、サウ云フヤウナ意味ノ質問ガアリマシタ、尙ホ他方面カラ言フト、現内閣ハ或ハ此法律ヲ運用スルニ於テ誤リナイカモ知ラヌガ、是カラ後ニ來ル内閣ト云フモノハ、ドンナモノデアルカモ分ラヌ、最惡ノ内閣ガ出來タナラバ、此法律ニ依ツテ立憲政治ヲ破壞スルコトニナルノデハナイカ、斯ウ云フヤウナ議論ヲ以テ政府ニ迫ラレタノデアリマス、政府ハ之ニ對シマシテ、立憲政治ト云フコトニ關聯致シマシテ、近衛首相モ、廣田外相モ、末次内相モ、皆口ヲ捕ヘテ憲法ハ儼存シテ居ルノデアル、此憲

法ノ條章ヲ遵守シテ政治ヲ行ハウト思フ、尙ホ是カラ後ニ惡イ内閣ガ出來テ、此法律ニ依ツテ憲法政治ヲ破壊スルモノガアルカコトニナル、ソレハ避ケナケレバナラナイ、斯ウ言ハレルノデアリマス、尙ホ此勅令ニ委任シテ居ルト申シマシテモ、其勅令ガ一ツノ箇條ニ於テ必ず一本ト限ラナイ、今想定シ得ラレモノヲ一本出し、ソレカラ又必要ニ應ジテ、同ジ條文ニ基イタ第二ノ勅令モ出テ來ルノデアル、ソレヲ今日カラ總テ立法化シテ、此法文ノ中ニ勅令ノ内容ニナルベキモノヲ皆現ハス譯ニ行カヌ、斯ウ云フヤウナ答辯テアリマシタ斯ノ如ク法理論、憲法ノ運用論、憲法ノ精神論デ、質問者ト政府ノ方トノ間ニ幾多ノ議論ガ上下セラレマシタ、併シ尙其政府ノ答辯ニ依ツテモ、委員ノ方デハ十分ニ水解出來マセヌデ、斯ウ云フヤウナ法律案ヲ提出スルニハ、何カ背後ニ一種ノ思想ガアルノデハナイカ、即チ獨裁政治ノヤウナ考ガアルノデハナイカ、ソレカラ出發シテ斯ウ云フ法律案ガ提出サレルコトニナッタノデハナイカト云フヤウナ質問ガアツクノデアリマス、「ナチス」ノ授權立法ト云フモノト同巧異曲デハナイカ、殊ニ過去數年來ノ我國ニ行ハレタ暗流ニ顧ミテ見マスト、試ニ人心不安ノ環境デアル、ソコニ此法律案ガ出タノデアル、何カソコニ關係ガアルノデハナイカ、サウ云フヤウナ意味ノ質問ガアリマシタ、尙ホ他方面カラ言フト、現内閣ハ或ハ此法律ヲ運用スルニ於テ誤リナイカモ知ラヌガ、是カラ後ニ來ル内閣ト云フモノハ、ドンナモノデアルカモ分ラヌ、最惡ノ内閣ガ出來タナラバ、此法律ニ依ツテ立憲政治ヲ破壞スルコトニナルノデハナイカ、斯ウ云フヤウナ議論ヲ以テ政府ニ迫ラレタノデアリマス、政府ハ之ニ對シマシテ、立憲政治ト云フコトニ關聯致シマシテ、近衛首相モ、廣田外相モ、末次内相モ、皆口ヲ捕ヘテ憲法ハ儼存シテ居ルノデアル、此憲

法ノ條章ヲ遵守シテ政治ヲ行ハウト思フ、尙ホ是カラ後ニ惡イ内閣ガ出來テ、此法律ニ依ツテ憲法政治ヲ破壊スルモノガアルカコトニナル、ソレハ避ケナケレバナラナイ、斯ウ言ハレルノデアリマス、尙ホ此勅令ニ委任シテ居ルト申シマシテモ、其勅令ガ一ツノ箇條ニ於テ必ず一本ト限ラナイ、今想定シ得ラレモノヲ一本出し、ソレカラ又必要ニ應ジテ、同ジ條文ニ基イタ第二ノ勅令モ出テ來ルノデアル、ソレヲ今日カラ總テ立法化シテ、此法文ノ中ニ勅令ノ内容ニナルベキモノヲ皆現ハス譯ニ行カヌ、斯ウ云フヤウナ答辯テアリマシタ斯ノ如ク法理論、憲法ノ運用論、憲法ノ精神論デ、質問者ト政府ノ方トノ間ニ幾多ノ議論ガ上下セラレマシタ、併シ尙其政府ノ答辯ニ依ツテモ、委員ノ方デハ十分ニ水解出來マセヌデ、斯ウ云フヤウナ法律案ヲ提出スルニハ、何カ背後ニ一種ノ思想ガアルノデハナイカ、即チ獨裁政治ノヤウナ考ガアルノデハナイカ、ソレカラ出發シテ斯ウ云フ法律案ガ提出サレルコトニナッタノデハナイカト云フヤウナ質問ガアツクノデアリマス、「ナチス」ノ授權立法ト云フモノト同巧異曲デハナイカ、殊ニ過去數年來ノ我國ニ行ハレタ暗流ニ顧ミテ見マスト、試ニ人心不安ノ環境デアル、ソコニ此法律案ガ出タノデアル、何カソコニ關係ガアルノデハナイカ、サウ云フヤウナ意味ノ質問ガアリマシタ、尙ホ他方面カラ言フト、現内閣ハ或ハ此法律ヲ運用スルニ於テ誤リナイカモ知ラヌガ、是カラ後ニ來ル内閣ト云フモノハ、ドンナモノデアルカモ分ラヌ、最惡ノ内閣ガ出來タナラバ、此法律ニ依ツテ立憲政治ヲ破壞スルコトニナルノデハナイカ、斯ウ云フヤウナ議論ヲ以テ政府ニ迫ラレタノデアリマス、政府ハ之ニ對シマシテ、立憲政治ト云フコトニ關聯致シマシテ、近衛首相モ、廣田外相モ、末次内相モ、皆口ヲ捕ヘテ憲法ハ儼存シテ居ルノデアル、此憲

次郎君、第二控室ヲ代表シテ今井新造君、東方會ヲ代表シテ三田村武夫君、是等ノ諸君ガ皆本案ニ賛成スルノ意見ヲ述べラレタノデアリマス、採決ニ入りマシテ、全會一致ヲ以テ本案ハ可決セラレマシタ。尙ホ西岡竹次郎君ヨリ、立憲民政黨竝ニ立憲政友會ノ共同提案ニナル附帶決議ガ提出サレマシタ、ソレハ次ノ如キモノニアリマス

附帶決議

一本法ノ如キ廣汎ナル委任立法ハ全ク

異例ニ屬ス政府ハ將來努メテ其ノ立法

化ヲ圖ルト共ニ官吏制度ノ改革ヲ斷行

シ又之ガ運用ニ當リテハ憲法ノ精神ニ

悖ラザルベキハ勿論國民愛國心ノ自主

的發露ヲ基調トシ苟モ本法ヲ濫用シテ

人心ノ安定ヲ脅威シ産業ノ發達ヲ阻止

セザル様嚴ニ戒心スベシ

二 本法ノ制定ト共ニ政府ハ進ンデ世界

ノ平和ヲ實現シ文運ノ進歩ニ貢獻スル

爲速ニ外交機能ヲ刷新シ新ニ對外國策

所、是モ全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、

右大要ヲ御報告申上ゲマス（拍手）

○議長（小山松壽君） 討論ノ通告ガアリマ

ス、順次之ヲ許シマス——山本厚三君

〔山本厚三君登壇〕

○山本厚三君 本案ニ付キマシテハ、只今

委員長ヨリ極メテ簡潔ニ要領ヲ得タル御報

告ガアリマシタ、殊ニ本案ニ付キマシテハ、

委員會ニ於テ各派ノ一致ヲ見タノデアリマ

シテ、反對ノ討論ヲスル方ハナイヤウデア

リマス、故ニ只今ノ委員長ノ御報告ヲ以テ

殆ド盡シテ居ルカノ觀ガアリマスガ、唯委

員長ノ御報告ハ、質疑應答ノ内容ヲ批判ヲ

ナサラズニ御報告ニナッテ居リマスカ

ラ、此御報告ノ中ニハ、相當ニ強イ反對

的ノ御質疑モアリマシタ、其結果ガ遂ニ

融合歸一シマシテ、今日ノ如ク全員一致ノ形勢ニナツテ來タノガ其徑路デアリマス、仍テ私ハ立憲民政黨ヲ代表致シマシテ、本案賛成ノ趣旨ヲ簡明ニ申述べテ見タイト存ジマス（拍手）

本案ハ御承知ノ如クニ戰時又ハ戰爭ニ準

ズベキ事變ニ際シマシテ、國家ノ有ユル人

的及比物的資源ヲ統制運用致シマシテ、我

國ノ全能力ヲ最モ有效ニ發揮致シマシテ、

之ヲ以テ我が國防ノ目的ヲ達成セントス

ルノ趣旨ニ出デテ居ルコトハ、御承知ノ通

リデアリマス、殊ニ我國現下内外ノ情勢ニ

照シマス時ニハ、重要緊切ナル法案デアル

ト云フコトニ付テハ、其精神ニ於テハ何人

モ御異論ノナイ所デアラウト存ジマス、然

ルニ本案ノ内容ガ一タビ世間ニ發表セラレ

マスト、世間ニ非常ナ物議ヲ生ジタノデア

リマス、ソレハ何故デアルカト言ヒマスト、

ソレガ單ニ直接國防ニ關係ヲ致シマスル事

項ノミデアリマセス、殆ド社會百般ノ事ニ

關係ヲ致シ、就中經濟界ニ大衝動ヲ與フル

所、是モ全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、

右大要ヲ御報告申上ゲマス（拍手）

○議長（小山松壽君） 討論ノ通告ガアリマ

ス、順次之ヲ許シマス——山本厚三君

〔山本厚三君登壇〕

○山本厚三君 本案ニ付キマシテハ、只今

委員長ヨリ極メテ簡潔ニ要領ヲ得タル御報

告ガアリマシタ、殊ニ本案ニ付キマシテハ、

委員會ニ於テ各派ノ一致ヲ見タノデアリマ

シテ、反對ノ討論ヲスル方ハナイヤウデア

リマス、故ニ只今ノ委員長ノ御報告ヲ以テ

殆ド盡シテ居ルカノ觀ガアリマスガ、唯委

員長ノ御報告ハ、質疑應答ノ内容ヲ批判ヲ

ナサラズニ御報告ニナッテ居リマスカ

ラ、此御報告ノ中ニハ、相當ニ強イ反對

的ノ御質疑モアリマシタ、其結果ガ遂ニ

ニナツケレドモ、反對ノ聲ハ非常ニ多カツ
タノデアリマス、其反對ノ點ハ只今ノ報告
致明デアリマスカラ、詳細ノ點ハ之ヲ避ケ
シマシテ、本案賛成ノ趣旨ヲ簡明ニ申述べ
テ見タイト存ジマス（拍手）

本案ハ御承知ノ如クニ戰時又ハ戰爭ニ準

ズベキ事變ニ際シマシテ、國家ノ有ユル人

的及比物的資源ヲ統制運用致シマシテ、我

國ノ全能力ヲ最モ有效ニ發揮致シマシテ、

之ヲ以テ我が國防ノ目的ヲ達成セントス

ルノ趣旨ニ出デテ居ルコトハ、御承知ノ通

リデアリマス、殊ニ我國現下内外ノ情勢ニ

照シマス時ニハ、重要緊切ナル法案デアル

ト云フコトニ付テハ、其精神ニ於テハ何人

モ御異論ノナイ所デアラウト存ジマス、然

ルニ本案ノ内容ガ一タビ世間ニ發表セラレ

マスト、世間ニ非常ナ物議ヲ生ジタノデア

リマス、ソレハ何故デアルカト言ヒマスト、

ソレガ單ニ直接國防ニ關係ヲ致シマスル事

項ノミデアリマセス、殆ド社會百般ノ事ニ

關係ヲ致シ、就中經濟界ニ大衝動ヲ與フル

所、是モ全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、

右大要ヲ御報告申上ゲマス（拍手）

○議長（小山松壽君） 討論ノ通告ガアリマ

ス、順次之ヲ許シマス——山本厚三君

〔山本厚三君登壇〕

○山本厚三君 本案ニ付キマシテハ、只今

委員長ヨリ極メテ簡潔ニ要領ヲ得タル御報

告ガアリマシタ、殊ニ本案ニ付キマシテハ、

委員會ニ於テ各派ノ一致ヲ見タノデアリマ

シテ、反對ノ討論ヲスル方ハナイヤウデア

リマス、故ニ只今ノ委員長ノ御報告ヲ以テ

殆ド盡シテ居ルカノ觀ガアリマスガ、唯委

員長ノ御報告ハ、質疑應答ノ内容ヲ批判ヲ

ナサラズニ御報告ニナッテ居リマスカ

ラ、此御報告ノ中ニハ、相當ニ強イ反對

的ノ御質疑モアリマシタ、其結果ガ遂ニ

ニナツケレドモ、反對ノ聲ハ非常ニ多カツ
タノデアリマス、其反對ノ點ハ只今ノ報告
致明デアリマスカラ、詳細ノ點ハ之ヲ避ケ
シマシテ、本案賛成ノ趣旨ヲ簡明ニ申述べ
テ見タイト存ジマス（拍手）

本案ハ御承知ノ如クニ戰時又ハ戰爭ニ準

ズベキ事變ニ際シマシテ、國家ノ有ユル人

的及比物的資源ヲ統制運用致シマシテ、我

國ノ全能力ヲ最モ有效ニ發揮致シマシテ、

之ヲ以テ我が國防ノ目的ヲ達成セントス

ルノ趣旨ニ出デテ居ルコトハ、御承知ノ通

リデアリマス、殊ニ我國現下内外ノ情勢ニ

照シマス時ニハ、重要緊切ナル法案デアル

ト云フコトニ付テハ、其精神ニ於テハ何人

モ御異論ノナイ所デアラウト存ジマス、然

ルニ本案ノ内容ガ一タビ世間ニ發表セラレ

マスト、世間ニ非常ナ物議ヲ生ジタノデア

リマス、ソレハ何故デアルカト言ヒマスト、

ソレガ單ニ直接國防ニ關係ヲ致シマスル事

項ノミデアリマセス、殆ド社會百般ノ事ニ

關係ヲ致シ、就中經濟界ニ大衝動ヲ與フル

所、是モ全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、

右大要ヲ御報告申上ゲマス（拍手）

○議長（小山松壽君） 討論ノ通告ガアリマ

ス、順次之ヲ許シマス——山本厚三君

〔山本厚三君登壇〕

○山本厚三君 本案ニ付キマシテハ、只今

委員長ヨリ極メテ簡潔ニ要領ヲ得タル御報

告ガアリマシタ、殊ニ本案ニ付キマシテハ、

委員會ニ於テ各派ノ一致ヲ見タノデアリマ

シテ、反對ノ討論ヲスル方ハナイヤウデア

リマス、故ニ只今ノ委員長ノ御報告ヲ以テ

殆ド盡シテ居ルカノ觀ガアリマスガ、唯委

員長ノ御報告ハ、質疑應答ノ内容ヲ批判ヲ

ナサラズニ御報告ニナッテ居リマスカ

ラ、此御報告ノ中ニハ、相當ニ強イ反對

的ノ御質疑モアリマシタ、其結果ガ遂ニ

バナラヌト存ジマス(拍手)

本案ハ滿場一致ノ決議ヲ本議場ニ於テ見

ルコトト存ジマスルガ、併ナガラ此本會議

及ビ委員會ニ於テ問答セラレタル所ノ各種

ノ國民ノ疑點、議員ノ疑點、此點ニ付テハ

政府ハ十二分ニ諒解ヲセシメテ居ラナイト

云フコトハ、御承知デアラウト存ジマス、

是等ノ諸點ニ付テハ、本法ヲ御運用ニナル

上ニ於テ十分ニ御注意ヲ願ヒタイト存ジマ

ス、此法律ハ其權利ガ洵ニ廣大無邊ナモノ

デアリマスカラ、之ヲ善用スレバ國家ヲ護

ル所ノ寶刀ナルデアリマセウ、併ナガラ

若シ之ヲ惡用スルガ如キ者ガ將來出ヌト

モ限リマセヌガ、左様ナ場合ニハ是ハ我が

國民ヲ苦シメ、國家ヲ蠹毒スル所ノ非常ナ

弊害トナルコトハ、今日ヨリ之ヲ豫期シナ

ケレバナラヌ(拍手)ドウゾ此點ニ付テハ政

府ハ此問答ニ現ハレタル實際ノ狀況ヲ能ク

御考ヘ下サツテ、左様ナ弊害ノ起ラヌヤウニ

善處セラレントヲ切ニ希望致ス次第デア

リマス(拍手)

尙又斯様ナ法律ヲ以テ國民ノ義務ヲ強要

スルト云フコトヲ切ニ希望致ス次第デア

リマス(拍手)

日本ノ國家ニ於テハ全然必要ガナイト

云フ議論モ澤山アリマシテ、私モ至極同感

デアリマス(拍手)

其趣旨ハ法律ニ依ラナ

イデ、此皇道精神、日本精神ヲ以テ十分ニ

間ニ合フノデアル、一朝有事ノ場合ニハ何

等辭スルモノデハナイト云フ意見モ澤山ア

リマシタ

(發言スル者多シ)

○議長(小山松壽君) 靜肅ニ願ヒマス

○山本厚三君(續) 併ナガラ此政府ノ法規

ニ依ッテ之ヲ抑ヘルト云フコトモ、問者ノ言

フガ如クニ、法規ノミニ依ッテ強制ヲシヨウ

ト云フ御考デナイコトハ明カデアリマス、ド

ウカ將來ニ於キマシテハ、此殆ド無限ノ權

利トモ言フベキ本法ヲ極端ニ惡用ヲ致シマ

シテ、度々質問ニ現レタルガ如キ獨裁政治、

ノデアリマス、隨テ私共ハ深ク思フ此ニ致

致

マス

申ス迄モナク本案ハ國防上必要ナルト同

マス(拍手)

是ハ御注意アランコトヲ希望スルノデアリ

マス(拍手)

私ハ政府ガ度々本案ニ付テ重要

マス(拍手)

ナル御聲明ヲ爲サツテ、殊ニ總理大臣ヨリノ

御聲明ハ、委員諸君ガ非常ニ是ハ重ク取ツテ

居ルノデアリマスルカラ、ドウカ政府ニ於

カレテハ、此重大ナル御聲明ヲ御實行ニナッ

テ、吾々ガ心配シタコトハ將來ホンノ一片

ノ杞憂ニ過ギナカツタ、無駄ナ心配デアツタ

ト云フ位ニ、ドウカ之ヲ立派ニ御實行アラ

ンコトヲ希望致スノデアリマス(拍手)サウ

シテ國民ガ自發的ニ本法ヲ實行スル觀念ヲ

起シマシテ、本當ノ精神のノ國家總動員法、

國民上下一致ノ本當ノ國家總動員法ト云フ

モノガ行ハレルヤウニ、政府ノ十分ナル御

盡力ヲ切望致ス次第デアリマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 大口喜六君

(大口喜六君登壇)

○大口喜六君 私ハ本案ニ贊成スル者デア

リマス、先刻小川委員長ヨリ御報告ガアリ

マシタル如ク、本案ハ實ニ我國憲法發布以來

稀ニ見ル重要法案ダト申シテ宜カラウト存

ジマス、勿論現下内外ノ情勢ニ稽ヘマシテ國

家總動員法ノ必要デアルコトハ、既ニ我ガ

國民ノ認識スル所デアルト考ヘマス(拍手)

而モ此立法ハ事苟モ國防上ニ關スルノミナ

ラズ、我ガ臣民ノ權利義務ハ勿論、有ユル

政府ハ宜シク篤ト吾々ノ精神ノ在ル所ヲ考

ヘラレマシテ、本案ノ將來ニ付キマシテハ、

ナリト考ヘマス(拍手)吾々ガ此場合政府ノ

言明ニ信ヲ置キ、茲ニ本案全部ヲ贊成致シマ

スル所以モ、其一ハ是ニ在ルノデアリマス、

政府ハ宜シク篤ト吾々ノ精神ノ在ル所ヲ考

ヘラレマシテ、本案ノ將來ニ付キマシテハ、

其爲セル言明ヲ眞ニシ、萬々達算ナキヤウ、

深ク御戒心アランコトヲ望ム次第デアリマ

ス(拍手)

尙ホ只今委員長ヨリ報告致サレマシタル

附帶決議ニ付キマシテハ、固ヨリ吾々ノ贊

成スル所デアリマス、政府ハ一日モ速ニ其

重要ナル事項ノ多くガ殆ド命令ニ委任セラ

レテ居リマス、恐らくハ斯ノ如キ重大法案

ニシテ、斯ノ如キノ委任立法ハ、全ク我國

ニ於ケル異例デアルト思ヒマス(拍手)唯奈

賛成ノ意ヲ表シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 井阪豐光君

(井阪豐光君登壇)

○井阪豐光君 本法案ガ未ダ議會ニ提出サ

「簡単々々」ト呼ヒ其他發言スル者多シ

シマシテ、此場合特ニ政府ノ言明ヲ信ジ、吾々ノ屬スル

團體ニ於キマシテ檢討ニ検討ヲ重ネ、毫モ憲法

違反ニアラザルコトヲ確認致シマシタ、時局

ノ重大性ニ鑑ミ、本案ノ目的ハ皇國ノ安泰

ヲ圖ルニ在ル以上、枝葉末節ノ論議ヲ省略

シ、我ガ政務調査會ニ於キマシテハ、本法

案ガ議會ニ提出サレマスル前ノ草案ニ依リ

マスト、第一條ニ於テ……

「簡単々々」故事來歴ハ必要チヤナ

マス(拍手)政府ハ宜シク深ク其責任ヲ顧ミ

時ニ、我國憲法ノ條章ニ依ッテ與ヘラレタル

臣民ノ權利義務ニ關スル重大ナル法律案デ

アリマス、隨テ萬々ニモ其運用ニ於テ一

歩ヲ誤ランカ、其國家ニ及ボスペキ影響ハ

○議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス
○井阪豊光君(續) 或ル論者ハ本法ヲ以テ
憲法第三十一條ニ依ル大權ノ施行ヲ制限ス
ル虞ガアルト考へ、所謂大權干犯デナイカ
ルノ議論ヲサレマシタガ、本法自體ハ憲法
ノ何處ニ根據ヲ持ツカト申シマスレバ、第
二章臣民ノ権利義務ノ保障ノ精神カラ來テ
居ルノデアリマス、憲法第三十一條ハ「本
章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場
合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨グルコトナ
シ」トアリマス、即チ本法自體ハ存在致シ
マシテモ、毫モ天皇大權ノ行使ヲ妨ガナイ
ノデアリマス、本法ガ成立致シマシテモ、
天皇ノ大權ハイザ戰時、事變トナリマシタ
ナラバ、自由自在ニ發動セラレ得ルモノデ
アリマスカラ、大權干犯ト申スペキコトハ
全然アリ得ベキ等ガナインデアリマス(拍
手)又委任命令ニ關シテ熱心ナル議論ヲ承
リ、吾々モ之ヲ諒ト致シマス、併シ今日デ
ハ、委任命令ソレ自身ハ憲法違反デアルト
云フヤウナ論者ハ恐ラクアリマスマイ、唯
問題ハ委任ノ範圍ガ廣イカ狹イカト云フコ
トニ歸著致シマス、本法案ニ於キマシテハ、
到ル處ニ「勅令ノ定ムル所ニ依リ」ト云フ文
字ガゴザイマス、併シ詳ニ之ヲ檢討致シマ
スト、此「勅令ノ定ムル所ニ依リ」トアル總
テノ場合ハ、委任命令ニアラズシテ、其中
包含致シテ居リマス、例ヘ本案第四條ニ
關シマシテ、臣民ノ徵用ノ場合ニ於キマシ
テ、被徵用者ノ順位ノ基準ヲ定メ、被徵用
者ニ對スル給與ヲ定メタルヤウナ規定デア
リマス、又第十五條ノ先買權ノ通知方法、
公告ノ手續ヲ定メタル點、又第二十一條ノ
職業登錄ノ申告方法、登錄手續ヲ定メタル
規定ノ如キハ、法律執行ノ爲ノ勅令ニ外ナ
ラヌノデアリマス、又本法ハ例ヘベ臣民ヲ
徵用スルニ付キマシテモ、何歲以上何歲

マデトノ機械的年齢制限ヲシテ居リマセ
ス……
〔簡単々々〕ト呼ヒ其他發言スル者ア
リ
○議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス
○井阪豊光君(續) 總括的ニ總動員業務ヲ
列舉致シマシテ、總動員業務ニ適シナイ者
ハ之ヲ徵用サレナインデアルト云フコトニ
ナリマス、茲ニ有機的ナ重大ナル制限ガア
ルノデアリマス、物資ノ收用ニ於キマシテ
モ、總動員物資ト云フモノガ列舉サレテア
リマスカラシテ、其範圍ハ極メテ限定的ニ
ナッテ居リマス、斯様ナ限度ニ於ケル委任命
令ハ毫モ帝國憲法ニハ違反シテ居ラヌノデ
アリマス、以上ハ法律的ノ觀察デアリマス
ガ、政治的ニ見マシタナラバ、本案第五十
條ニ、國家總動員審議會ガ置カレ、其審議
會ニ於キマシテ、立法府カラ代表者ガ出席
シ、發言ノ機會ヲ得ルノデアリマスカラ、
憲法ノ本旨ニ反スルモノデナカラウト思フ
ノデアリマス
憲法ノ條規又ハ立憲ノ精神ニ反セザルコ
トハ以上ノ通リデアリマスガ、歐洲戰爭ノ
經驗ニ依リ、今後ノ戰争ト云フモノハ如何
ナルモノデアルカガ明瞭トナッタノデアリ
マス、將來戰ハ最早戰鬪員ト戰鬪員トノ爭
シタ、如何ナル場合ヲ想像致シマシテモ、
將來ノ戰争ニ於ケル我國ノ相手トナルベキ
國ハ、物資ニ於テモ、人口ニ於テモ、我國
ノ數倍乃至數十倍ノモノト見ナケレバナラ
ヌノデアリマス、斯ル相手ニ對シテ準備ス
ルノニハ、本案ノ如キモノヲ活用セナケレ
バナラナインデアリマス……
〔發言スル者アリ〕

○議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス
○井阪豊光君(續) 中學、小學ノ教科書ニ、
近代的意味ニ於キマス所ノ國防ニ關スル事
項ヲ編入シマスコトモ一つノ方法デアリマ
ス、又戰爭理論ガ歐洲戰爭以前ト以後ト變
化シテ居リマスカラ、是等ノ點ニ關シマス
所ノ研鑽ヲ盡サネバ相成リマセヌ、本法第一
條ノ規定ヲ讀ンデモ、學界ニ於キマシテ
謂フ所ノ全體戰ノ理論ヲ採用シテ居ルモノ
デアリマス、此點ニ關シ國民ノ徹底的理解
ヲ得マスコトガ、本法運用上重ナルコト
ハ申ス迄モナインコトデアリマス……
〔發言スル者アリ〕

○議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス
○井阪豊光君(續) 其二ハ、我國ノ内閣制
度ヲ強化スベシト云フコトハ數年來ノ世論
ニ活用セラレマシテ、我ガ國家ノ安泰ヲ期
ノツデアリマシタ、平時一般ノ行政ニ付
バ、總動員ノ目的ヲ達スルコトハ不可能デ
キマシテモ、今日ノ制度デハ各省割據ノ弊
害ヲ藏スルコトハ何人モ認メル所デアリマ
ス、然ルニ此總動員法ハ、國政全般ニ瓦リ
密ナル統制ガナケレバ決シテ完全ニ行ハ
レルモノデハナイノデアリマス、行政機關
ガ一丸トナリマシテ活動シ得ル所ノ體制ヲ
整ヘナケレバナラス筈ノモノデアリマス、
本法實施ヲ機會ニ、懸案デアリマシタ所ノ
内閣制度、其他中央地方ノ制度ガ斷然革新
ガ府縣ノ區域ト錯綜スルト云フガ如キハ、
サルベキモノデアリマス、稍、枝葉デアリマ
シタ爲ニ、國民ハ近代戰ノコトハ之ヲ耳ニ
シテ居リマスガ、直接ニ體驗ヲ經テ居リマ
セヌ、實際ニ於テ將來國家總動員ヲ行ヒマ
ス爲ニハ、英國ニ於ケル國防大學、亞米利
加ニ於ケル產業動員大學ノヤウナ、之ニ從
事スル幹部ヲ養成スルト同時ニ、一般國民
ニ對シマシテモ、國防思想及ビ外交事情ヲ
周知徹底セシムルヤウ、各種ノ方策ヲ立て
ラレタイノデアリマス、例ヘテ申シマシタ
ナラバ、帝國大學ニ國防科ヲ附置スルコト
モ一つノ方法デアリマス……
〔發言スル者アリ〕

其次ハ教學刷新ヲ期スルコトデアリマス、
國家總動員ノ目的ヲ達シマスルニハ、總動員
ニ關スル技術的ノ知識ダケデハ固ヨリ十分
デゴザイマセヌ、之ニ貫クニ愛國ノ精神ヲ
以テ一貫シナケレバナラスト云フコトハ、
是ハ申マデモナイコトデアリマス、我國ノ
教育制度、殊ニ小學校教育、帝國大學ノ制
度モ、明治文化ニ於キマシテハ非常ニ貢獻
ヲ致シマシタ、日清日露ノ戰争ニモ、過去
七八年頃ヨリ、社會主義的思想ガ我國ノ高
等教育ヲ蝕ミマシテ今日ノ狀況ヲ呈スルニ
至リマシタ、先般帝國大學ノ教授ノ收監サ
レシガ如キハ、洵ニ遺憾ニ堪ヘナ次第デ
アリマス……

〔簡単々々〕ト呼ヒ其他發言スル者ア
リ
○議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス
○井阪豊光君(續) 教學ヲ刷新シナケレ
バ、總動員ノ目的ヲ達スルコトハ不可能デ

アリマス、前ニ國防思想ノ普及徹底、國際情勢ノ國民的理解ト申上ゲタコトモ、此教學ノ興隆ト云フコトガ根柢ヲ成スモノデナケレバ其效果ハ極メテ薄弱デアリマス、昨年以來ノ國民精神總動員運動ナルモノハ、甚ダ遺憾デアリマスガ、何等ノ效果ヲ齎サナカツト申シテモ敢て酷評デハナイノデアリマス、此事ハヤハリモウツ深ク掘下ゲテ事ニ當ルベキモノデハアルマイカト、

私ハ考ヘテ居ルヤウナ次第アリマス、文教ノ任ニ當ルヤウナ方々ハ、其責任特ニ重大デアルト思ハレルノデアリマス、國家總動員ノ仕事ハ陸海軍、大藏省、商工省、厚生省ノ仕事ト考ヘラレズシテ、文部省ガ其第一ノ責任ヲ負フベキモノデアルト覺悟シナケレバナラヌノデアリマス(拍手)

最後ニ本法第五十條ノ點デアリマス、先刻委員會ニ於テ、總理大臣ニ於カセラレマシテ、本審議會ニハ貴衆兩院議員過半數ヲ委員ニ選任スル、斯ウ仰セラレタノデアリマス、是ハ洵ニ結構デアリマス、而シテ之ニ關シマシテ各省ニ又委員會ガ設ケラレルコト相成リマス、此各省ニ設ケラレル委員會ニ於キマシテモ、ドウカ之ヲ參照シテ戴キタインデアリマス、又此委員ヲ選定致スニ付キマシテハ、所謂國防ニ認識アル人

ニ、國家總動員法ハ絶對的ニ必要デアルト確信スル者デアリマス(拍手)即チ言フ迄モナク我ガ日本ハ現實ニ支那國民政府ト戰フテ居ルノデアル、サウシテ長期戰ニ入ッテ居ルノデアル、相手弱シト見テ、此事變ヲ輕視シテハナラヌノデアル、若シ長期戰中日本ノ國防力ニ少シモ間隙ヲ生ズルナラバ、何時第三國ノ干涉又ハ戰爭參加ガアルカモ知レナインデアリマス(拍手)新聞ノ報

シテ居ルノデアリマス、又是ト並行シテ、豫テ陸軍省ニ於テ立案中ノ、一朝有事ノ時ニハ四箇月以内ニ二百三十万人ノ軍隊ヲ戰線ニ送ルト共ニ、是ガ銃後生產力ニ萬遺憾ナキヲ期スル所ノ戰時總動員計畫ガ完成シタト報道サレテ居ルノデアリマス、斯ル國

際情勢ハ、曩ニ述ベタ我國ノ歴史的使命ヲ

果ス爲ニ今ヤ躍進ヲ遂ゲツ、アル日本ニ取

リマシテハ、國防力ノ充實ガ絶對的ニ必要

デアルコトハ多言ヲ要シナインデアリマス

(拍手)而シテ近代戰爭ハ國力戰爭デアリ、

兵員ノ動員竝ニ軍需工業ノ動員ノミデハ極

メテ不十分デアッテ、國ノ人力、經濟力、精

神力ヲ總テ一ツノ中心ニ組織化シ、一元的

作戰計畫ノ下ニ一絲亂レズ、綜合的ニ活動

シ得ルヤウニシナケレバナラヌノデアル

(拍手)國家組織、經濟組織ガ絶對的必要デアルト吾

シテ居ル日本ニ於テハ、一部局ノ破綻ガ、

直チニ以テ全局ノ破綻ヲ惹起スル虞ガアル

ノデアリマス、國力ノ周到ナル組織化、即

チ國家總動員計畫ガ絶對的必要デアルト吾

ハ信ズルノデアリマス(拍手)本案審議中

ニ現レターツノ反對意見、即チ總動員計畫

ヲ立法化スルコト、即チ本案提出ハ國民ノ

忠誠心ヲ信賴セザルモノデアリ、且ツ却テ

之ヲ阻礙スルモノデアルトノ意見ガ出タノ

デアリマスケレドモ、斯ル意見ハ一切ノ勞

働立法ニ對シテ、是ハ我國獨特ノ家族主義

主從ノ美風、溫情主義ノ醇風美俗ヲ破壊ス

ルモノナリトシテ反對シテ來ク態度ト全ク

同斷デアッテ、其非科學的、非論理的デアル

ト云フ點ニ於テハ、遺憾ナク其正體ヲ暴露

シテ居ルノデアリマス(拍手)サウシテ是ハ

單ナル感情論デアリマス、若シ夫レスル美

シイ衣ノ下ニ、此觀念論ノ下ニ、公益ヨリ

モ私益ヲ先ニシ、國家ヨリモ個人ヲ重シト

スルガ如キ資本主義的「イデオロギー」ガ含

マレテ居ルトスルナラバ、此際斯ル思想ハ

斷乎トシテ排撃シナケレバナラヌノデアリ

マス

ナカツト申シテモ敢て酷評デハナイノデアリマス、此事ハヤハリモウツ深ク掘下ゲテ事ニ當ルベキモノデハアルマイカト、

ニ官界ノ刷新肅正ヲ斷行サルベキコト
書ニシテ申上ゲマス
第一項、政府ハ本法施行ト相俟テ國防思想ニ普及及ビ徹底ノ方策ヲ樹ツルコト
思想ニ普及及ビ徹底ノ方策ヲ樹ツルコト
第二項、内閣制度其行政機構ノ改革竝
ニ官界ノ刷新肅正ヲ断行サルベキコト
第三項、教學ノ刷新興隆ヲ期スルコト
第四項、國家總動員ノ審議會ノミナラズ
本法施行ノ際設ケラルベキ各省委員會モ之
ガ設置ノ趣旨ニ鑑ミ貴衆兩院議員並ニ民間權威者ヲ主力トスルコト

此四項デアリマス、終ニ一言致シマス、本法案ノ重大性ニ鑑ミラレテ、政民兩黨ヲ
本法案ノ重大性ニ鑑ミラレテ、政民兩黨ヲ
學ゲテ之ニ贊成サレマシタコトハ淘ニ感謝ニ堪ヘヌ次第アリマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 西尾末廣君
○議長(小山松壽君) 西尾末廣君
○西尾末廣君 私ハ社會大眾黨ヲ代表シテ、本法案ニ五箇條ノ希望條項ヲ附シテ、贊成ノ意ヲ表シタクト思フノデアリマス、本案ヲ審議スルニ當ッテハ、局部的、又狹隘ナル観點カラスルノデナクシテ、今後ノ世界ハ如何ナル方向ニ向ッテ居ルカ、更ニ現實ノ國際情勢ハドウナツテ居ルカ、我ガ日本ノ歴史的使命ハ何デアルカ、斯ウ云フ點カラ考ヘマシテ、此判断ヲシナケレバナラスト思フノデアリマス、今ヤ世界ハ資本主義的政治經濟制度ノ弊害ノ爲ニ惱マサレテ居ルノデアリマス、此害惡ハ其國々ノ内政問題デアルト同時ニ、又國際問題トナッテ現レテ來テ居ルノデアリマス、嘗テ近衛首相ハ、今日ノ相剋摩擦ハ國內的ニモ國際的ニモ、持テル者ト持タザル者トノ對立相剋ガ根本的原因为アルト喝破セラレタコトハ、蓋シ淘ニ至シテアルト吾々ハ信ズルノデアリマス、今ヤ世界ハ個人主義ヨリ相互主義ヘ、自由主義ヨリ統制主義ヘト進展シツ、アルノデアリマスガ、各個人ノ自由ヲ或ル程度ニ制御スルコトニ依テ、全體ノ發展ヲ國リ、其部

○議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス
○議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス
○井坂豊光君(續) 所謂時局ニ認識アル所ノ人物ヲ簡拔シテ戴キタインデアリマス、時間ヲ制限サレマシタ爲ニ極メテ早口ニ申シタノデアリマスカラ、委細ハ速記錄ヲ御覽願ヒタイト思ヒマス……
(發言スル者アリ)

○議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス
○井坂豊光君(續) 所謂時局ニ認識アル所ノ人物ヲ簡拔シテ戴キタインデアリマス、時間ヲ制限サレマシタ爲ニ極メテ早口ニ申シタノデアリマスカラ、委細ハ速記錄ヲ御

○西尾末廣君 私ハ社會大眾黨ヲ代表シテ、本法案ニ五箇條ノ希望條項ヲ附シテ、贊成ノ意ヲ表シタクト思フノデアリマス、本案ヲ審議スルニ當ッテハ、局部的、又狹隘ナル観點カラスルノデナクシテ、今後ノ世界ハ如何ナル方向ニ向ッテ居ルカ、更ニ現實ノ國際情勢ハドウナツテ居ルカ、我ガ日本ノ歴史的使命ハ何デアルカ、斯ウ云フ點カラ考ヘマシテ、此判断ヲシナケレバナラスト思フノデアリマス、今ヤ世界ハ資本主義的政治經濟制度ノ弊害ノ爲ニ惱マサレテ居ルノデアリマス、此害惡ハ其國々ノ内政問題デアルト同時ニ、又國際問題トナッテ現レテ來テ居ルノデアリマス、嘗テ近衛首相ハ、今日ノ相剋摩擦ハ國內的ニモ國際的ニモ、持テル者ト持タザル者トノ對立相剋ガ根本的原因为アルト喝破セラレタコトハ、蓋シ淘ニ至シテアルト吾々ハ信ズルノデアリマス(拍手)又外電ノ報ズル所ニ依リマスナラバ、常ニ平和ノ使徒ノ如クマス、又此事實ハ東洋ニ重大ナル影響ヲ及ぼスル所ニ依リマスアル、サウシテ長期戰ニ入ッテ居ルノデアル、相手弱シト見テ、此事變ヲ輕視シテハナラヌノデアル、若シ長期戰中日本ノ國防力ニ少シモ間隙ヲ生ズルナラバ、何時第三國ノ干涉又ハ戰爭參加ガアルカモ知レナインデアリマス(拍手)新聞ノ報

シテ居ルノデアリマス、又是ト並行シテ、豫テ陸軍省ニ於テ立案中ノ、一朝有事ノ時ニハ四箇月以内ニ二百三十万人ノ軍隊ヲ戰線ニ送ルト共ニ、是ガ銃後生產力ニ萬遺憾ナキヲ期スル所ノ戰時總動員計畫ガ完成シタト報道サレテ居ルノデアリマス、斯ル國際情勢ハ、曩ニ述ベタ我國ノ歴史的使命ヲ果ス爲ニ今ヤ躍進ヲ遂ゲツ、アル日本ニ取リマシテハ、國防力ノ充實ガ絶對的ニ必要デアルコトハ多言ヲ要シナインデアリマス(拍手)而シテ近代戰爭ハ國力戰爭デアリ、兵員ノ動員竝ニ軍需工業ノ動員ノミデハ極メテ不十分デアッテ、國ノ人力、經濟力、精神力ヲ總テ一ツノ中心ニ組織化シ、一元的作戰計畫ノ下ニ一絲亂レズ、綜合的ニ活動シ得ルヤウニシナケレバナラヌノデアル(拍手)國家組織、經濟組織ガ絶對的必要デアルト確信スル者デアリマス(拍手)即チ言フ迄モナク我ガ日本ハ現實ニ支那國民政府ト戰フテ居ルノデアル、サウシテ長期戰ニ入ッテ居ルノデアル、相手弱シト見テ、此事變ヲ輕視シテハナラヌノデアル、若シ長期戰中日本ノ國防力ニ少シモ間隙ヲ生ズルナラバ、何時第三國ノ干涉又ハ戰爭參加ガアルカモ知レナインデアリマス(拍手)新聞ノ報

〔發言スル者アリ〕

○議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス

○西尾末廣君(續) 勞働者ハ労働ヲ以テ國ニ報ズ

ニ報ジ、財力アル者ハ財力ヲ以テ國ニ報ズ
ルトノ愛國心ノ具體的表現ト、之ヲ組織化シ、總動員法ニ依ラザレバ、今後ノ戰争ニ

勝利ヲ博スルコトハ出來ナイノデアリマス、
單ナル抽象的ナル愛國心ノミニ依ツテハ、戰

捷ヲ確保スルコトガ出來ナイノデアリマス、
本案ハ又憲法第三十一條ニ規定セル非常大

權ヲ干犯セルモノナリトノ議論ガアツタ、又

廣汎ナル委任勅令ハ憲法違反ナリトノ説ヲ

爲ス者ガアツタ、之ニ對スル政府ノ辯明ト對

比シテ、吾等ハ本案提出ノ最初ヨリ確信シ

テ居リマシタ所ノ、即チ……

〔發言スル者アリ〕

○議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス

○西尾末廣君(續) 大權干犯ニアラズ、憲

法違反ニアラズトノ確信ヲ、吾々ハ少シモ
動搖セシムルコトガナカツタノデアリマス

(拍手)併ナガラ斯ル廣汎ナル委任勅令ヲ伴

フ立法ハ、假令大權干犯ニアラズ、憲法違

反ニアラズト致シマシテモ、又將來ノ戰爭

ノ形態及ビ其規模等ヲ豫測シ難キガ故ニ、

已ムヲ得ザルニ出デタルニモセヨ、一步誤

レバ憲法ノ精神ニ悖リ、且ツ行政獨善ニ陷

リ、爲ニ國民ノ心カラナル積極的協力ヲ阻

碍スルコトトナリ、延イテハ本法ノ所期ス

ル目的ト遠ク相距ル結果トナルヲ保シ難キ

ヲ思ヒ、本法ノ實施運用ニ當ツテハ、政府ハ

極メテ謙虛ニシテ慎重ナル態度ヲ以テ臨ム

ベキデアリマシテ、苟モ權力ヲ弄ビ、且ツ

マス(拍手)ソレ故ニ吾々ハ茲ニ五ツノ警告

的希望條項ヲ附シマシテ、以テ躍進途上ニ

在ル日本ノ全責任ヲ背負テ立ツ所ノ政府

ヲシテ、誤リナカラシメントスル者デアリ

マス

即チ吾々ノ希望條項ノ第一ハ、本法ハ最

モ廣汎ナル劃期的國家統制ノ規定ニシテ、
老朽固定セル現行行政機構ヲ以テシテハ所

期ノ目的ヲ達成シ難キニ鑑ミ、政府ハ内閣

制度、中央並ニ地方行政機構、官吏制度等

ニ鑑ミル刷新改革ヲ斷行スベシ、斯様ニ

全般ニ瓦ル刷新改革ヲ斷行スベシ、行政機構ノ革新及

ビ官吏制度ノ刷新改革ハ、現下ノ國際關係

ニ鑑ミルナラバ、悠長ニ調査研究中デアル

ト云フコトデハ濟マサレナインデアリマス、
若シ調査研究ニ藉口シテ、荏苒日々過スヤ

ウナコトガアリマスナラバ、政府自ラ本法急施

ノ必要ヲ強調シクコトヲ裏切り、議會ヲ、國

民ヲ欺キタリトノ非難ヲ甘受シナケレバナ

ラヌノデアリマス(拍手)又近衛首相ハ行政機

構ノ改革ト、官吏制度ノ改革ニ付テハ、現在

政治家中最モ熱心ナリト吾々ハ信ジテ居ルノ

デアリマスガ、更ニ又此一ツノ改革ハ、極メテ

至難ナコトニ屬スルガ故ニ、全國民ノ信賴

ヲ一身ニ集メテ居ル所ノ近衛首相ヨソ、此

難事ヲ爲シ得ルノデアリマシテ、若シ近衛首

相ニシテ之ヲスラ爲シ得ルナイトスルナラ

バ、果シテ何人ガ爲シ得ルデアリマセウカ、

鑑ミ、政府ハ勞働者ノ積極的協力ヲ實現シ

得ルヤウ速ニ勞働國策ヲ確立スベシ(拍手)

ノ徹底ヲ期スベシ、五ハ本法中銘後生産力

ノ擴充ト勞働動員ニ關スル規定ノ重要性ニ

ノ必要ヲ強調シクコトヲ裏切り、議會ヲ、國

民ヲ欺キタリトノ非難ヲ甘受シナケレバナ

ラヌノデアリマス(拍手)又近衛首相ハ行政機

構ノ改革ト、官吏制度ノ改革ニ付テハ、現在

政治家中最モ熱心ナリト吾々ハ信ジテ居ルノ

デアリマスガ、更ニ又此一ツノ改革ハ、極メテ

至難ナコトニ屬スルガ故ニ、全國民ノ信賴

ヲ一身ニ集メテ居ル所ノ近衛首相ヨソ、此

難事ヲ爲シ得ルノデアリマシテ、若シ近衛首

シテ、本案ニ對スル贊成ノ意見ヲ明ニシテ
伊ト存ジマス、本案ガ國防目的達成ノ爲メ

絶對的ニ必要ナル戰時立法ナルコトハ、吾々

ノ夙ニ痛感致シマシタ所デアリマシテ……

○議長(小山松壽君) 今井新造君

〔發言スル者多シ〕

○議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス——

井上君ニ御注意致シマス、御著席ヲ願ヒマス、

是ガ吾々ノ政府ニ對スル希望條項デアリマス

ノ徹底ヲ期スベシ、五ハ本法中銘後生産力

ノ擴充ト勞働動員ニ關スル規定ノ重要性ニ

ノ必要ヲ強調シクコトヲ裏切り、議會ヲ、國

民ヲ欺キタリトノ非難ヲ甘受シナケレバナ

ラヌノデアリマス(拍手)又近衛首相ハ行政機

構ノ改革ト、官吏制度ノ改革ニ付テハ、現在

政治家中最モ熱心ナリト吾々ハ信ジテ居ルノ

デアリマスガ、更ニ又此一ツノ改革ハ、極メテ

至難ナコトニ屬スルガ故ニ、全國民ノ信賴

ヲ一身ニ集メテ居ル所ノ近衛首相ヨソ、此

難事ヲ爲シ得ルノデアリマシテ、若シ近衛首

相ニシテ之ヲスラ爲シ得ルナイトスルナラ

バ、果シテ何人ガ爲シ得ルデアリマセウカ、

鑑ミ、政府ハ勞働者ノ積極的協力ヲ實現シ

得ルヤウ速ニ勞働國策ヲ確立スベシ(拍手)

ノ徹底ヲ期スベシ、五ハ本法中銘後生産力

ノ擴充ト勞働動員ニ關スル規定ノ重要性ニ

ノ必要ヲ強調シクコトヲ裏切り、議會ヲ、國

民ヲ欺キタリトノ非難ヲ甘受シナケレバナ

ラヌノデアリマス(拍手)又近衛首相ハ行政機

構ノ改革ト、官吏制度ノ改革ニ付テハ、現在

政治家中最モ熱心ナリト吾々ハ信ジテ居ルノ

デアリマスガ、更ニ又此一ツノ改革ハ、極メテ

至難ナコトニ屬スルガ故ニ、全國民ノ信賴

ヲ一身ニ集メテ居ル所ノ近衛首相ヨソ、此

ヲ言フカ」「取消セ」ト呼ヒ其他發言スル者

多ク議場騒然、今日我國ノ求メテ居ルモノ

ハ、確信ニ満チタ政治ノ指導者デアリマス、

近衛首相ニシテノミ、初メテ之ヲ斷行スル

コトガ出来ルノデアリマス、私ハ此點ヲ特

ニ總理大臣ニ申上ゲマシテ、本案ニ對スル

贊成ノ意ヲ表スル次第デアリマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 今井新造君

〔發言スル者多シ〕

○議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス——

井上君ニ御注意致シマス、御著席ヲ願ヒマス、

是ガ吾々ノ政府ニ對スル希望條項デアリマス

ノ徹底ヲ期スベシ、五ハ本法中銘後生産力

ノ擴充ト勞働動員ニ關スル規定ノ重要性ニ

ノ必要ヲ強調シクコトヲ裏切り、議會ヲ、國

民ヲ欺キタリトノ非難ヲ甘受シナケレバナ

ラヌノデアリマス(拍手)又近衛首相ハ行政機

構ノ改革ト、官吏制度ノ改革ニ付テハ、現在

政治家中最モ熱心ナリト吾々ハ信ジテ居ルノ

デアリマスガ、更ニ又此一ツノ改革ハ、極メテ

至難ナコトニ屬スルガ故ニ、全國民ノ信賴

ヲ一身ニ集メテ居ル所ノ近衛首相ヨソ、此

難事ヲ爲シ得ルノデアリマシテ、若シ近衛首

相ニシテ之ヲスラ爲シ得ルナイトスルナラ

バ、果シテ何人ガ爲シ得ルデアリマセウカ、

鑑ミ、政府ハ勞働者ノ積極的協力ヲ實現シ

得ルヤウ速ニ勞働國策ヲ確立スベシ(拍手)

ノ徹底ヲ期スベシ、五ハ本法中銘後生産力

ノ擴充ト勞働動員ニ關スル規定ノ重要性ニ

ノ必要ヲ強調シクコトヲ裏切り、議會ヲ、國

民ヲ欺キタリトノ非難ヲ甘受シナケレバナ

ラヌノデアリマス(拍手)又近衛首相ハ行政機

構ノ改革ト、官吏制度ノ改革ニ付テハ、現在

第一讀會ノ續

六九五

ハ、殆ド衆口一致決定的デアリマス、之ニ
對シテ近衛總理大臣ガ極メテ率直ニ、官僚
獨善ノ弊風ヲ認メラレマシテ、是ガ刷新ニ
努力致スベシト言明セラレマシタコトハ、
吾々其誠意ニ對シテ敬意ヲ表スル者デアリ
マス、但シ此事タルヤ、如何ニ首相ニ誠意
ガアリ、國務大臣ニ誠意ガアリマシテモ、
單ニ誠意ノミデハ此事ハ實現サレナイ、一
片ノ訓示ヤ、一片ノ訓戒ヲ以テシテハ、到底
其目的ヲ達セラレマセヌ、故ニ此際政府
ハ最モ真剣ニシテ熱心ナル態度ヲ以テ、有
ユル具體的方策ヲ徹底的ニ確立實行セラレ
マシテ、官吏ノ素質向上、獨善主義ノ打破
ヲ圖ラレタイト云フコトヲ吾々ハ熱望致ス
ト同時ニ、此際吾々ガ特ニ政府ニ希望致シ
マスノハ、國民精神ノ團結、就中國家總動
員ニ最モ必要デアル官民一致協力ノ精神ヲ
愈、涵養強化スル意味ヨリ致シマシテ、官吏
ガ國家ヨリ受クル所ノ特權ヲ十分御考究ノ
上、之ヲ斷乎改廢シテ戴キタイト云フ一事
デアリマス、申ス迄モナク戰ニ最モ缺クベ
カラザルハ、國民ノ旺盛ナル精神力デアリ
マス、今日ノ如ク國民一般ガ官吏ニ對シテ
尊敬モ信賴モ拂ハナイ、寧ロ官吏ガ國家ヨ
リ受クル特權ニ對シテ、反感スラ懷クヤウ
ナ有様ヲ以テシテハ、如何ニ國民精神總動
員ヲ政府ガ力説致シマシテモ、官民一致ノ
結合ヲ圖ルコトハ難カシイノデアリマス、
今日國民ノ中ニハ、終日終夜營々トシテ努
力致シマシテモ、尙且ツ衣食ニ窮スル者ガ
アル、農村ニ又ハ都會ノ巷ニ於テ充満シテ
居ル、而モ一面、官吏ノ退職者ガ五千圓
モ、一万圓モ別途收入ガアツテ、何等生活ニ
不安ヲ感ゼザルニモ拘ラズ、二千五百圓
モ、三千圓モノ恩給ヲ平然トシテ國家ヨリ
受ケテ居ルト云フコトハ、私ハ餘リニモ不
合理ナ事實デハナイカト思フ、所謂近衛首
相ノ社會正義ニ私ハ反スル事實デハナイカ

過ギマセヌガ、須ク國民精神ノ團結ヲ圖ラントスルナラバ、斯ノ如キ不合理、斯ノ如キ非正義ノ點ヲ改革サレテ、國家ノ爲ハ、官吏自ラ受クル所ヲ薄クシテ、己ヲ空シウシテ、身ヲ以テ奉公ノ範ヲ垂ルベキデアルト私ハ信ジマス、願クハ此際官吏ノ受クル不合理ナ特權ニ付テハ、切ニ首相ノ一大英斷ヲ以テ改革サレンコトヲ私ハ切望致シマス、是ガ希望ノ第一デアリマス
〔發言スル者アリ〕

マヌス、今回ノ支那トノ戰ニ於テモ、過去ニ
於ケル外交ガ機宜ノ處置ヲ失シマンテ、既
ニ戰フ以前ニ於テ、我國ハ心ノ戰ニ敗レ
タ結果ガ、支那ニ日本與シ易シトノ觀念
ヲ與ヘ、第三國亦日本ヲ輕視シタ結果ガ事
態ヲ斯ノ如キ戰ニ迄導イタコトハ事實デア
リマス(拍手)

併シ吾々ハ今日既往ノコトハ一切咎メタ
クアリマセヌ、唯慎ムベキハ將來デアルト
思フ、今日以後ニ於テ假ニモ外國カラ侮ヲ
受ケル如キ軟弱ナル外交ヲ繰返シテハナラ
ナイ、堂々日本ノ主張ヲ全世界ニ宣明シテ、
戰ハズシテ正當ナル日本ノ要求ヲ世界ニ承
認セシムルコトニ飽マデ努力セナケレバナ
リマセヌ、斯ル見地ヨリシマシテ此總動員
法案ヲ見ル時ニ、吾々ハ直チニ國家トシテ
宣傳省ノ如キ機關ヲ新設シテ、各省ヲ初メ、
有ニユル情報機關ヲ之ニ依ツテ綜合統一シ、國
ノ外ニ向テハ帝國ノ主義、帝國ノ方針、帝
國ノ主張、之ヲ宣明シテ能ク理解ヲ與ヘ、
内全國民ニ對シテハ、之ニ依ツテ普ク時局
ニ對スル認識ヲ與ヘテ、啓蒙ニ資スルト共
ニ、國家ガ必要トル有ニル革新政策ノ如
キモノニ對スル深キ理解ヲ與フルコトノ最
モ必要ナルコトヲ私共ハ痛感致シマス、宜
シク政府ハ此點ニ付テ善處セラレンコトヲ
希望シマス

第三ノ希望ハ、本法第五十條ノ審議會ニ
關スルコトアリマス、一言ニシテ吾々ノ
希望ヲ述ベレバ、此審議會ニ貴衆兩院ヲ尊
重スルコトハ勿論デアルガ、政府ハ議院ヲ
尊重スルト云フコトト、政黨ヲ尊重スルコ
トトヲ混同シテハナラナイ、審議會委員ニ
ハ、政黨ト云フモノニ囚ハレナイデ、議員
中ヨリ眞ニ具眼達識ノ士ヲ選ブベシト云フ
ノガ吾々ノ主張デアリ、希望デアリマス、國
家總動員ノ立前ヨリ致シマシテモ、選舉法ヲ
根本的ニ改正シテ、議會ヲ刷新向上セシム
ルコトノ必要ハ論ズル迄モアリマセヌガ、

議會ニ多數ヲ占ムル政黨ニ對シテモ、吾々ハ國家總動員ノ立前ヨリ其刷新ノ急務ナルコトヲ痛感致シマス、本案審議ノ跡ヲ顧ミガスルニ、初メ本案ニ對シテ委員中ニハ、憲法ノ殿堂ガ、此一片ノ法律ニ依ツテ滅ボサレルカト思ヒマスルナラバ、吾々ハ最モ慎重ニ勇敢ニ非常ノ決意ヲ以テ審議スベキデアリ、此國家總動員法案ハ立法部ニ對スル二・二・六事件ガ起リツ、アルノデアルト斷言シテ憚ラナイト言ハレタ方ガアル、政府ハ速ニ此法案ヲ撤回シロ、斯ル法律ニ對シテ帝國議會ハ斷ジテ協賛ヲ與ヘテハナラナイ、斯ウ云フ意見ヲ述ベラレタ方ガアル、其後委員會ニ於キマシテモ、最後マデ反對ノ意見ガ滿チテ居ツタコトハ政府モ能ク御承知ノコトデアルト思フ、吾々ハ此状態ヲ見マシテ、本法案ハ斷ジテ議會ニ於テ協賛ヲ得ルコトハ困難ナリト初メ觀察致シマシテ、國家ノ爲メ憂慮致シテ居ツタ次第デアリマス、然ルニ本日各派代表ノ諸君ガ……
〔發言スル者多シ〕

○與ヘタコトハ否ムコトガ出來ナイ、本法
審議ノ委員會ニ於テ、或ル議員ハ今ヤ議院
ノ尊嚴ハ冒瀆セラレ、政黨ノ威信ハ失墜セ
ラレテ來テ居ルト述ベラレマシタガ、苟モ
國民ヲ代表スル議員ノ一言一行ト云フモノ
ハ、飽マデ良心的デアリ、信念的デナケレ
バナラヌト私ハ信ズル、言ヘバ必ズ行ヒ、
行ヘバ必ず果スト云フ信念ニ立脚シナケレ
バナラヌト思フ、然ルニ議會ニ於ケル言說
ガ定見ナク、識見ナク、輕率デアリ、不謹
慎デアルナラバ、國民ガ之ヲ蔑視シ、信賴
セザルニ至ルハ、私當然ノ事デアルト思フ、
政府ハ斯ル點ニモ能ク留意セラレマシテ、
所謂審議會ニ付テハ、政黨政派ニ囚ハレル
所ナク、眞ニ國家ノ爲メ、具眼達識ノ士ヲ
起用セラレンコトヲ熱望シテ已ミマセヌ、
私ノ贊成意見ハ之ヲ以テ終リト致シマス
○議長(小山松壽君) 三田村武夫君
〔三田村武夫君登壇〕

〔議場騒然〕

○議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス——
静肅ニ——静肅ニ願ヒマス
〔離席スル者アリ議場騒然〕

○議長(小山松壽君) 田中君ノ著席ヲ求メ
マス——田中君ノ著席ヲ求メマス
〔議場騒然〕

○議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス
〔離席者多ク議場騒然〕

○議長(小山松壽君) 御著席ヲ願ヒマス
○三田村武夫君 私ハ東方會ヲ代表シマシ
テ、次ノ二點ニ付キ政府ノ決意ヲ促シテ本
案ニ賛成致シマス、第一點、政府自身ノ總
動員體制確立ヲ要請スル、日支事變勃發以
來、政府施政ノ跡ヲ振返シテ見マスト、一貫
シタル不動ノ決意ト確信ガアリマセヌ、不
擴大、局地解決主義カラ、全面的擴大主義

○三田村武夫君(續) 政府ハ國民政府對手ニセズトノ聲明ヲ發シ、蔣介石政權ノ徹底的壊滅ヲ期スルト言ヒマシタガ、南京陥落後、事態ハ膠著シテ殆ド進捗シテ居リマセヌ、蔣介石ハ依然トシテ長期抗戰ヲ豪語シ、松井司令官凱旋ノ後ヲ追フガ如ク、敵ノ飛行機ハ我ガ臺灣ヲ空襲シテ居リマス、國民ハソコニ大ナル不安ト不満ヲ持ツテ居リマス、固ヨリソコニハ日本内外ノ複雜微妙ナル諸條件ガ作用シテ居ルコトハ、吾々ト雖モ知ツテ居リマスガ、一面重大ナル理由由ノ一ハ、政府自身ノ戰時體制不確立ニアルコトヲ、深ク指摘セザルヲ得ナイノデアリマス(議場騒然)

第二點、經濟ノ戰時體制ヲ先づ確立シナ
ケレバナリマセス、近代戰ハ單ナル武力戰
デハアリマセス、國力戰デアルコトハ既ニ
國民モ齊シク理解スル所デアリマス、就中
戰勝ノ爲ニ絕對ニ必要不可缺條件ハ、經濟力
ノ一元的運營デアリマス、即チ國家ノ全經濟
力ヲ戰爭目的ノ爲ニ動員シ、運營スルコ
トガ絕對ニ必要デアリマス、今事變ニ當ツ
吾々國民大衆ハ既ニ百万ノ大軍ヲ戰線ニ送
リ、數万ノ同胞ヲ肉彈トシテ君國ニ報ジテ居
マス、然ルニ國防力ノ中心タル產業經濟ガ、
果シテ戰爭目的ト同一ノ線ニ動員サレテ居
リマセウカ、賀屋大藏大臣ハ前回ノ臨時議
會、前々回ノ特別議會、又今議會ノ本會議
委員會ヲ通ジテ屢々言明シテ居ラレマス、一
百億、三百億ノ戰費心配ナシト言明サレテ
居リマス、然ルニ僅カ二十五億ノ軍事公債
消化ノ爲ニ、國民ノ少額ナル貯金ヲ引出サ
シメテ愛國公債ヲ買ハシメ、イタイケナ子ナ
供ノ小遣錢マデ取上げテ、愛國貯金ヲ爲サ
シメテ居ルデハアリマセヌカ、更ニ來ルベ
キヨリ大ナル戰局ニ備フル爲ノ、滿洲重工業
開發ニ要スル僅カ四億カ五億ノ資金ヲ、
國內ノ產業經濟界ニ求メ得ズシテ、危險ト
不安ノ伴フ外資輸入ニ俟タザルヲ得ナイ、
日本財界ノ醜態ハ何事デアリマスカ、國ノ
總豫算僅カ二億五千万圓、其時ニ日本ハ二
十五億ノ戰費ヲ支出シ、更ニ戰後經營ノ爲
ニ十數億ノ資金ヲ投ジテ満洲開發ヲヤツテ
居リマス、其日露戰爭當時ヲ回顧シテ、現
在ノ日本財界人ノ愛國的良心ヲ疑ハザルヲ
得ナインデアリマス

財界ノ一角カラ屢々不愉快ナル噂ヲ耳ニ致シマス、ソレハ或ハ生産力不足ヲ理由トシ、或ハ財界混亂ヲ名トシテ、戦争打切論ヲ爲ス者アリ、或ハ又蔣介石政權トノ和平解決ヲ云々タシツ、アル者ガアルノデアリマス、斯ノ如ク産業經濟界ノ状態ヲ放任シテ、何處ニ國力ノ總動員ガアリマセウカ、本法ヲ協賛シ、國民大衆ノ権利自由ヲ制限シ、束縛シテ、其決意ヲ促シテモ全ク無意義デアリマス、政府ハ速ニ國家即經濟ノ原則ヲ確立シ、本法發動ノ效果ヲ全カラシムベキ經濟ノ戰時體制ヲ確立シナケレバナリマセヌ、第三點私ハ最後ニ待望スル意味ニ於テ、協賛スルノデハアリマセヌ、今回ノ日支事變ヲシテ亞細亞戰爭ノ最後ラシメ、國民ニ戰爭ト國力ノ總動員ニ付テ一言致シマス、吾々ハ此戰爭準備立法ヲ協賛致シマスガ、ソレハ來ルベキ大戰爭ヲシテ、再び戰爭ノ慘禍ト忍苦ヲ味ハシメザル爲ニ、此國防目的之完成ノ爲ニスル國家總動員法ノ成立ヲ期待スルノデアリマス、元來何レニスル國家最高ノ目的ヲ持テ居リマスガ、日本ノ當面スル其國家最高ノ目的ハ、民族ノ發展ト國家ノ躍進デアリマス、ソレハ政治的、經濟的支配權ノ擴大デアリマス、日本ヲ中心トシタル亞細亞民族國家ノ建設デアリマス、而シテ此國家目的遂行ノ爲ニスル國家活動ノ常則ハ、政治ノ作用デアリ、外交ノ活動デナケレバナリマセヌ、然ルニ日本ノ中心トシタル亞細亞民族國家ノ建設イ事態ハ、國家ノ爲ニ最大ノ不幸デアリマス、必ズ戰爭ガアリマス、即チ戰爭ハ政治外交ノ失敗ヲ補フ最後ノ手段デアツテ、政治外交ノ失敗ヲ國民ノ肉彈ヲ以テ補ハザルヲ得ナシテ、國民ノ肉彈ヲ以テ戦争ヒ取りツ、アルノデアリマス、政策ヲ是正スルコトガ出來ズ、遂ニ肉彈ヲ

